

令和5年2月3日

高等裁判所民事首席書記官 殿

高等裁判所刑事首席書記官 殿

地方裁判所民事首席書記官 殿

地方裁判所刑事首席書記官 殿

家庭裁判所（家事）首席書記官 殿

最高裁判所事務総局総務局第三課長 永井英雄

「秘匿制度に係る改正通達に関する事務処理のポイントとQ  
&A」の発出について（事務連絡）

この度、下記の1から9までの通達が発出されました。

については、これらの通達の参考資料として、別添のとおり、「秘匿制度に係る改正通達に関する事務処理のポイントとQ&A」を送付しますので、執務の参考としてください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。

記

- 1 令和5年1月18日付け最高裁総三第325号事務総長通達「「事件の受付及び分配に関する事務の取扱いについて」の一部改正について」
- 2 令和5年1月18日付け最高裁総三第322号総務局長通達「「帳簿諸票の備付け等に関する事務の取扱いについて」の一部改正について」
- 3 令和5年1月18日付け最高裁総三第323号総務局長通達「「事件記録の保管及び送付に関する事務の取扱いについて」の一部改正について」
- 4 令和5年1月18日付け最高裁総三第327号事務総長通達「「民事訴訟記録の編成について」の一部改正について」

- 5 令和5年1月18日付け最高裁総三第328号事務総長通達「「刑事訴訟記録の編成等について」の一部改正について」
- 6 令和5年1月18日付け最高裁総三第329号事務総長通達「「家事事件記録の編成について」の一部改正について」
- 7 令和5年1月18日付け最高裁総三第330号事務総長通達「「子の返還に関する事件の記録の編成等について」の一部改正について」
- 8 令和5年1月18日付け最高裁総三第326号事務総長通達「「事件記録等保存規程の運用について」の一部改正について」
- 9 令和5年1月18日付け最高裁総三第324号総務局長通達「「刑事事件記録等の事件終結後の送付及び保存に関する事務の取扱いについて」の一部改正について」

# **秘匿制度に係る改正通達に関する事務処理のポイントとQ&A**

(令和5年2月3日 最高裁判所事務総局総務局第三課)

## 目 次

事務処理のポイントと確認すべき通達等

### 第1 受付分配通達Q & A

- 1 総論
- 2 別表第1（民事事件）について
- 3 別表第3（刑事事件）について
- 4 別表第5（家庭事件のうち家事事件及び訴訟等事件）について

### 第2 帳簿諸票取扱通達Q & A

- 1 改正事項
- 2 基本事件の事件簿の記載について
- 3 [REDACTED]について
- 4 他の雑事件の事件簿の記載について
- 5 その他

### 第3 保管送付通達Q & A

- 1 改正事項
- 2 具体的な取扱いについて

### 第4 民事編成通達Q & A

- 1 改正事項
- 2 第3分類の編成位置について（記1(3)関係）
- 3 別冊管理について
- 4 マスキング書面について
- 5 秘匿決定関係について
- 6 当事者間閲覧等制限について
- 7 閲覧等制限の却下、取消、閲覧等許可について
- 8 上訴、移行する手続等の取扱いについて

## 9 第三者閲覧等制限について

### 第5 刑事関係編成通達Q & A

#### 1 刑事編成通達（刑事和解関係）

- (1) 改正事項
- (2) 編成位置の定めについて（記第2の1(1)関係）
- (3) 別冊管理について（記第2の1(2)及び(3)関係）
- (4) 秘匿決定関係について
- (5) 当事者間閲覧等制限について
- (6) 閲覧等制限の申立ての却下、取消、閲覧等許可について
- (7) 抗告手続の取扱いについて
- (8) 第三者閲覧等制限の取扱いについて
- (9) 記録の謄本作成（記第2の2関係）

#### 2 損害賠償命令様式編成通達（刑事損害賠償命令事件関係）

- (1) 改正事項
- (2) 証拠等関係カードの写しの取扱い（記第2の1関係）
- (3) 刑事被告事件の訴訟記録の写しの取扱い（記第2の2関係）

### 第6 家事編成通達・ハーグ編成通達Q & A

- 1 改正事項
- 2 編成位置の定めについて
- 3 記録末尾での管理について
- 4 秘匿決定関係について
- 5 抗告、移行する手続における取扱いについて

### 第7 保存規程運用通達Q & A

- 1 改正事項
- 2 原本の編冊について
- 3 附属書類の分離について

#### 4 その他

### 第8 刑事事件記録等送付保存通達Q & A

1 改正事項

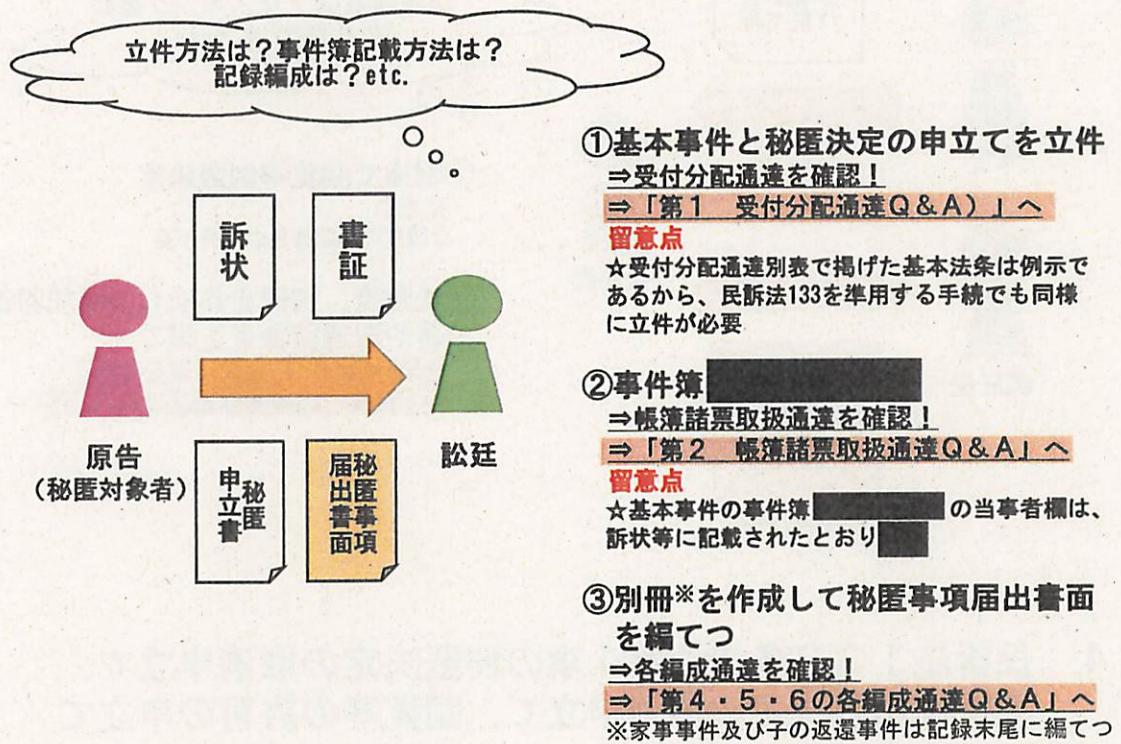
2 原本の編冊について

3 附属書類の分離について

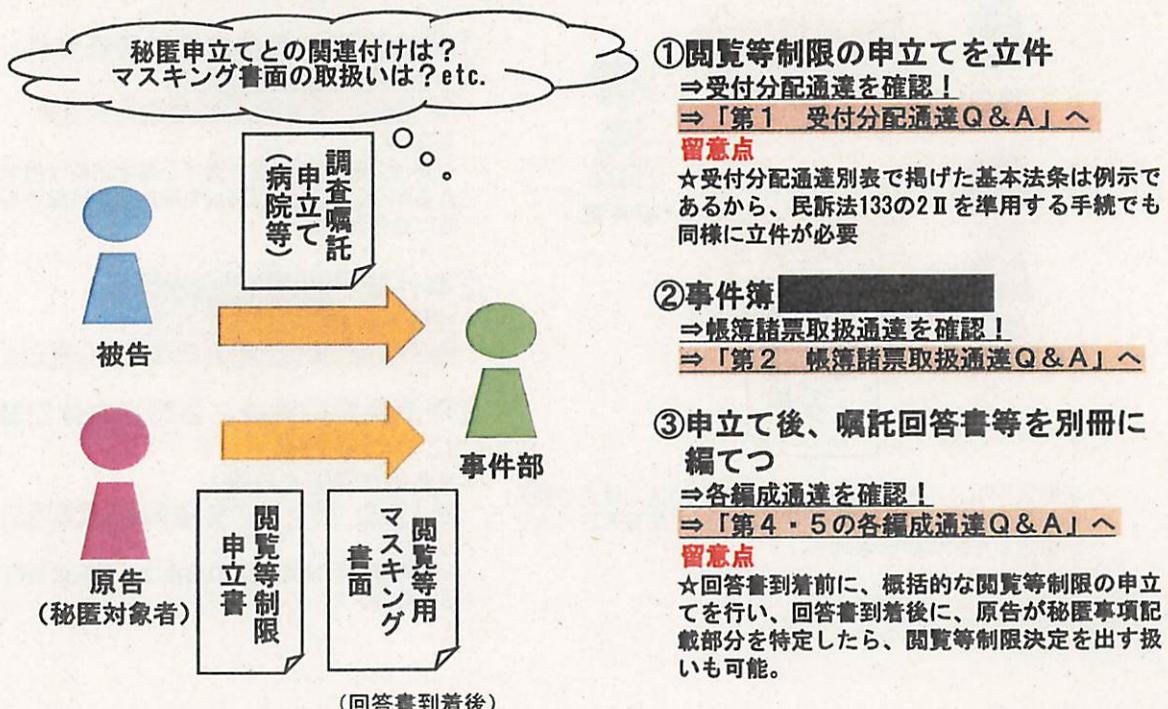
4 その他

# 事務処理のポイントと確認すべき通達等

## 1 基本事件の申立てと秘匿決定の申立て

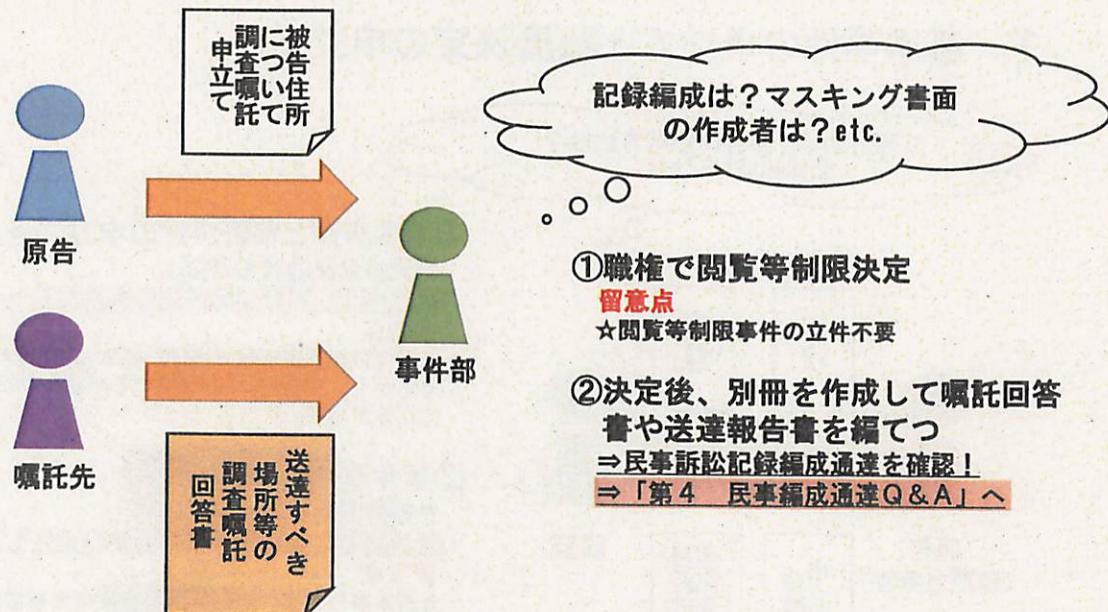


## 2 民訴法133条の2第2項の閲覧等制限の申立て (訴訟係属中の調査嘱託回答書等)

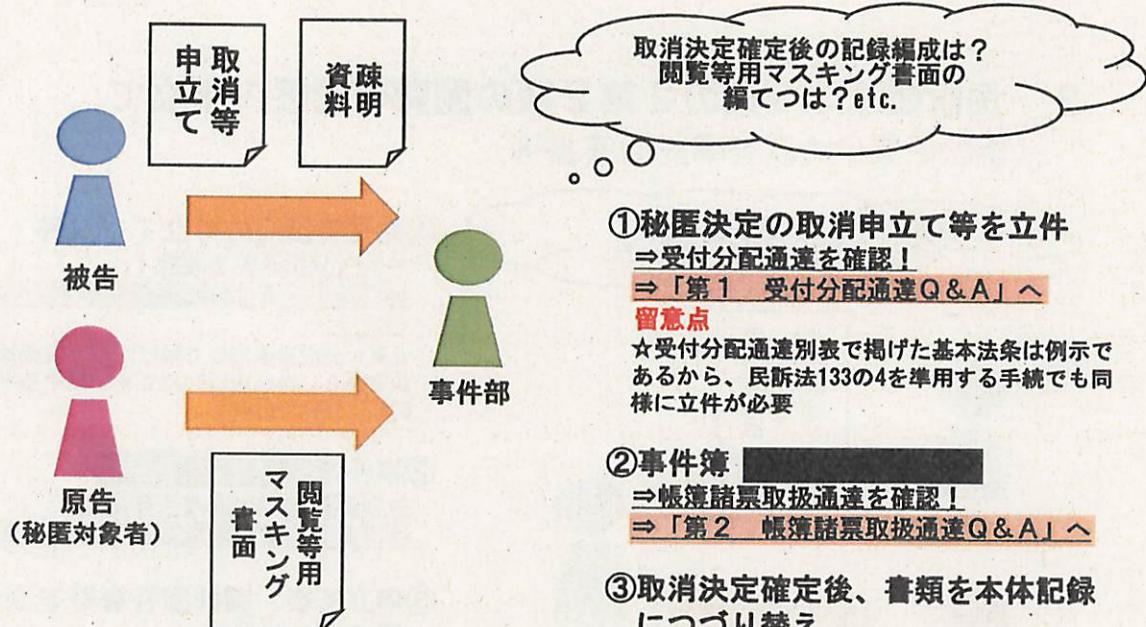


### 3 民訴法133条の3の閲覧等制限決定

（送達すべき場所等の調査嘱託回答書等の職権閲覧等制限決定）

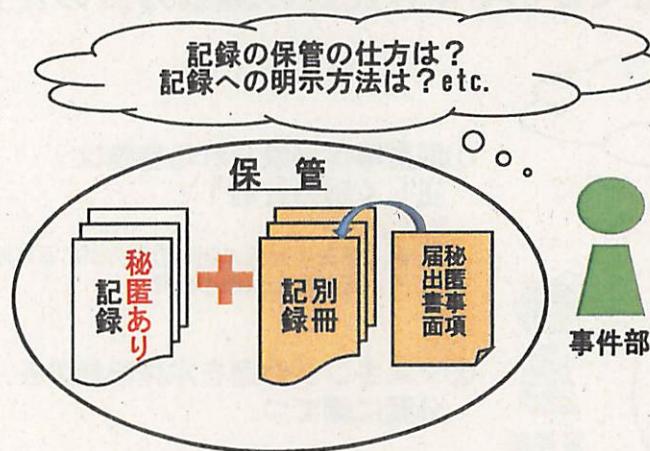


#### 4 民訴法133条の4第1項の秘匿決定の取消申立て、 閲覧等制限決定の取消申立て、閲覧等の許可の申立て



※閲覧等用マスキング書面は、一部取消決定確定や閲覧等が制限されている書類の一部について閲覧等許可決定が確定した際に提出される。

## 5 秘匿決定がされた事件記録の保管



秘匿の記録は区別して保管し、表紙に「秘匿あり」等明示

⇒保管送付通達を確認！

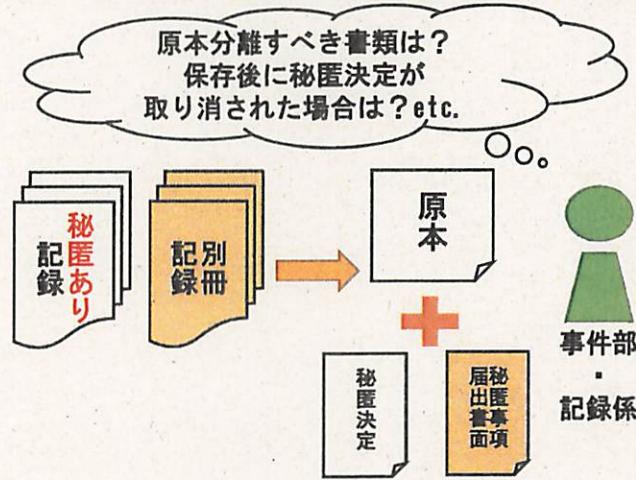
⇒「第3 保管送付通達Q & A」へ

### 留意点

☆当事者に対する閲覧等制限の申立てがあった場合の記録表紙の記載は、第三者閲覧等制限の申立てがあった場合と同様に取り扱う。

☆秘匿決定と閲覧等制限決定の両方がされた場合は、両方を記録表紙に明示する。

## 6 秘匿決定がされた事件の事件書類の保存



事件書類編冊目録の「備考」に「秘匿決定あり」等と記載

⇒保存規程運用通達を確認！

⇒「第7 保存規程運用通達Q & A」へ

⇒刑事事件記録送付保存通達を確認！

⇒「第8 刑事事件記録等送付保存通達Q & A」へ

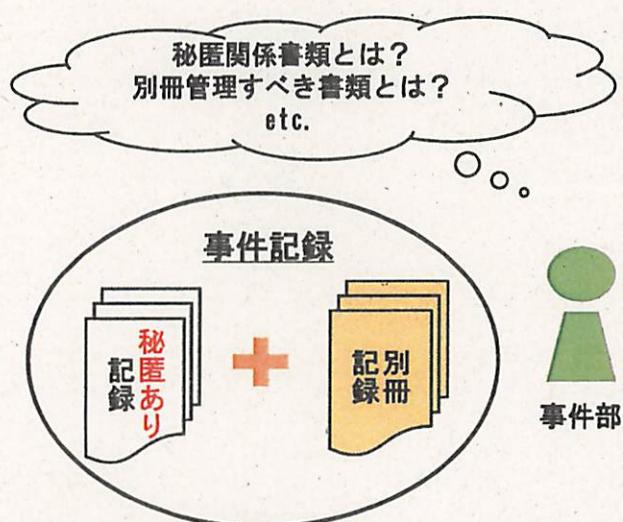
### 留意点

☆原本等に閲覧等制限決定がされている場合は、秘匿決定と閲覧等制限の両方を備考欄に記載

☆秘匿決定書と秘匿事項届出書面は附属書類として原本等とともに保存

☆保存後に秘匿決定が取り消された場合は、取消決定書も附属書類として保存

## 7 事件記録の編成方法の変更



①秘匿関係・閲覧等制限関係書類は一括して編てつ

②閲覧等が制限される書類は正しく別冊※管理！！

※家事事件及び子の返還事件は記録末尾に編てつ

### 留意点

☆秘匿と第三者閲覧等制限の両方がある事件は、それぞれ別の別冊を作成

☆秘匿決定の全部が取り消されるまで、秘匿事項届出書面は別冊管理を維持

☆秘匿決定の全部が取り消されても、閲覧等制限決定が取り消されるまで、閲覧等制限決定の対象書類の別冊管理は維持

③マスキング書面を本体記録の各分類に編てつ

### 留意点

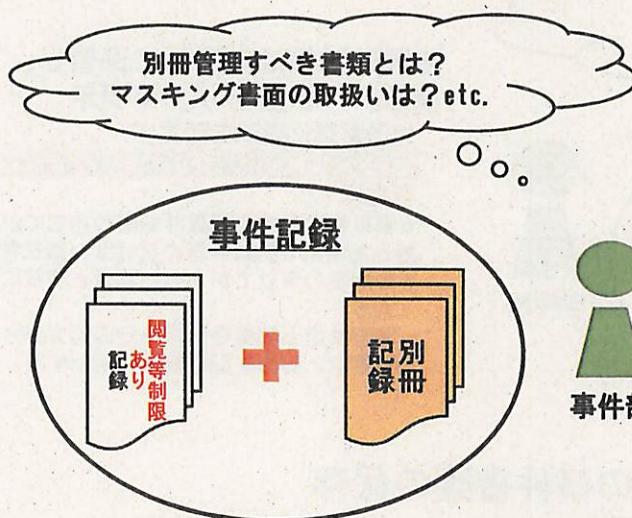
☆閲覧等の一部許可決定があった場合のマスキング書面は、別冊※管理

※家事事件及び子の返還事件は記録末尾に編てつ

⇒いずれも各編成通達を確認！

⇒「第4・5・6の各編成通達Q & A」へ

## 8 第三者閲覧等制限の申立てがある事件記録の編成方法の変更



①閲覧等が制限される書類は  
正しく別冊管理！！

**留意点**

☆秘匿と第三者閲覧等制限の両方がある事件  
は、それぞれ別の別冊を作成

②マスキング書面を本体記録の各  
分類に編てつ

⇒いずれも各編成通達を確認！

⇒「第4・5の各編成通達Q & A」へ



事件部

第 1  
**受付分配通達 Q & A**

## 目 次

### 第1 受付分配通達Q & A

1 総論.....	5
Q 1-1-1 受付分配通達の改正の概要はどのようなものか。 .....	5
Q 1-1-2 秘匿決定の申立てがされている場合に、同時に提出された訴状等の申立書や委任状等に秘匿事項が記載されている場合の注意事項は何か。 .	6
Q 1-1-3 提出された書類に秘匿事項や推知事項が記載されているか否かを書記官が一般的・網羅的に確認する必要はあるか。 .....	7
Q 1-1-4 書記官がその事務を処理している際に偶然秘匿情報が記載されていることを発見した場合はどうしたらいいか。 .....	8
2 別表第1（民事事件）について .....	9
Q 1-2-1 民事事件において、新たに立件を要することとなった申立ては何か。 .....	9
Q 1-2-2 新たに立件を要することとなった事件の立件基準及び符号は何か。 .....	11
Q 1-2-3 執行事件において秘匿決定の申立てがされた場合の符号は何か。 また、執行官に申し立てられる執行事件につき秘匿決定の申立てがされた場合の符号は何か。 .....	12
Q 1-2-4 併合されていない複数の事件について1通の秘匿決定申立書が提出された場合は、どのように立件するか。 .....	13
Q 1-2-5 1通の訴状で原告複数の申立てがされた場合に、1通の秘匿決定申立書で複数の原告に係る秘匿決定の申立てがされた場合は、どのように立件するか。 .....	14
Q 1-2-6 一度に提出された複数の書面について（証拠説明書と複数の書証等）、1通の秘匿事項記載部分の閲覧等の制限の申立書が提出された場合は、どう扱うべきか。 .....	15

Q 1－2－7 1通の申立書で複数の書面に係る閲覧等の許可の申立てがされた場合には、どう扱うか。.....	15
3 別表第3（刑事事件）について.....	16
Q 1－3－1 刑事和解及び刑事損害賠償命令事件の関係で、新たに立件を要することとなった申立ては何か。記録符号は何か。 .....	16
Q 1－3－2 刑事損害賠償命令事件が民事訴訟手続に移行する場合で、民事訴訟手続における秘匿の申立書や閲覧等制限の申立書が、記録送付前の刑事裁判所に対して提出された場合、立件等の処理はどのように行えば良いのか。 .....	17
Q 1－3－3 ①新たに立件を要することとなった事件の立件基準は何か。 ②1通の申立書で複数の当事者に係る秘匿申立てがされた場合は、どのように立件するのか。 ③1通の申立書で複数の書面に係る閲覧等の制限や閲覧等の許可の申立てがされた場合は、どのように立件するのか。 .....	18
4 別表第5（家庭事件のうち家事事件及び訴訟等事件）について .....	19
Q 1－4－1 家事事件及び訴訟等事件において、新たに立件を要することとなった申立ては何か。立件基準、記録符号は何か。 .....	19
Q 1－4－2 ①1通の申立書で複数の当事者に係る秘匿申立てがされた場合は、どのように立件するのか。 ②1通の申立書で複数の書面に係る閲覧等の制限や閲覧等の許可の申立てがされた場合は、どのように立件するのか。 21	21

## 略 称

本稿においては、次の略称を使用する。

### 1 法律

#### (1) 民訴法

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）による改正後の民事訴訟法（平成8年法律第109号）

#### (2) 民執法

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）による改正後の民事執行法（昭和54年法律第4号）

#### (3) 家事法

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）による改正後の家事事件手続法（平成23年法律第52号）

#### (4) 子奪取条約実施法

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）による改正後の国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成25年法律第48号）

### 2 規則

#### 民訴規則

民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和4年最高裁規則第17号）による改正後の民事訴訟規則（平成8年最高裁規則第5号）

### 3 通達

#### 受付分配通達

令和5年1月18日付け最高裁総三第325号事務総長通達「「事件の受付及び分配に関する事務の取扱いについて」の一部改正について」による改正後の平成4年8月21日付け最高裁総三第26号事務総長通達「「事件の受付及び分配に関する事務の取扱いについて」」

## 1 総論

Q 1-1-1 受付分配通達の改正の概要はどのようなものか。

A 民訴法の改正により新設された申立人等の住所等又は氏名等を当事者に対して秘匿する制度（以下「秘匿制度」という。）として新たに定められた申立てにつき、受付分配通達の別表第1及び別表第5の事件の種類欄を新設し、別表第3の基本法条を追加して、新たに立件を要する事件について定めたものである。

**Q 1－1－2 秘匿決定の申立てがされている場合に、同時に提出された訴状等の申立書や委任状等に秘匿事項が記載されている場合の注意事項は何か。**

**A** 秘匿決定の申立てにより秘匿対象者以外の者の閲覧等が制限される書面は秘匿事項届出書面のみであり（民訴法133条3項）、訴状等の申立書や委任状等に明らかに真の氏名や住所（秘匿事項）が記載されていても、当然に閲覧等が制限されるものではない。

そのため、訴状等の申立書の受付段階において、秘匿対象者が、秘匿事項が記載された書面の閲覧等の制限を希望する場合には、別途、①秘匿事項記載部分の閲覧等の制限の申立てが必要になること、②申立てがされない場合は、秘匿事項が記載され、秘匿対象者以外の者の閲覧等が可能な状態のまま手続が進行する可能性があることを教示することが相当である（なお、訴状等の申立書については、副本の送達が必要な場合がある点に留意する。）。

なお、書記官が訴状審査を目的として書面を閲読した際、偶然、秘匿情報が記載されていることを発見したような場合には、当事者の便宜を図る観点から、当事者にその旨を指摘しておくのが相当である（Q 1－1－4 参照）。

おって、秘匿情報の記載の有無を確認する目的で書面を閲読する必要はない（Q 1－1－3 参照）。

Q 1-1-3 提出された書類に秘匿事項や推知事項が記載されているか否かを  
書記官が一般的・網羅的に確認する必要はあるか。

A. 新たな秘匿制度においては、書記官が一般的・網羅的に確認する必要はない。  
秘匿情報が記録上表れないようによくすることは当事者の役割であることからすると、裁判所は提出された書面に秘匿情報が記載されているか否かを精査しなければならないものではなく、秘匿情報の記載の有無を確認する目的で書面を閲読する必要はない。したがって、たとえ、後に当事者が提出した書面に秘匿情報が記載されていることが判明した場合でも、秘匿情報の記載に気づかなかった事実をもって書記官事務として不相当とされることはないものと考えられる。

**Q 1-1-4 書記官がその事務を処理している際に偶然秘匿情報が記載されていることを発見した場合はどうしたらしいか。**

**A** 書記官が事案把握等を目的として書面を閲読した際、偶然秘匿情報が記載されていることを発見したような場合には、当事者の便宜を図る観点から、当事者にその旨を指摘しておくのが相当である。なお、秘匿情報が記録上表れないようにすることは当事者の役割であり、裁判所は提出された書面に秘匿情報が記載されているか否かを精査しなければならないものではなく、秘匿情報の記載の有無を確認する目的で書面を閲読する必要はないことに留意する。

## 2 別表第1（民事事件）について

Q 1-2-1 民事事件において、新たに立件を要することとなった申立ては何か。

A 1 秘匿制度に関して新たに立件が必要となるのは、以下の事件類型である。

(1) 民事雑事件として立件を要するもの（別表第1の61(21)から(24)まで）

ア 秘匿決定の申立て（民訴法133条1項）

イ 秘匿事項記載部分の閲覧等の制限の申立て（民訴法133条の2第2項）

ウ 秘匿決定等の取消しの申立て（民訴法133条の4第1項）

エ 秘匿決定等により閲覧等が制限される部分の閲覧等の許可の申立て（民訴法133条の4第2項）（以下「閲覧等の許可の申立て」という。）

(2) 執行雑事件として立件を要するもの（別表第1の63(25)）

供託命令の申立て（民執法161条の2、167条、167条の10、193条）

2 上記1の(1)及び(2)の申立ては、いずれも基本事件に付隨する申立てであるが、不服申立て方法が定められていることからすると、個々の申立てを特定した上で終局結果等の情報を管理することが相当と考えられるため、雑事件として立件することとした。

3 別表第1の基本法条は例示であるから、これらを準用する手続における申立てについても同様に立件する必要がある。

なお、人身保護事件又は行政事件において上記の申立てがあった場合は、別表第1の（注）2又は別表第2の（注）2記載のとおり、民事雑事件又は

執行雜事件に準じて扱うこととなるため、別表第1の人身保護雜事件又は別表第2の雜事件としてそれぞれ立件する。

Q 1-2-2 新たに立件を要することとなった事件の立件基準及び符号は何か。

A 1 立件基準について

- (1) 秘匿決定の申立て、秘匿事項記載部分の閲覧等の制限の申立て、秘匿決定等の取消しの申立て及び閲覧等の許可の申立てについては、申立書を基準とする。
- (2) 供託命令の申立ては、申立書又は移行決定書を基準とする。
- (3) 秘匿決定の申立て及び秘匿事項記載部分の閲覧等の制限の申立てについて申立書を立件の基準とするのは、審理や事務処理の利便性の観点から、各別に事件番号を付すことが相当であるため、秘匿対象者ごとに申立書が提出される必要があるからである。それでもなお、複数の秘匿対象者について1通の申立書が提出された場合は、申立人に対し、秘匿対象者ごとに申立てが必要である旨教示した上、各別に事件番号を付して立件することが相当である。

また、秘匿決定等の取消しの申立て及び閲覧等の許可の申立てについても、上記と同様に、各秘匿対象者に対する申立てごとに申立書が提出される必要があるから、申立書を立件の基準としている。複数の秘匿対象者に対する申立てが1通の申立書で提出された場合は、各秘匿対象者に対する申立てが必要である旨教示した上、各別に事件番号を付して立件することが相当である。

2 事件符号について

- ア 秘匿決定の申立て、秘匿事項記載部分の閲覧等の制限の申立て、秘匿決

定等の取消しの申立て及び閲覧等の許可の申立ての事件符号は、簡裁においては（サ）、地裁においては（モ）、高裁においては（ウ）である。

イ 供託命令の申立ての事件符号は、（ヲ）である。

Q 1-2-3 執行事件において秘匿決定の申立てがされた場合の符号は何か。

また、執行官に申し立てられる執行事件につき秘匿決定の申立てがされた場合の符号は何か。

A いずれも事件符号は（モ）である。

なお、秘匿事項記載部分の閲覧等の制限の申立て、秘匿決定等の取消しの申立て及び閲覧等の許可の申立ての事件符号も同様に（モ）である。

Q 1-2-4 併合されていない複数の事件について1通の秘匿決定申立書が提出された場合は、どのように立件するか。

A 秘匿決定の申立ては、秘匿を希望する対象事件ごとに申立てを要するものであり、併合前においては、各事件は個別に進行しているものであるから、事件ごとに秘匿決定の申立てをする必要がある。

よって、併合されていない複数の事件について1通の秘匿決定申立書が提出された場合には、秘匿を希望する対象事件ごとに個別の秘匿決定の申立てが必要である旨教示した上、当該秘匿決定申立書がどの事件に対する申立てであるかを確認して立件することが相当である。

Q 1-2-5 1通の訴状で原告複数の申立てがされた場合に、1通の秘匿決定申立書で複数の原告に係る秘匿決定の申立てがされた場合は、どのように立件するか。

A 秘匿決定は、秘匿対象者ごとにその要件が検討されるべきものであり、各別の審理が予定されている上、秘匿決定があれば、当該秘匿決定の申立てに係る秘匿対象者以外の原告に対しても秘匿決定の効力が及ぶものであることから、秘匿決定の申立ては、秘匿対象者がそれぞれ個別に申立てすることが相當である。

そのため、通達上、申立書ごとに立件する定めとされており、秘匿対象者ごとに秘匿決定申立書を提出するよう指示するのが相當であるが、それでもなお、1通の秘匿決定申立書で複数の原告に係る秘匿決定の申立てがされた場合には、秘匿決定申立書に記載された原告の人数分立件する。

また、1通の秘匿決定申立書によって複数人の秘匿決定の申立てがされた場合であっても、秘匿事項届出書面は秘匿を希望する者ごとに提出を求めることが相当である。

Q 1-2-6 一度に提出された複数の書面について（証拠説明書と複数の書証等）、1通の秘匿事項記載部分の閲覧等の制限の申立て書が提出された場合には、どう扱うべきか。

A 1件の秘匿事項記載部分の閲覧等の制限の申立てとして扱って差し支えない。なお、同時に提出された複数の書面について個別に閲覧等の制限の申立て書が提出されることも想定されるが、その場合には、申立て書ごとに1件の申立てとして扱うことが相当である。

Q 1-2-7 1通の申立て書で複数の書面に係る閲覧等の許可の申立てがされた場合には、どう扱うか。

A 1件の閲覧等の許可の申立てとして立件して差し支えない。なお、複数の書面について個別に閲覧等の許可の申立て書が提出されることも想定されるが、その場合には、申立て書ごとに1件の申立てとして扱うことが相当である。

### 3 別表第3（刑事事件）について

Q 1-3-1 刑事和解及び刑事損害賠償命令事件の関係で、新たに立件を要することとなつた申立ては何か。記録符号は何か。

A 1 秘匿制度に関して新たに立件が必要となるのは以下の事件類型である。

- ① 秘匿決定の申立て（民訴法133条を準用）
- ② 秘匿事項記載部分の閲覧等の制限の申立て（民訴法133条の2を準用）
- ③ 秘匿決定等の取消しの申立て（民訴法133条の4第1項を準用）
- ④ 秘匿決定等により閲覧等が制限される部分の閲覧等の許可の申立て（民訴法133条の4第2項を準用）

なお、これらはいずれも受付分配通達の別表第3に直接記載はされていないが、いずれも同表の「18 雜事件」の「(35) 刑事和解に関する申立てで民事雑事件に該当するもの」又は「(36) 刑事損害賠償命令事件に関する申立てで民事雑事件に該当するもの」に該当するものであり、これに基づいて刑事雑事件として立件することとなる。

この場合の記録符号は、地裁においては（む）、簡裁においては（る）、高裁においては（て）（簡裁と高裁は「(35) 刑事和解に関する申立てで民事雑事件に該当するもの」のみ。）である。

2 上記1の①から④までの申立ての裁判に対する即時抗告については、他の刑事雑事件の裁判に対する抗告と同様に、抗告事件として立件することとなる。

なお、即時抗告期間は1週間である（民訴法332条を準用）。

Q 1-3-2 刑事損害賠償命令事件が民事訴訟手続に移行する場合で、民事訴訟手続における秘匿の申立書や閲覧等制限の申立書が、記録送付前の刑事裁判所に対して提出された場合、立件等の処理はどのように行えば良いのか。

A この場合、提出された秘匿の申立書や閲覧等制限の申立書は、刑事裁判所において、刑事雑事件として立件することが相当と考えられる。

この場合、立件した刑事雑事件については、民事裁判所への記録送付時に、終局日を記録送付日とし、終局事由を「民事訴訟手続移行に伴う記録送付」として事件簿に記載する。

なお、民事裁判所への記録送付時には、事務連絡に秘匿決定の申立て等があることを記載するなどして秘匿決定の申立て等があることを伝達することが相当である。この場合、記録を受け取った民事裁判所においては、送付記録に添付されている秘匿決定の申立て等について、改めて民事雑事件として立件することとなる（当事者から改めて申立書を提出させる必要はない。）。

- Q 1-3-3 ①新たに立件を要することとなった事件の立件基準は何か。
- ②1通の申立書で複数の当事者に係る秘匿申立てがされた場合は、どのように立件するのか。
- ③1通の申立書で複数の書面に係る閲覧等の制限や閲覧等の許可の申立てがされた場合は、どのように立件するのか。

- A ①Q 1-2-2 の A 1 参照。
- ②Q 1-2-5 の A 参照。
- ③Q 1-2-6 及び Q 1-2-7 の A 参照。

4 別表第5（家庭事件のうち家事事件及び訴訟等事件）について

Q 1-4-1 家事事件及び訴訟等事件において、新たに立件を要することとなつた申立ては何か。立件基準、記録符号は何か。

A 以下の事件を立件する。なお、立件基準は、いずれも申立書であり、記録符号は、いずれも（家口）である。

立件対象事件	受付分配通達上の立件根拠
<b>家事事件（本案）</b> 民訴法準用条文：家事法38条の2	
● 秘匿決定の申立事件 （民訴法133条1項）	別表第5の12の(15)から(17)まで
● 秘匿決定の取消しの申立事件 （民訴法133条の4第1項）	
● 秘匿決定により閲覧等が制限される部分の閲覧等の許可の申立事 件 （民訴法133条の4第2項）	
<b>子の返還申立事件（本案）</b> 民訴法準用条文：子奪取条約実施法69条の2	
● 秘匿決定の申立事件 （民訴法133条1項）	別表第5の12の(59)から(61)まで
● 秘匿決定の取消しの申立事件 （民訴法133条の4第1項）	
● 秘匿決定により閲覧等が制限される部分の閲覧等の許可の申立事 件 （民訴法133条の4第2項）	
<b>人事訴訟事件</b>	
● 秘匿決定の申立事件 （民訴法133条1項）	別表第5の12の(44)
● 秘匿事項記載部分の閲覧等の制限の申立事件 （民訴法133条の2第2項）	
● 秘匿決定等の取消しの申立事件 （民訴法133条の4第1項）	

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 秘匿決定等により閲覧等が制限される部分の閲覧等の許可の申立</li> </ul>		
<p>事件 (民訴法133条の4第2項)</p>		
<b>家庭裁判所が執行裁判所となる強制執行手続</b>		
<p><b>民訴法準用条文 :</b></p>		
<p>審判前の保全処分の執行の申立て…家事法109条3項、民事保全法7条</p>		
<p>代替執行の申立て…民執法171条1項、20条</p>		
<p>間接強制の申立て…民執法172条1項、20条</p>		
<p>執行官に子の引渡しを実施させる決定の申立て…民執法174条1項1号、20条</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 秘匿決定の申立事件 (民訴法133条1項)</li> </ul>		別表第5の12の(36)
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 秘匿事項記載部分の閲覧等の制限の申立事件 (民訴法133条の2第2項)</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 秘匿決定等の取消しの申立事件 (民訴法133条の4第1項)</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 秘匿決定等により閲覧等が制限される部分の閲覧等の許可の申立</li> </ul>		
<p>事件 (民訴法133条の4第2項)</p>		
<b>子奪取条約実施法に基づく子の返還に関する強制執行手続</b>		
<p><b>民訴法準用条文 :</b></p>		
<p>代替執行の申立て…子奪取条約実施法134条1項、民執法171条1項、20条</p>		
<p>間接強制の申立て…子奪取条約実施法134条1項、民執法172項1項、20条</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 秘匿決定の申立事件 (民訴法133条1項)</li> </ul>		別表第5の12の(74)
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 秘匿事項記載部分の閲覧等の制限の申立事件 (民訴法133条の2第2項)</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 秘匿決定等の取消しの申立事件 (民訴法133条の4第1項)</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 秘匿決定等により閲覧等が制限される部分の閲覧等の許可の申立</li> </ul>		
<p>事件 (民訴法133条の4第2項)</p>		

Q 1 - 4 - 2 ① 1通の申立書で複数の当事者に係る秘匿申立てがされた場合は、どのように立件するのか。

② 1通の申立書で複数の書面に係る閲覧等の制限や閲覧等の許可の申立てがされた場合は、どのように立件するのか。

A ① Q 1 - 2 - 5 の A 参照。

② Q 1 - 2 - 6 及び Q 1 - 2 - 7 の A 参照。

第2

帳簿諸票取扱通達Q & A

## 目 次

### 第2 帳簿諸表取扱通達Q & A

1 改正事項.....	5
Q 2-1 帳簿諸表取扱通達の改正の概要はどのようなものか。 .....	5
Q 2-2 事件簿の当事者欄に代替氏名を記載することとしたのはなぜか。 .....	6
2 基本事件の事件簿の記載について .....	7
Q 2-3 訴状等の申立書が提出されるのと同時に真の氏名について秘匿決定の申立てがされた場合、事件簿はどのように記載するか。 .....	7
Q 2-4 住所についてのみ秘匿決定の申立てがされた場合、事件簿はどのように記載するか。 .....	8
Q 2-5 訴状等の申立書には真の氏名が記載されているが、同時に秘匿決定申立書及び秘匿事項届出書面が提出されている場合、事件簿はどのように記載するか。この場合の注意事項は何か。 .....	9
Q 2-6 訴状等の申立書には代替事項が記載されているが、秘匿決定の申立てがない場合はどうするか。この場合の注意事項は何か。 .....	10
Q 2-7 訴状等には真の氏名が記載されているが、秘匿決定の申立てをする予定であることが判明している場合、事件簿はどのように記載するか。この場合の注意事項は何か。 .....	11
Q 2-8 訴状等の申立書及び秘匿決定申立書が提出されたが、秘匿事項届出書面の提出がない場合、備考の記載はどうするか。 .....	12
Q 2-9 訴状等の受付後に秘匿決定の申立てがされた場合、事件簿の当事者名を訂正するか。 .....	13
3 [REDACTED]について .....	14
Q 2-10 [REDACTED]に基づき、帳簿諸表の記載事項を [REDACTED] [REDACTED]こととされている場合に、秘匿決定の申立てがされたり、秘匿決定・秘匿決定の取消決定がされたりした場合、[REDACTED]	

どのようにするのか。.....	14
4 他の雑事件等の事件簿の記載について.....	15
Q 2-11 他の雑事件等の事件記録について閲覧等制限申立て（民訴法133条の2第2項の閲覧等制限の申立て）がされた場合、秘匿決定がされている基本事件と他の雑事件等のいずれの事件を閲覧等制限申立て事件の基本事件として関連付けを行うのか。.....	15
Q 2-12 他の雑事件等の事件記録について閲覧等制限申立てがされた場合、他の雑事件等の事件簿はどのように記載するか。.....	16
Q 2-13 他の雑事件等の事件簿の「備考」に真の氏名を記載する必要はないのか。.....	16
5 その他.....	17
Q 2-14 「備考」に当事者名が記載されていない場合に、当事者欄に記載されている氏名が真の氏名か代替氏名か判別できず、混乱をきたすのではないか。.....	17
Q 2-15 秘匿決定がされた事件が移送された場合、移送先の裁判所において事件簿にはどう記載すべきか。.....	17
Q 2-16 職権による閲覧等制限決定（民訴法133条の3）がされた場合、事件簿に記載すべき事項はあるか。.....	18

## 略 称

本稿においては、次の略称を使用する。

### 1 法律

#### 民訴法

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）による改正後の  
民事訴訟法（平成8年法律第109号）

### 2 通達

#### (1) 帳簿諸票取扱通達

令和5年1月18日付け最高裁総三第322号総務局長通達「「帳簿諸票の  
備付け等に関する事務の取扱いについて」の一部改正について」による改正後  
の平成4年8月21日付け最高裁総三第28号総務局長通達「帳簿諸票の備付  
け等に関する事務の取扱いについて」

(2) [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

### 3 その他の用語表記等

- ・ 秘匿対象事件：秘匿決定の申立て事件の基本事件
- ・ 他の雑事件等：秘匿決定の申立事件以外の雑事件、上訴等事件

## 1 改正事項

Q 2-1 帳簿諸票取扱通達の改正の概要はどのようなものか。

A 秘匿決定の申立てが利用される場面において、当事者の記載方法及び「備考」に記載すべき事項を定めたものである。

### (1) 当事者の記載

訴状等とともに秘匿事項届出書面（民訴法133条2項（他の法律において準用する場合を含む。））が提出された場合、訴状等には当事者の氏名に代わる事項（代替氏名）が記載されていることが想定される。この場合、受訴裁判所においては、秘匿事項届出書面に記載された当事者の真の氏名と訴状等に記載された代替氏名を同時に把握することになるが、事件簿の当事者名には訴状等に記載されたとおりの代替氏名を記載することとした。

なお、当事者の真の氏名が記載された訴状等の提出がされた後に、秘匿決定の申立てや秘匿事項届出書面が提出されることも考えられるが、その場合にも、訴状記載の氏名をそのまま記載すればよく、その後、秘匿事項届出書面等が提出されたとしても、すでに記載した当事者名を訂正する必要はない（その場合でも、備考欄には秘匿決定の申立てがあったこと等は記載する。）。もっとも、

場合には、本来、事件簿を訂正する必要はないものの、秘匿情報の適切な管理の観点から、の当事者名を代替氏名に訂正することは必要であり、その結果として、  
は差し支えない。

### (2) 「備考」の記載事項について

(1)のとおり、秘匿事項届出書面が訴状等とともに提出されたときは当事者名として代替氏名を記載することから、「備考」に当事者の真の氏名を記載することとした。

(3) その他の帳簿諸票の記載事項について

その他の帳簿諸票に当事者の住所又は氏名等を記載する場合は、事件の特定に必要な範囲で当事者の住所等を記載することで足りると考えられるから、訴状等の申立書の提出とともに秘匿決定の申立てがされた事件において、訴状等に当事者の住所又は氏名に代わる事項（代替事項）が記載されている場合は、当該代替事項を記載することが相当と考えられる。

Q 2-2 事件簿の当事者欄に代替氏名を記載することとしたのはなぜか。

A 現在、[REDACTED]については、[REDACTED]により事件簿を備え付けているところ、多くの場合、事件簿記載事項として[REDACTED]に基づいて帳票等が[REDACTED]いる。事件簿の当事者欄に真の氏名を記載する（[REDACTED]当事者欄に真の氏名を[REDACTED]）と[REDACTED]帳票に意図せず真の氏名が[REDACTED]や受付事務の便宜等も考慮して、原則として代替氏名を記載することとしたものである。

なお、当事者欄に代替氏名を記載した場合には、秘匿対象事件の「備考」に真の氏名を記載することとなるから、事件管理や[REDACTED]において支障はないものと考えている。

## 2 基本事件の事件簿の記載について

**Q 2-3 訴状等の申立書が提出されるのと同時に真の氏名について秘匿決定の申立てがされた場合、事件簿はどのように記載するか。**

A 訴状等の申立書に記載された当事者名をそのまま記載する。

具体的には、訴状等の申立書に真の氏名が記載されていれば真の氏名を、代替氏名が記載されていれば代替氏名を、当事者欄に記載することとなる。もっとも、通常、訴状等には代替氏名が記載されていることが想定されている。

「備考」については、秘匿決定の申立てがあったこと及びその申立日並びに秘匿対象者の訴訟上の地位又は資格及び氏名を記載することになるが、事件簿上の当事者欄に真の氏名を記載した場合には「備考」に真の氏名を記載する必要はない。

※別紙記載例参照。

Q 2-4 住所についてのみ秘匿決定の申立てがされた場合、事件簿はどのように記載するか。

A 事件簿の「備考」に記載すべき事項はない。

当事者の住所は事件簿の記載事項ではないため、住所について秘匿決定がされ、当事者の住所に代わる事項（代替住所）が定められた場合であっても、「備考」に当事者の真の住所や定められた代替住所は記載しない。

事件管理の観点から、「備考」に必要な事項を記載することは可能であるが、その場合においても当事者の真の住所を記載することは相当でない。

Q 2-5 訴状等の申立書には真の氏名が記載されているが、同時に秘匿決定申立書及び秘匿事項届出書面が提出されている場合、事件簿はどのように記載するか。この場合の注意事項は何か。

A このようなケースは、申立人等が誤って記載したものと思われるが、通達上は、訴状等の申立書に記載された真の氏名を記載することになる。

そして、その後に秘匿決定がされ、代替氏名が定められた場合には、「備考」にその旨を記載することになり、事件簿上の当事者名は訂正する必要はない。もっとも、[REDACTED] 事務処理を行う場合には、本来、[REDACTED] [REDACTED] 必要はないものの、秘匿情報の適切な管理の観点から、[REDACTED] 当事者名を代替氏名に訂正することは必要であり、その結果として、[REDACTED] [REDACTED] は差し支えない。

**Q 2-6 訴状等の申立書には代替事項が記載されているが、秘匿決定の申立てがない場合はどうするか。この場合の注意事項は何か。**

- A 事件簿の当事者欄には、訴状等の申立書に記載された代替氏名を記載する。その後、秘匿決定申立書及び秘匿事項届出書面の提出を受けた場合には、「備考」に秘匿決定の申立てがあったこと及びその申立日並びに秘匿対象者の訴訟上の地位又は資格及び氏名を記載することになる。なお、秘匿決定申立書及び秘匿事項届出書面が提出されない場合には、当事者の特定事項に不備があることから、訴状等の補正の問題になるものと考えられる。

Q 2-7 訴状等には真の氏名が記載されているが、秘匿決定の申立てをする予定であることが判明している場合、事件簿はどのように記載するか。この場合の注意事項は何か。

A 秘匿対象者の真の氏名が記載された訴状等が提出された場合は、訴状等の申立書に記載された真の氏名を記載する。

受付事務が完了した後に秘匿決定の申立てとともに秘匿事項届出書面が提出され、秘匿決定において代替氏名が定められた場合には、「備考」にその旨を記載することとなる。

この場合、既に訴状等に記載された真の氏名を事件簿に記載して受付事務が完了していることから、遡って、事件簿の当事者欄の記載を代替氏名に訂正する必要はない。もっとも、[REDACTED] 事務処理を行う場合には、本来、[REDACTED]

[REDACTED] 必要はないものの、[REDACTED] 帳票に[REDACTED]

[REDACTED] があるため、秘匿情報の適切な管理の観点から、適宜、[REDACTED]  
[REDACTED] 代替氏名に訂正することは必要であり、その結果として、[REDACTED]

[REDACTED] は差し支えない。

なお、秘匿決定の申立てをする予定であることが判明している場合には、申立てがされなければ訴状等に真の氏名が記載され、秘匿対象者以外の者の閲覧等が可能な状態のまま手続が進行する可能性があることを当事者に対して注意喚起することが相当と思われる。

おって、訴状等の記載内容からDV事案であることが伺われるなど、秘匿決定の申立てをすることが予想される場合があるが、秘匿決定の申立てを行うかどうかは当事者において判断されるべき事項であり、裁判所から秘匿決定の申立ての

促し等を行う必要はないものと思われる。

**Q 2-8 訴状等の申立書及び秘匿決定申立書が提出されたが、秘匿事項届出書面の提出がない場合、備考の記載はどうするか。**

**A** 秘匿決定の申立てがあった場合には、当該秘匿対象事件を記載した事件簿の「備考」に、秘匿決定の申立てがあったこと及びその申立日並びに秘匿対象者の訴訟上の地位又は資格及び氏名（氏名については、当事者欄に記載されている場合を除く。）を記載することとなる。

この場合には、秘匿事項届出書面が提出された後に真の氏名を「備考」に記載することで差し支えないが、秘匿事項届出書面は民訴法133条2項により提出が義務付けられている書面であるから、秘匿決定の申立人に対して早期の提出を促すことが相当である。

Q 2-9 訴状等の受付後に秘匿決定の申立てがされた場合、事件簿の当事者名を訂正するか。

A 事件簿の当事者名を訂正する必要はない。秘匿決定がされ、代替氏名が定められた場合にも、事件簿の当事者名を訂正する必要はない。

もっとも、[REDACTED]を利用して事務処理を行う場合には、本来、[REDACTED]必要はないものの、秘匿情報の適切な管理の観点から、[REDACTED]当事者名を代替氏名に訂正することは必要であり、その結果として、[REDACTED]の[REDACTED]は差し支えない（Q 2-6、Q 2-7 参照）。

3. [REDACTED]について

Q 2-10 [REDACTED]に基づき、帳簿諸票の記載事項 [REDACTED]

[REDACTED]により行うこととされている場合に、秘匿決定の申立てがされたり、秘匿決定・秘匿決定の取消決定がされたりした場合、[REDACTED]どのように[REDACTED]。

A 事件簿情報として [REDACTED]について、[REDACTED]事務処理の場合と変わることろはないが、[REDACTED]事務処理を行っている事件については、多くの場合、[REDACTED]当事者名や住所 [REDACTED]に基づいて帳票等 [REDACTED]。秘匿決定の申立てがされたり、秘匿決定や秘匿決定の取消決定がされたりした場合には、本来、[REDACTED]当事者名を訂正する必要はないものの、事件の管理や [REDACTED]帳票への支障を考慮して、[REDACTED]の当事者名を代替氏名に訂正したり、代替氏名から真の氏名に訂正したりすることが必要となる場合がある。そのような場合には、[REDACTED]、結果として [REDACTED]は差し支えない。

#### 4 他の雑事件等の事件簿の記載について

Q 2-11 他の雑事件等の事件記録について閲覧等制限申立て（民訴法133条の2第2項の閲覧等制限の申立て）がされた場合、秘匿決定がされている基本事件と他の雑事件等のいずれの事件を閲覧等制限申立事件の基本事件として関連付けを行うのか。

A 閲覧等制限申立事件は、秘匿決定がされている基本事件と関連付けを行う。

閲覧等制限申立ては、他の雑事件等の事件記録中の秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された書面についてされることも考えられる（民訴法133条の2第2項）。この場合でも、閲覧等制限申立て自体が基本事件において秘匿決定があったことを前提とする申立てであるから、秘匿決定がされている秘匿対象事件を基本事件として関連付けを行うのが相当である。

**Q 2-12 他の雑事件等の事件記録について閲覧等制限申立てがされた場合、他の雑事件等の事件簿はどのように記載するか。**

A 他の雑事件等の事件簿の「備考」に特段記載すべき事項はない。

なお、この場合、閲覧等制限申立事件の基本事件は、秘匿決定がされている秘匿対象事件となる。

**Q 2-13 他の雑事件等の事件簿の「備考」に真の氏名を記載する必要はないのか。**

A 他の雑事件等の事件簿の「備考」に真の氏名を記載する必要はない。

秘匿対象者の真の氏名は、秘匿対象事件である基本事件の「備考」に記載されるため、当事者名に代替氏名が記載されている他の雑事件等においては、当該基本事件を検索することで当事者の真の氏名を確認することが可能である。

なお、何らかの理由により、他の雑事件等の事件簿の「備考」に真の氏名を記載する必要が生じた場合でも、秘匿事項である真の氏名を必要以上に事件簿に記載することは相当でないと考えられることから、可能な限り、最小限の範囲で記載することが相当と考えられる。

## 5 その他

Q 2-14 「備考」に当事者名が記載されていない場合に、当事者欄に記載されている氏名が真の氏名か代替氏名か判別できず、混乱をきたすのではないか。

A 「備考」に秘匿対象者の氏名を記載するのは、当事者欄に代替氏名が記載されている場合である。よって、「備考」に秘匿対象者の氏名が記載されていなければ、当事者欄の記載が真の氏名ということができるため、混乱をきたすことはないと思われる。

ただし、訴状等の氏名が明らかに代替氏名と考えられるものであるにもかかわらず、秘匿決定の申立てがされていないときは、「備考」に記載すべき事項がないため、事件簿上では確認ができないことから、実際の記録を確認する必要があることに留意する。

Q 2-15 秘匿決定がされた事件が移送された場合、移送先の裁判所において事件簿にはどう記載すべきか。

A 事件簿の当事者欄には移送元の裁判所で定められた代替氏名を記載し、「備考」に秘匿決定があること及び秘匿対象者の訴訟上の地位又は資格及び氏名を記載することが相当である。

Q 2-16 職権による閲覧等制限決定（民訴法133条の3）がされた場合、事件簿に記載すべき事項はあるか。

A 事件簿に記載すべき事項はない。

なお、この場合には記録表紙に「閲覧等制限決定あり」等と朱書きすることが相当である。おって、第三者閲覧等制限決定申立て（民訴法92条1項）と区別するため、併せて根拠法令を付記することも考えられる。

令和5年(ワ)

事件番号		111		112	
受付	受付区分	4・1	移	4・3	移
原 告		A		隼 太郎	
被 告		裁判 はじめ		霞が関株式会社	
事 件 名		貸金		損害賠償	
訴訟の目的の価額		1,600,000円		1,600,000円	
ち ょ う 用 印 紙		15,000円		15,000円	
関連事件		当庁 ( )	基反異	当庁 ( )	基反異
終局		5・6・1		5・10・16	
結 果		原告勝訴		請求棄却	
控訴提起・異議申立て		控 異	原 被	控 異	原 被
控訴提起	事件番号	( )		( )	
	終局 結 果	事件送付 却下決定 取下げ		事件送付 却下決定 取下げ	
記録送付		冊		冊	
控訴審	終局 結 果	・		・	
	上告提起 受理申立て	終局 結 果	提 ・	提 ・	
上告審	終局 結 果	上告 ・	・	上告 ・	・
		受理 ・	・	受理 ・	・
上訴審から記録返還		冊		冊	
保存	完結		5・6・20		5・11・1
	終期		10・6・19		10・10・31
	記録廃棄		・	・	・
備考		R5.4.1 秘匿決定の申立てあり 原告氏名 和解花子 R5.4.1 秘匿決定 原告氏名の代替事項は原告欄記載の とおり。 R5.12.1 秘匿決定取消決定確定		R5.4.7 秘匿決定の申立てあり 原告 R5.4.7 秘匿決定 原告氏名の代替事項を「A」とする。	
担当部	(添付郵便切手) 受領印	1A	( 6000円) 印	2B	( 6000円) 印

- 1 移送、回付又は差戻しにより事件を受け付けた場合には、「受付区分」の「移」を〇で囲む。
- 2 「関連事件」の「基」は反訴に対する本訴等、「反」は反訴、「異」は支払督促に対する督促異議、少額訴訟判決、手形判決若しくは小切手判決に対する異議、労働審判に対する異議等、刑事損害賠償命令の申立てについての裁判に対する異議等又は簡易確定決定に対する異議を示す。なお、簡易確定決定に対する異議の場合には、簡易確定事件の事件番号を記載する。
- 3 少額訴訟事件、手形訴訟事件及び小切手訴訟事件が通常の手続により終局した場合には、「結果」に通常手続に移行した旨をも記載する。

(ハ・ワ・手ワ・少コ・少エ・人・人ナ・行ウ・行ケ・家ホ・家ヘ)

事件番号		1		2		10	
受付	受付区分	4・1	移	4・7	移	9・1	移
申立人	A		あいうえお		裁判はじめ		
被申立人	裁判はじめ		霞が関株式会社		A		
事件名	秘匿決定の申立て		秘匿決定の申立て		秘匿決定取消申立て		
ちょう用印紙	500円		500円		500円		
基本事件	5(ワ)111合		5(ワ)112合		5(ワ)111合		
終局	5・4・1		5・4・7		5・9・15		
結果	認容		認容		認容		
抗告提起・異議申立て	申被		申被		申被 5・9・20		
抗告提起	事件番号	( )		( )		5(ソラ)20	
	終局	・・		・・		・・	
	結果	事件送付	却下決定	取下げ	事件送付	却下決定	取下げ
記録送付	冊・・		冊・・		1冊 5・10・15		
抗告審	終局	・・		・・		5・12・1	
	結果	・・		・・		抗告却下	
上訴審から記録返還	冊・・		冊・・		1冊 5・12・5		
保存	完結	・・	・・	・・	・・	・・	・・
	終期						
	記録廃棄						
備考							
担当部	(添付郵便切手) 受領印	1A	( - 円) Ⓐ	2B	( - 円) Ⓑ	1A	( 2500円) Ⓑ

1 移送、回付又は差戻しにより事件を受け付けた場合には、「受付区分」の「移」を○で囲む。

2 当該事件が付随事件である場合には、主たる事件の事件番号を「基本事件」に記載する。付随事件記録を主たる事件記録にとじ合わせた場合には、「合」を○で囲む。

(チ・ヒ・借・借子・シ・発チ・配チ・仲・サ・モ・ウ・人モ・人ウ・ヲ・行ク・行タ・る・む・て・家口)

# 第3

## 保管送付通達Q & A

## 目 次

### 第3 保管送付通達Q & A

1 改正事項.....	4
Q 3-1 保管送付通達の改正概要はどのようなものか。 .....	4
2 具体的な取扱いについて .....	5
Q 3-2 表紙に記載すべき具体的な事項はどのようなものか。 .....	5
Q 3-3 職権による閲覧等制限決定（民訴法133条の3）がされた事件については、どのように扱うか。 .....	5
Q 3-4 第三者閲覧等制限決定（民訴法92条1項）と当事者に対する閲覧等制限決定（民訴法133条の2第2項）の双方がされた事件記録の表紙の表示はどうするか。 .....	6
Q 3-5 第三者に対する閲覧等制限決定の申立て（民訴法92条1項）と秘匿決定の申立て（民訴法133条1項）の双方がされた事件記録の保管区分はどうするか。 .....	7
Q 3-6 改正法施行後、従来の秘匿措置をとっている事件記録についてはどのように扱うか。 .....	7
Q 3-7 秘匿決定の申立て又は閲覧等制限決定の申立てが取り下げられた場合や、各申立ての却下決定又は取消決定が確定した事件の記録の表示はどうにするか。 .....	8

## 略 称

本稿においては、次の略称を使用する。

### 1 法律

#### 民訴法

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）による改正後の  
民事訴訟法（平成8年法律第109号）

### 2 通達

#### 保管送付通達

令和5年1月18日付け最高裁総三第323号総務局長通達「「事件記録の保  
管及び送付に関する事務の取扱いについて」の一部改正について」による改正後  
の平成7年3月24日付け最高裁総三第14号総務局長通達「事件記録の保管及  
び送付に関する事務の取扱いについて」

## 1 改正事項

Q 3-1 保管送付通達の改正概要はどのようなものか。

A 民訴法133条1項による申立て（以下「秘匿決定の申立て」という。）があった事件記録については、誤って秘匿事項記載部分の閲覧等をさせないよう、保管庫の中の他の事件記録とは区別して整理し、表紙にその旨を明示するなどして、その取扱いに留意することを定めたものである。

主要な改正点は次のとおりである。

- 1 事件記録の保管区分の例に「秘匿」を付加した。
- 2 記録表紙への明示について、秘匿決定の申立てのあった事件記録を対象として付加した。

## 2 具体的な取扱いについて

**Q 3-2 表紙に記載すべき具体的な事項はどのようなものか。**

A 秘匿決定の申立てがあった場合には、事件記録の表紙に「秘匿あり」等と朱書きし、他の事件記録とは区別して整理した上で、誤って秘匿事項記載部分の閲覧等をさせないよう注意する必要がある（民訴法133条3項）。

また、閲覧等制限決定の申立て（民訴法133条の2第2項）があった場合には、「閲覧等制限あり（民訴法133条の2第2項）」等と事件記録の表紙に朱書きし、第三者閲覧等制限の申立て（民訴法92条1項）の場合と区別して付記することが考えられる（Q 3-4 参照）。

**Q 3-3 職権による閲覧等制限決定（民訴法133条の3）がされた事件については、どのように扱うか。**

A 職権による閲覧等制限決定をした時点で、事件記録の表紙に「閲覧等制限決定あり（民訴法133条の3）」等と朱書きし、他の事件記録と区別して整理することが考えられる（Q 3-4 参照）。

Q 3-4 第三者閲覧等制限決定（民訴法92条1項）と当事者に対する閲覧等制限決定（民訴法133条の2第2項）の双方がされた事件記録の表紙の表示はどうするか。

A これらは別の法的根拠に基づくものであり、閲覧等請求ができる者の範囲が異なることから、各申立てがあつた事実についていずれも事件記録の表紙に記載するのが相当と考えられる。

第三者閲覧等制限決定（民訴法92条1項）と当事者に対する閲覧等制限決定（民訴法133条の2第2項又は同法133条の3）をそれぞれ区別するため、事件記録の表紙の記載にあたっては、根拠法令を付記することが考えられる（Q3-2参照）。

記載例）「閲覧等制限決定あり（民訴法92条1項）」

「閲覧等制限決定あり（民訴法133条の2第2項）」

「閲覧等制限決定あり（民訴法133条の3）」

Q 3-5 第三者に対する閲覧等制限決定の申立て（民訴法92条1項）と秘匿決定の申立て（民訴法133条1項）の双方がされた事件記録の保管区分はどうするか。

A 秘匿決定の申立てがあった事件記録については、当事者に対する閲覧等制限がされる書類が含まれるため、その重大性に鑑み、「秘匿」の区分に保管するのが相当である。

Q 3-6 改正法施行後、従来の秘匿措置をとっている事件記録についてはどのように扱うか。

A 改正法施行時点で既に係属している事件のうち、これまで裁判体の判断により秘匿措置がとられてきた事件については、当事者の申立てにより、改正法に基づく秘匿決定等がされる事件を除き、従来の秘匿措置により手続が進められるものと思われる。

その場合には、今回の通達改正部分の直接の適用はないものの、誤って秘匿すべき部分の閲覧等をさせないよう、各庁が行ってきたこれまでの運用のとおり、適宜、記録の管理について十分に留意する必要がある。

なお、この場合、当事者に対し、改正法に基づく秘匿決定の申立て等を促さな

ければならないわけではないが、裁判体の判断により、事案の性質や訴訟の進行状況等の諸事情を考慮した結果、改正法に基づく秘匿決定等をする方が望ましいと考えられる場合には、当事者に対し、秘匿決定の申立て等を促す場合もあると考えられる。

**Q 3-7 秘匿決定の申立て又は閲覧等制限決定の申立てが取り下げられた場合や、各申立ての却下決定又は取消決定が確定した事件の記録の表示はどうにするか。**

A 記録表紙に記載した「秘匿あり」等の記載を二重線で削除することが相当である。

なお、一部取下げ、一部却下決定又は一部取消決定の場合には、未だ秘匿事項届出書面の閲覧等制限や、秘匿事項記載部分の閲覧等制限の効果は継続しているため、表紙の記載は削除しないのが相当である。

# 第4

# 民事編成通達Q & A

## 目 次

### 第4 民事編成通達Q & A

1 改正事項 .....	10
Q 4-1 編成通達の改正概要はどのようなものか。 .....	10
2 第3分類の編成位置について（記1(3)関係） .....	12
Q 4-2 第3分類の中で新たに第三者閲覧等制限申立て関係書類や秘匿関係書類を 分けてつづり込むこととしたのはなぜか。 .....	12
Q 4-3 秘匿関係書類とは、具体的にはどのような書類が想定されるのか。 ....	13
Q 4-4 秘匿関係書類のうち、秘匿事項はどの書類に記載されるのか。秘匿決定申 立書や秘匿決定書に記載されることはあるのか。 .....	14
Q 4-5 具体的には、どのような書類が記録につづられることが想定されるのか。 .....	15
3 別冊管理について .....	16
Q 4-6 秘匿別冊につづられる書類にはどのようなものがあるか。 .....	16
Q 4-7 秘匿別冊の編成方法を編年体としたのはなぜか。 .....	17
Q 4-8 地裁民事訴訟事件の秘匿別冊の記録表紙はどのように作成することになる のか。秘匿事項が記録表紙中に表れてしまうおそれはないか。 .....	18
Q 4-9 本体記録及び秘匿別冊の表紙には、秘匿決定の申立てがある旨の表示を要 するか。 .....	19
Q 4-10 秘匿別冊は、分冊のうちの1冊として記録冊数に含まれることになる か。 .....	20
Q 4-11 秘匿別冊の冒頭に、同別冊中につづられている書面の目録をつづること は許容されるか。 .....	20
Q 4-12 秘匿別冊の編成（編年体）において、書証写しへの受付日付印の押捺を 省略している府では、書証の写しはどのように編てつ位置を定めればよいか。 21	
Q 4-13 非訟事件において秘匿決定の申立てがされた場合の記録の編成はどうす	

るか。 .....	22
4 マスキング書面について .....	23
Q 4-14 マスキング書面とは何か。 .....	23
Q 4-15 マスキング書面はどこにつづるのか。 .....	24
Q 4-16 閲覧等用マスキング書面の直後等に、閲覧等制限決定の対象となる書面 が別冊につづられていることを明らかにする書面をつづる必要があるか。 .....	25
Q 4-17 閲覧等用マスキング書面の編成方法は、原則として、元の書類の性質に 応じて記1の定めのとおりつづり込むこととされているが、他の編成方法として もよいのか。 .....	26
5 秘匿決定関係について .....	27
Q 4-18 秘匿決定の申立ての際には、通常、どのような書類が提出されるか。 ..	27
Q 4-19 秘匿決定申立書や添付書類に秘匿事項等が記載されている場合には、秘 匿別冊に編てつするのか。 .....	27
Q 4-20 裁判所が作成する書類に秘匿事項等が記載された場合には、秘匿別冊に 編てつするのか。 .....	28
Q 4-21 秘匿決定の申立てが全部取下げ又は全部却下された場合、秘匿事項届出 書面はどのように編てつするか。 .....	29
Q 4-22 秘匿決定の申立てが一部取下げ又は一部却下された場合、秘匿事項届出 書面はどのように編てつするか。 .....	30
Q 4-23 秘匿決定が全部取り消された場合、秘匿事項届出書面はどのように編て つするか。 .....	31
Q 4-24 秘匿決定の一部が取り消された場合、秘匿事項届出書面はどのように編 てつするか。 .....	32
Q 4-25 秘匿事項届出書面の全部又は一部について閲覧等の許可がされた場合、 秘匿事項届出書面はどのように編てつするか。 .....	32
Q 4-26 秘匿決定の一部取消しの裁判（民訴法133の4第1項）が確定した場	

合に提出される閲覧等用秘匿事項届出書面（民訴規則52条の13第1項）を本体記録につづる際、その書類が閲覧等用秘匿事項届出書面であることを記録上明らかにする措置を取る必要はあるか。 .....	33
Q 4-27 秘匿事項届出書面の訂正書面が提出された場合はどのように取り扱うか。 .....	34
6 当事者間閲覧等制限について .....	35
Q 4-28 秘匿対象者に関する調査嘱託において、嘱託書に推知事項等を記載する必要がある場合、嘱託書控えをどこに編てつするのか（第3分類につづることは許容されるか）。 .....	35
Q 4-29 秘匿決定の申立てとともに提出された訴状に秘匿事項等が記載されている場合、秘匿決定がされれば、訴状も秘匿別冊に編てつできるのか。 .....	36
Q 4-30 訴状等に記載された秘匿事項等について当事者間閲覧等制限の申立てがされ、同決定がされた場合には、記録の編成はどのようになるか。 .....	37
7 閲覧等制限の却下、取消、閲覧等許可について .....	38
Q 4-31 当事者間閲覧等の制限の申立てがされた書類に記載された秘匿事項等の全部について、同申立てが取下げ又は却下された場合、閲覧等制限申立ての対象文書や閲覧等用マスキング書面はどのように編てつするか。 .....	38
Q 4-32 当事者間閲覧等制限申立てがされた書類に記載された推知事項等の一部について、同申立てが却下された場合、閲覧等制限申立ての対象文書や閲覧等用マスキング書面はどのように編てつするか。 .....	39
Q 4-33 当事者間閲覧等制限決定がされている書類に記載された推知事項等の全部について、同決定が取り消された場合、閲覧等制限申立ての対象文書や閲覧等用マスキング書面はどのように編てつするか。 .....	40
Q 4-34 当事者間閲覧等制限決定がされている書類に記載された推知事項等の一部について、同決定が取り消された場合、閲覧等制限申立ての対象文書や閲覧等用マスキング書面はどのように編てつするか。 .....	41

Q 4－3 5 当事者間閲覧等制限決定がされている書類に記載された推知事項等の全部について、閲覧等許可決定がされた場合、閲覧等制限申立ての対象文書はどのように編てつするか。 ..	42
Q 4－3 6 当事者間閲覧等制限決定がされている書類に記載された推知事項等の一部について、閲覧等許可決定がされた場合、閲覧等制限申立ての対象文書や許可の裁判に係る閲覧等用マスキング書面はどのように編てつするか。 ..	43
Q 4－3 7 秘匿決定が全て取り消された場合に、当事者間閲覧等制限決定により閲覧等が制限されている書類はどのように取り扱うのか。 ..	44
Q 4－3 8 当事者間閲覧等制限決定が全て取り消された場合、取消決定書に「本来の位置につづり替えた」旨の付記をする必要はあるか。 ..	45
Q 4－3 9 職権による閲覧等制限決定がされた被告の住所に関する調査嘱託の回答（住民票等）は、秘匿別冊と本体記録のいずれにつづることになるのか。 ..	45
Q 4－4 0 職権による閲覧等制限決定がされた被告の住所に関する調査嘱託の回答（住民票等）に記載された情報の一部について閲覧等制限決定が取り消され又は閲覧等が許可された場合、誰がこれらに係る閲覧等用マスキング書面を作成するのか。 ..	46
Q 4－4 1 秘匿決定や当事者間閲覧等制限決定の一部取消決定の確定により、同一の書類についてマスキング部分が異なる閲覧等用マスキング書面が複数提出されることとなった場合、これらのマスキング書面の取扱いはどうするか。 ..	47
8 上訴、移行する手続等の取扱いについて ..	48
Q 4－4 2 審級を異にした手続においてそれぞれ秘匿決定等がされた場合、共通の秘匿別冊に編てつしてよいか。 ..	48
Q 4－4 3 秘匿決定の申立てや当事者間閲覧等制限申立てを却下する決定に対する即時抗告が棄却され、原決定が確定した場合、秘匿別冊で管理されている秘匿事項届出書面や閲覧等制限申立ての対象文書を本体記録につづり替える処理は、抗告審裁判所と原審裁判所のいずれが行うことになるのか。 ..	49

Q 4-4-4 閲覧等制限申立て却下決定や閲覧等制限決定の取消決定に対する即時抗告がされると同時に、即時抗告状その他の抗告関係書類についてさらに閲覧等制限申立てがあった場合、同申立てにかかる書類はどのように編てつするのか。 50
Q 4-4-5 原審の秘匿決定及び当事者間閲覧等制限決定が上訴審で取り消された場合には、秘匿別冊につづられた書類を本体記録につづり替える処理は、上訴審裁判所と原審裁判所のいずれが行うことになるのか。 50
Q 4-4-6 労働審判と訴訟手続でそれぞれ秘匿決定がされたときは、秘匿別冊は労働審判と訴訟手続で個別に作成するのか、共通の別冊でよいか。 51
Q 4-4-7 支払督促において秘匿決定がされ、その後、訴訟へ移行した場合の記録の編成はどうすべきか。 52
Q 4-4-8 刑事損害賠償命令において秘匿決定がされ、その後、民事訴訟へ移行した場合の記録の編成はどうすべきか。 53
Q 4-4-9 申立人について閲覧等制限決定がされた調停事件を経由して訴えが提起され、秘匿事項が記載された民訴費用法5条1項の証明書が提出された場合、同証明書はどこにつづるべきか。 54
9 第三者閲覧等制限について 55
Q 4-5-0 第三者閲覧等制限決定の申立てがされた書類に記載されている秘密事項の全部について、同申立てが却下された場合、閲覧等制限申立ての対象文書や閲覧等用マスキング書面はどのように編てつするか。 55
Q 4-5-1 第三者閲覧等制限決定の申立てがされた書類に記載されている秘密事項の一部について、同申立てが却下された場合、閲覧等制限申立ての対象文書や閲覧等用マスキング書面はどのように編てつするか。 56
Q 4-5-2 第三者閲覧等制限決定がされた書類に記載されている秘密事項の全部について、同決定が取り消された場合、閲覧等制限申立ての対象文書や閲覧等用マスキング書面はどのように編てつするか。 57
Q 4-5-3 第三者閲覧等制限決定がされた書類に記載されている秘密事項の一部に

について、同決定が取り消された場合、閲覧等制限申立ての対象文書や閲覧等用マスキング書面はどのように編てつするか。 ..	58
Q 4-5-4 秘匿決定がされた事件において、第三者閲覧等制限申立てがされた場合、第三者閲覧等制限関係の書類を秘匿別冊につづることは許容されるか。 ...	59
Q 4-5-5 同一書面について、当事者間閲覧等制限申立て及び第三者閲覧等制限申立てがされた場合、閲覧等制限申立ての対象文書及び閲覧等用マスキング書面はどのように編てつするか。 ..	60

## 略 称

本稿においては、次の略称を使用する。

### 1 法律

#### 民訴法

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）による改正後の民事訴訟法（平成8年法律第109号）

### 2 規則

#### 民訴規則

民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和4年最高裁判所規則第17号）による改正後の民事訴訟規則（平成8年最高裁判所規則第5号）

### 3 通達

#### (1) 編成通達

令和5年1月18日付け最高裁総三第327号事務総長通達「「民事訴訟記録の編成について」の一部改正について」による改正後の平成9年7月16日付け最高裁総三第77号事務総長通達「民事訴訟記録の編成について」

#### (2) 保管送付通達

令和5年1月18日付け最高裁総三第323号総務局長通達「「事件記録の保管及び送付に関する事務の取扱いについて」の一部改正について」による改正後の平成7年3月24日付け最高裁総三第14号総務局長通達「事件記録の保管及び送付に関する事務の取扱いについて」

#### (3) 受付分配通達

令和5年1月18日付け最高裁総三第325号事務総長通達「「事件の受付及び分配に関する事務の取扱いについて」の一部改正について」による改正後の平成4年8月21日付け最高裁総三第26号事務総長通達「事件の受付及び分配に関する事務の取扱いについて」

### 4 その他の用語表記等

- ・ 秘匿事項等：秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項
- ・ 当事者間閲覧等制限：民訴法133条の2第2項の閲覧等制限
- ・ 第三者閲覧等制限：民訴法92条1項の閲覧等制限
- ・ 第三者閲覧等制限別冊：編成通達記3(1)アの書類がつづられる別冊
- ・ 秘匿別冊：編成通達記3(1)イ及びウの書類がつづられる別冊
- ・ 本体記録：事件記録のうち、第三者閲覧制限別冊と秘匿別冊を除いた記録
- ・ マスキング書面：以下の①から④までの書類の総称
  - ① 閲覧等用マスキング書面：編成通達記3(3)の書類（民訴規則34条第3項本文、第5項本文、第7項、52条の11第3項、第5項本文、第6項（許可の裁判に係るもの）の規定により提出される秘密記載部分又は秘匿事項記載部分を除いた書類）
  - ② 閲覧等用秘匿事項届出書面：民訴規則52条の13第1項の規定により提出される秘匿事項届出書面（許可の裁判に係るもの）
  - ③ 許可の裁判に係る閲覧等用マスキング書面：編成通達記3(1)ウの書類のうち民訴規則52条の11第6項の規定により提出される許可の対象でない部分を除いた書類
  - ④ 許可の裁判に係る閲覧等用秘匿事項届出書面：編成通達記3(1)ウの書類のうち民訴規則52条の13第1項の規定により提出される許可の対象でない部分を除いた秘匿事項届出書面
- ・ 職権による閲覧等制限決定：民訴法133条の3に基づく閲覧等制限決定

## 1 改正事項

Q 4-1 編成通達の改正概要はどのようなものか。

### A 1 編成位置の定め（記1(3)イ及び同ウ）の新設

第3分類の中に、新たに「民訴法92条第1項の秘密記載部分の閲覧等の制限の申立書」関係書類及び「秘匿関係書類」の編成位置を定めた。

また、「代理及び資格証明関係書類」（編成通達記1(3)ア）の後に、第三者閲覧等制限申立て関係書類、秘匿関係書類の順に、それぞれ申立書及びその関係書類を一体として編年体でつづり込むこととした。

#### 2(1) 別冊管理の定め（記3(1)）の新設

第三者閲覧等制限制度及び秘匿決定の申立て制度に基づき閲覧等が制限される書類について、別冊管理する旨の規律を新たに設けた。

#### 2(2) 別冊から本体記録へのつづり替えの定め（記3(2)）の新設

別冊管理している書類について、取下げ、却下決定又は取消決定の確定により閲覧等の制限される部分がなくなった場合は、原則として、本体記録につづり替えることとした。

#### 2(3) 閲覧等用マスキング書面等の編成方法の定め（記3(3)）の新設

①第三者の閲覧等が制限される書類について提出される秘密記載部分を除いた書類（民訴規則34条第3項本文、第5項本文、第7項）、②秘匿対象者以外の当事者等の閲覧等が制限される書類について提出される秘匿事項記載部分を除いた書類（民訴規則52条の11第3項、第5項本文、第6項）及び③秘匿決定の一部について取消しの裁判が確定した場合に提出される閲覧等用秘匿事項届出書面（民訴規則52条の13第1項）は、原則として、元の書類の性質に応じて記1の定めのとおりつづり込むとの規律を新たに設

けた。

## 2 第3分類の編成位置について（記1(3)関係）

Q 4-2 第3分類の中で新たに第三者閲覧等制限申立て関係書類や秘匿関係書類を分けてつづり込むこととしたのはなぜか。

A 1 民訴法133条以下の秘匿制度は、社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあるときは相手方当事者に対して住所・氏名等を秘匿するものであり、民訴法92条の第三者閲覧等制限申立てに類似する制度である。

そこで、秘匿関係書類は、第三者閲覧等制限申立て関係書類と同じ第3分類につづり込むこととした。

2(1) 従前、第三者閲覧等制限申立て関係書類は、第三分類の末尾の「その他」の書類に例示されており、「その他」の書類の中での編成位置までは定められていなかったが、秘匿制度が新設されることに伴い、第三者閲覧等制限申立て関係書類の編成位置と秘匿関係書類の編成位置との関係を明確にするため、編成位置及び編成方法を整理することとした。

(2) 書類の編成位置は、検索の便宜や情報管理の観点で重要であり、編成位置や編成方法が明確になることで手続の有無や結果を容易に把握することができるようになるなど、関係職員の情報共有に資すると考えられる。

そこで、第三者閲覧等制限申立て関係書類と秘匿関係書類については、「代理及び資格証明関係書類」の後に、新たに編成位置の定めを設けることとした。

Q 4-3 秘匿関係書類とは、具体的にはどのような書類が想定されるのか。

A 秘匿関係書類とは次のような書類が想定される。

- (1) 秘匿決定申立書及び同決定書（民訴法133条第1項）
- (2) 秘匿事項届出書面（同第2項）
- (3) 当事者間閲覧等制限決定申立書及び同決定書（民訴法133条の2第2項）
- (4) 職権による閲覧等制限決定書（民訴法133条の3）
- (5) 秘匿決定等の取消決定の申立書及び同決定書（民訴法133条の4第1項）
- (6) 閲覧等制限部分の閲覧等許可の申立書及び同決定書（同第2項）
- (7) 上記(1)、(3)、(5)及び(6)の申立てにかかる疎明資料
- (8) その他上記(1)から(7)の申立て等に関連する書類

**Q 4-4 秘匿関係書類のうち、秘匿事項はどの書類に記載されるのか。秘匿決定申立書や秘匿決定書に記載されることはあるのか。**

- A 秘匿事項の記載があるのは、秘匿事項届出書面（Q 4-3 の A(2)）のみであり、これ以外の書類については、秘匿事項等は基本的に記載されないことが想定されている。また、裁判所が作成する書面には秘匿事項等を記載しないことが相当である。もし、秘匿関係書類に秘匿事項等の記載がある場合には、当事者の責任において、別途、閲覧等制限の申立てを検討することとなる。
- なお、秘匿事項届出書面以外の書類には秘匿事項等の記載がないことを前提とすると、閲覧等制限の申立てがされる場面は、非常に限定されたものとなることが想定される。
- 例えば、第三者が提出する書類（嘱託回答書、送達報告書等）の中に秘匿事項等の記載がある場合は、職権による閲覧等制限決定（民訴法 133 条の 3）を行う事案を除き、当事者の責任において、閲覧等制限の申立てを検討することとなる。

Q 4-5 具体的には、どのような書類が記録につづられることが想定されるのか。

A 秘匿制度に関する書類は次のとおりである。

秘匿制度に関する書類	
<u>【秘匿決定の申立て】</u>	<u>【秘匿決定の取消しの申立て】</u>
★秘匿決定申立書	★秘匿決定取消申立書
★疎明資料	◎秘匿決定取消決定書
★ <u>秘匿事項届出書面</u>	★閲覧等用秘匿事項届出書面 (民訴規則52条の13I)
◎秘匿決定書	
<u>【閲覧等の制限の申立て】</u>	<u>【閲覧等制限決定の取消しの申立て】</u>
★秘匿事項記載部分の閲覧等制限申立書	★閲覧等制限決定取消申立書
★申立書添付の閲覧等用マスキング書面 (民訴規則52条の11III)	◎閲覧等制限決定取消決定書
◎秘匿事項記載部分の閲覧等制限決定書	★閲覧等用マスキング書面 (民訴規則52条の11VI)
★決定を反映した閲覧等用マスキング書面 (民訴規則52条の11V)	<u>【閲覧等の許可の申立て】</u>
▲ <u>職権による閲覧等制限決定</u>	★閲覧等許可申立書
▲ <u>送達場所等の調査嘱託回答書</u>	◎閲覧等許可決定書
▲ <u>上記調査嘱託に基づく送達の送達報告書等</u>	★許可の裁判に係る閲覧等用マスキング書面 又は、 ★許可の裁判に係る閲覧等用秘匿事項届出書面 (民訴規則52条の11VI、52条の13I) ※いずれのマスキング書面も別冊管理する。

★：当事者から提出される書類。なお、当事者が提出する書類には秘匿事項等が記載されないことが想定されている。

▲：第三者から提出される書類

◎：裁判所が作成する書類。決定書には秘匿事項等を記載しないことが望ましいと考えられる。

二重線の書類：秘匿決定の申立てがあった場合（秘匿決定があった場合も含む。）に、法制上閲覧等が制限される書類。

破線の書類：秘匿の要件が認められる場合に、職権で閲覧等が制限される可能性のある書類。

※ 二重線及び破線の書類以外の書類（秘匿制度に関する書類以外の書類を含む。）について秘匿対象者が閲覧等の制限を希望する場合には、閲覧等の制限の申立てをする必要がある。

### 3 別冊管理について

Q 4-6 秘匿別冊につづられる書類にはどのようなものがあるか。

A 秘匿別冊で管理する書類は、秘匿事項届出書面及び秘匿対象者以外の当事者等の閲覧等が制限される書類である。

秘匿対象者以外の当事者等の閲覧等が制限される書類とは、具体的には、次のとおりである。

- (1) 民訴法133条の2第2項の閲覧等の制限の申立てがされた書類
- (2) 上記(1)の申立てに対して閲覧等の制限決定がされた書類
- (3) 民訴法133条の3の閲覧等制限決定がされた調査嘱託回答書や送達報告書等

なお、当事者が提出する書類には秘匿事項等が記載されないことが想定されているため、上記(1)及び(2)は第三者が提出した書類など例外的な場面となるものと考えられる。

Q 4-7 秘匿別冊の編成方法を編年体としたのはなぜか。

A Q 4-6 記載のとおり、秘匿別冊につづる書類は、基本的には秘匿事項届出書面のみが想定されており、事案に応じて民訴法133条の2第2項の閲覧等制限の申立てがされた書類や、民訴法133条の3の閲覧等制限決定がされた書類が秘匿別冊につづられることとなる。

このように、そもそも秘匿別冊につづられる書類は多くないと考えられるため、原則として、秘匿別冊には分類を設けず、編年体でつづることが合理的であると考えられる。

なお、個別の事案の事情によっては、秘匿別冊につづられる書類が大部になることもあり得るところ、各庁の実情を踏まえ、秘匿別冊を3分方式等の方法を用いて管理することも差し支えない。

おって、秘匿別冊につづられる書類は多くないと考えられることからすると、秘匿対象者が複数いる場合であっても、1冊の秘匿別冊の中で分類を設けず編年体でつづることで足りると考えられるが、秘匿対象者ごとに提出された書類の閲覧等が制限される場合などに、秘匿対象者ごとに格別に管理することが記録管理に資する場合もあると考えられるから、秘匿別冊中において秘匿対象者ごとに明確に区分して管理する等の方法をとることも差し支えない。

Q 4-8 地裁民事訴訟事件の秘匿別冊の記録表紙はどのように作成することになるのか。秘匿事項が記録表紙中に表れてしまうおそれはないか。

A 地裁民事訴訟事件の秘匿別冊は、[REDACTED]、[REDACTED]し、別冊として管理するのが相当である。したがって、別冊の記録表紙も[REDACTED]  
[REDACTED]こととなる。

この点、訴状に代替事項が記載されている事件の場合、[REDACTED]の[REDACTED]  
[REDACTED]には代替事項を[REDACTED]ため、[REDACTED]  
[REDACTED]となる。

なお、事件受付時に真の住所氏名が[REDACTED]、その後の秘匿決定  
の申立てにより代替事項が定められたような場合には、[REDACTED]の[REDACTED]  
[REDACTED]が相当であり、[REDACTED]当事者の真の住所氏名が現れないよう  
注意が必要である。

Q 4-9 本体記録及び秘匿別冊の表紙には、秘匿決定の申立てがある旨の表示を要するか。

A 保管送付通達において、閲覧等の制限の申立てのあった事件記録（閲覧等制限決定のされたものを含む。）及び当事者に対する住所、氏名等の秘匿決定の申立てのあった事件記録（秘匿決定のされたものを含む。）は、表紙にその旨を明示するなどして、その取扱いに留意することが定められている。

これは、閲覧等が制限された書類を誤って閲覧等に供することを防ぐために、閲覧等制限がある旨を記録表紙に記載して注意喚起する趣旨である。したがって、本体記録の表紙に秘匿決定の申立てがある旨を表示するなどして取扱いに留意する必要はあるが、秘匿別冊に秘匿決定の申立てがある旨を記載する必要はない。

なお、秘匿情報の適切な管理の観点から、各庁の運用により、当該編冊の表紙に秘匿別冊である旨を明示するなどの工夫をすることは差し支えない。

Q 4-10 秘匿別冊は、分冊のうちの1冊として記録冊数に含まれることになるか。

A Q 4-8 記載のとおり、秘匿別冊は、[ ]、[ ] し、別冊として管理するのが相当である。

したがって、秘匿別冊は分冊のうちの1冊として記録冊数に含まれることとなる。

Q 4-11 秘匿別冊の冒頭に、同別冊中につづられている書面の目録をつづることは許容されるか。

A 秘匿別冊につづる書類は、基本的には秘匿事項届出書面のみが想定されており、そもそも秘匿別冊につづる書類は多くないと考えられるため、目録を作成する必要はないと考えられる。

ただし、事案に応じて、必要があると判断される場合に目録を作成することが禁止されるものではない。

Q 4-12 秘匿別冊の編成（編年体）において、書証写しへの受付日付印の押捺を省略している府では、書証の写しはどのように編てつ位置を定めればよいのか。

A 書類を受領した場合には、受付日付の表示等の手続を行うものとされており（受付分配通達記第2の3）、書証写しについても、本来、何らかの方法で受付日付を表示することになる。

ただし、期日に提出された書類（収入印紙がはり付けられ、又は添付された書類を除く。）を当該期日の調書に記載する場合は、受付日付印の押捺を省略することができるが（受付分配通達記第2の3(1)）、この場合は、当該調書の記載から提出日が明らかとなるものと思われる。

上記以外の場合で、府の取扱いとして書証写しの受付日付印の押捺を省略している場合は、府の取扱いとして適切な編成方法を運用等で定めることが考えられる。一例としては、秘匿別冊を3分方式でつづることとした上で、書証写しについては書証番号順につづる方法が考えられる。

なお、受付分配通達は、書証写しにつき、およそ提出日が明らかとならないような取扱いを許容するものではない点に留意されたい。

おって、秘匿決定の申立てがされた事件では、当事者が提出する書類には秘匿事項等が記載されないことが想定されている。したがって、書証写しを秘匿別冊につづる場面は例外的な事案であると考えられる。

Q 4-13 非訟事件において秘匿決定の申立てがされた場合の記録の編成はどうするか。

A これまで、非訟事件について編成方法を定めた規程又は通達はなく、各庁の実情に応じた取扱い（例えば編年体による編成等）がされているところであり、今回の通達改正においても、非訟事件については編成方法を定めないこととした<sup>1</sup>。

しかし、非訟事件であっても、秘匿決定の申立てがされた場合は、閲覧等が制限された書類を誤って閲覧等に供することを防ぐため、民事訴訟事件と同様に、閲覧等が制限される書類（基本的には秘匿事項届出書面。事案によって民訴法133条の3の閲覧等制限決定がされた書類。）は、別冊で管理することが相当と考えられる。

---

<sup>1</sup> 非訟事件は、事件類型が多種多様であり、かつ手続の様式も柔軟に定められているため、すべての事件類型を網羅的にカバーしうる編成方法を通達で定めることも、特定の事件類型について特定の編成方法を定めることにも適していないと考えられる。

#### 4 マスキング書面について

Q 4-14 マスキング書面とは何か。

A 改正後の民訴規則では、第三者閲覧等制限の申立て及び当事者間閲覧等制限の申立てをする者は、当該申立てに係る文書等から秘密記載部分又は秘匿事項記載部分を除いた書類（マスキング書面）を提出しなければならないと定められた。

なお、本Q&Aにおいては、マスキング書面を、閲覧等が可能な者の範囲の観点から、以下の4種類に分けて説明している。

① 閲覧等用マスキング書面

編成通達記3(3)の書類（民訴規則34条第3項本文、第5項本文、第7項、52条の11第3項、第5項本文、第6項（許可の裁判に係るものを除く。）の規定により提出される秘密記載部分又は秘匿事項記載部分を除いた書類）

② 閲覧等用秘匿事項届出書面<sup>1</sup>

編成通達記3(3)の書類（民訴規則52条の13第1項の規定により提出される秘匿事項届出書面（許可の裁判に係るものを除く。））

③ 許可の裁判に係る閲覧等用マスキング書面<sup>2</sup>

編成通達記3(1)ウの書類のうち民訴規則52条の11第6項の規定により提出される許可の対象でない部分を除いた書類

④ 許可の裁判に係る閲覧等用秘匿事項届出書面

編成通達記3(1)ウの書類のうち民訴規則52条の13第1項の規定により提出される許可の対象でない部分を除いた秘匿事項届出書面

<sup>1</sup> 本略称は、民訴規則の定めとは異なる点に留意されたい。

<sup>2</sup> 秘匿対象者及び許可を受けた者のみが閲覧等ができる。

Q 4-15 マスキング書面はどこにつづるのか。

A マスキング書面の編てつ位置は次のとおりである。

(1) 閲覧等の許可の裁判が確定した場合に提出されるもの

閲覧等の許可の裁判が確定したことに伴い提出される許可の裁判に係る閲覧等用マスキング書面及び許可の裁判に係る閲覧等用秘匿事項届出書面は、当該許可された部分の閲覧等をすることができるのが秘匿対象者及び閲覧等が許可された者に限定されるから、記3(1)ウの秘匿別冊に編てつする。

(2) (1)以外の場合に提出されるもの

この場合に提出される閲覧等用マスキング書面及び閲覧等用秘匿事項届出書面<sup>1</sup>は、元の書類の性質に応じて記1の定めのとおり、第1分類から第3分類までの所定の位置につづり込む（マスキングの元の書類がつづられるべき位置につづりこむ。）。

例えば、民訴法186条の調査嘱託の回答書に秘匿対象者の住所氏名が記載されているため、当該秘匿対象者から民訴法133条の2第2項の閲覧等の制限が申立てられた場合、当該申立てと同時に民訴規則52条の11第3項の閲覧等用マスキング書面が提出される。この閲覧等用マスキング書面は、記1(2)オの嘱託回答書群につづることとなる。

<sup>1</sup> 本略称は、民訴規則の定めとは異なる点に留意されたい。

Q 4-16 閲覧等用マスキング書面の直後等に、閲覧等制限決定の対象となる書面が別冊につづられていることを明らかにする書面をつづる必要があるか。

A 閲覧等制限決定がされた場合は、閲覧等制限の対象となる書類を秘匿別冊につづり、閲覧等用マスキング書面を本体記録の所定の位置につづることが編成通達において定められているため、重ねて閲覧等用マスキング書面の直後等に、閲覧等制限決定の対象となる書類が秘匿別冊につづられていることを明らかにする書面をつづる必要はない。

なお、本体記録につづられている閲覧等用マスキング書面が一見して閲覧等用マスキング書面であることが判明しないような場合の工夫として、閲覧等用マスキング書面の直後等に、閲覧等制限決定の対象となる書面が秘匿別冊につづられていることを明らかにする書面をつづることを、庁の運用として定めることが禁止されるものではない。

Q 4-17 閲覧等用マスキング書面の編成方法は、原則として、元の書類の性質に応じて記1の定めのとおりつづり込むこととされているが、他の編成方法としてもよいのか。

A 本体記録の一覧性の確保の観点から、閲覧等用マスキング書面を元の書類の性質に応じて本体記録につづり込むこととしたものであるが、庁の運用として、記録の閲読の便宜の観点から別の編成方法をとることも禁止されるものではない。

## 5 秘匿決定関係について

Q 4-18 秘匿決定の申立ての際には、通常、どのような書類が提出されるか。

A 秘匿決定の申立ては、通常は基本事件の申立てとともににすることが想定されている。

したがって、訴状の正本及び副本、秘匿決定申立書、疎明資料、秘匿事項届出書面等の書類が提出されると考えられる。

Q 4-19 秘匿決定申立書や添付書類に秘匿事項等が記載されている場合には、秘匿別冊に編てつするのか。

A 法制上、当然に閲覧等が制限されるのは、秘匿事項届出書面のみであり（民訴法133条第3項、133条の2第1項）、秘匿決定申立書や疎明資料、委任状等の添付資料について閲覧等を制限したい場合は、別途、閲覧等制限の申立てが必要となる（民訴法133条の2第2項）。

秘匿を希望する事項については、当事者が自らの責任において申立てをすべきであることから、秘匿事項等が記載された書面が裁判所に提出された場合であっても、閲覧等制限の申立てがされない限りは、本体記録に編てつすることとなる。

Q 4-20 裁判所が作成する書類に秘匿事項等が記載された場合には、秘匿別冊に編てつするのか。

A 裁判所が作成する書類に秘匿事項等が記載された場合であっても、当該書類につき閲覧等を制限したい場合は、別途、閲覧等制限の申立てが必要となる（民訴法133条の2第2項）。

なお、裁判所が作成する書類にはなるべく秘匿事項等を記載しない取扱いが望ましい。

Q 4-21 秘匿決定の申立てが全部取下げ又は全部却下された場合、秘匿事項届出書面はどのように編てつするか。

A 秘匿決定の申立てがあったときは、その申立てに対する裁判が確定するまで、秘匿事項届出書面につき、秘匿対象者以外の者の閲覧等が制限される（民訴法133条第3項）。

秘匿決定の申立てが全部取り下げられた場合又は全部却下決定が確定した場合は、秘匿事項届出書面の閲覧等の制限がなくなるため、秘匿別冊につづり込む必要はない。

閲覧等制限がされた書類を秘匿別冊とする趣旨は、閲覧等が制限された書類を誤って閲覧等に供することを防ぐことにあるところ、秘匿別冊には、秘匿事項届出書面以外にも民訴法133条の2第2項の閲覧等制限がされた書類がつづり込まれており、閲覧等が可能となった書類と閲覧等が制限された書類が、秘匿別冊の中で混在することは、上記の趣旨から相当でないと考えられる。

よって、秘匿事項届出書面は秘匿別冊から抜き出し、本体記録の第3分類の秘匿関係書類としてつづり込むことが相当である。

なお、秘匿別冊につづり込まれている書類全部につき、閲覧等の制限がなくなった場合は、秘匿別冊のまま記録管理することとしても、裁判所が意図せず情報を流出させるおそれはないため、本体記録につづり直さず、別冊を維持することも許容されると考えられる。

ただし、その場合には、閲覧等の申立てがされた際に、別冊管理している閲覧等に供すべき書類を閲覧等の対象から漏らすことのないよう注意する必要がある。

Q 4-22 秘匿決定の申立てが一部取下げ又は一部却下された場合、秘匿事項届出書面はどのように編てつするか。

A 秘匿決定の申立てがあったときは、その申立てに対する裁判が確定するまで、秘匿事項届出書面につき、秘匿対象者以外の者の閲覧等が制限され（民訴法133条第3項）、秘匿決定があった場合には、閲覧等の請求権者が秘匿対象者に限定される（すなわち秘匿対象者以外の者の閲覧等が制限される。民訴法133条の2第1項）。

秘匿決定の申立ての一部取下げがあった場合又は一部却下決定が確定した場合であっても、秘匿事項届出書面の閲覧等制限の効力は変わらないため、秘匿事項届出書面全部について秘匿対象者以外の者の閲覧等が制限されるから、秘匿別冊につづる必要がある。

Q 4-23 秘匿決定が全部取り消された場合、秘匿事項届出書面はどのように編てつするか。

A 秘匿決定の全部取消決定（民訴法133条の4第1項）が確定した場合は、民訴法133条の2第1項に基づく秘匿事項届出書面の閲覧等の制限がなくなるため、秘匿対象者以外の者の閲覧等が可能となる。

したがって、秘匿別冊から本体記録の第3分類の秘匿関係書類に編年体でつづり直すことが相当である。

なお、秘匿別冊につづり込まれている書類全部につき、閲覧等の制限がなくなった場合の取扱いについては、Q 4-21と同様である。

Q 4-24 秘匿決定の一部が取り消された場合、秘匿事項届出書面はどのように編てつするか。

A 秘匿決定があった場合には、秘匿事項届出書面について閲覧等の請求権者が秘匿対象者に限定される（すなわち秘匿対象者以外の者の閲覧等が制限される。民訴法133条の2第1項）。

秘匿決定の一部取消決定（民訴法133条の4第1項）が確定した場合でも、秘匿事項届出書面自体については、秘匿対象者以外の者の閲覧等が引き続き制限されることから（民訴法133条の2第1項）、秘匿決定の全部の取消決定が確定するまで秘匿別冊につづる必要がある。

Q 4-25 秘匿事項届出書面の全部又は一部について閲覧等の許可がされた場合、秘匿事項届出書面はどのように編てつするか。

A 閲覧等許可決定（民訴法133条の4第2項）が確定した場合は、許可を受けた当事者は、許可の範囲で秘匿事項届出書面の閲覧等を請求できることとなるが、許可を受けた当事者以外に対する閲覧等の制限は続いているため、秘匿事項届出書面を本体記録につづり直すことは相当でない。なお、許可の裁判に係る閲覧等用秘匿事項届出書面も、秘匿別冊につづる必要がある。

Q 4-26 秘匿決定の一部取消しの裁判（民訴法133の4第1項）が確定した場合に提出される閲覧等用秘匿事項届出書面（民訴規則52条の13第1項）を本体記録につづる際、その書類が閲覧等用秘匿事項届出書面であることを記録上明らかにする措置を取る必要はあるか。

A 閲覧等用秘匿事項届出書面は、民訴規則により秘匿対象者に提出が義務付けられている書面であり、その性質は訴訟記録であって閲覧等に供することが予定されている書面（民訴規則52条の13第2項）であるから、当然に記録につづる書面であるといえる。したがって、当該書面が閲覧等用秘匿事項届出書面であることを記録上明らかにする措置をとる必要はない。

**Q 4-27 秘匿事項届出書面の訂正書面が提出された場合はどのように取り扱うか。**

A 秘匿事項以外の記載事項（民訴規則52条の10第1項第2号）のみに変更があった場合には、訂正した秘匿事項届出書面を提出する必要があるところ、秘匿事項届出書面の訂正書面には、当然に秘匿事項届出書面と同様の閲覧等制限の効力が及ぶこととなるから、編成通達上も秘匿事項届出書面と同様の規律が及ぶこととなる。よって、当該秘匿事項届出書面と一体として取り扱うのが相当である。

なお、秘匿事項（住所・氏名等）に変更があった場合には、秘匿対象者は、改めて秘匿決定の申立て及び変更後の住所・氏名等を記載した秘匿事項届出書面を提出して、秘匿決定を得る必要がある。

## 6 当事者間閲覧等制限について

Q 4-28 秘匿対象者に関する調査嘱託において、嘱託書に推知事項等を記載する必要がある場合、嘱託書控えをどこに編てつするのか（第3分類につづることは許容されるか）。

A 証拠調べの嘱託書の控えを記録につづり込む場合には、編成通達上、第3分類のその他の書類として掲げられているため、本体記録につづり込むこととなる。ただし、その場合には、嘱託の申出がされた段階で、秘匿対象者に嘱託書の控えがつづられることを伝え、閲覧等の制限の申立てを促すことが考えられる。

なお、どのような書類を記録としてつづり込むかは最終的には裁判体の判断に従うものであるが、秘匿事項等が記載された嘱託書の控えを本体記録につづり込むことは、秘匿情報の管理の観点では相当でないことから、嘱託書の控えを記録につづり込まない取扱いが望ましいと考えられる。

おって、編成通達は、書類を記録につづり込む際の編成位置を定める通達であり、事件記録とするべき書類を定めたものではない。第3分類のその他の書類に掲げられた書類は例示であり、記載された書類は必ず記録につづり込まなければならないものではないことに留意する必要がある。

Q 4-29 秘匿決定の申立てとともに提出された訴状に秘匿事項等が記載されている場合、秘匿決定がされれば、訴状も秘匿別冊に編てつできるのか。

A 秘匿決定の効力は、秘匿決定において定められた代替事項を、当該手続及びそれに続く特定の手続において用いることができる（民訴法133条第5項）及び秘匿事項届出書面の閲覧等が制限されること（民訴法133条の2第1項）である。

秘匿事項届出書面以外の書類に秘匿事項等が記載されている場合に、当該秘匿事項等について閲覧等を制限したい場合は、秘匿対象者の責任において、別途、閲覧等制限の申立てを行う必要がある（民訴法133条の2第2項）。

閲覧等の制限を希望する事項については、当事者が自らの責任において申立てをすべきであるから、秘匿事項等が記載された訴状が裁判所に提出された場合であっても、閲覧等制限申立てがされない限りは、本体記録に編てつすることとなる。

なお、訴状副本は正本と同じものである必要があるから、訴状副本のみマスキングしたもの被告に送達することは許されないと解される。また、閲覧等の制限の申立て時に提出される閲覧等用マスキング書面（民訴規則52条の11第3項）を訴状送達に使用することも許されないと解されている。

訴状に秘匿事項等が記載されている場合は、当該訴状の副本を被告に送達することとなる旨を説明することが考えられる。

Q 4-30 訴状等に記載された秘匿事項等について当事者間閲覧等制限の申立てがされ、同決定がされた場合には、記録の編成はどのようになるか。

A 閲覧等の制限の申立ての対象となる訴状等は、秘匿別冊につづり込み、閲覧等の制限の申立て時に提出されるマスキングが施された訴状（民訴規則52条の11第3項）を、第1分類の訴状群の冒頭につづり込むことになる。

## 7 閲覧等制限の却下、取消、閲覧等許可について

Q 4-3-1 当事者間閲覧等の制限の申立てがされた書類に記載された秘匿事項等の全部について、同申立てが取下げ又は却下された場合、閲覧等制限申立ての対象文書や閲覧等用マスキング書面はどのように編てつするか。

A 閲覧等の制限の申立てがされた場合、対象文書は、民訴法133条の2第2項、第3項の閲覧等制限がされる書類として秘匿別冊につづり込まれているが、秘匿事項等の全部について閲覧等制限の申立てが取下げられ、又は却下決定が確定した場合には、閲覧等の制限がなくなるため秘匿別冊につづり込む必要はなくなる。

したがって、元の書類の性質に応じて記1の定めのとおり、本体記録の第1分類から3分類までの所定の位置に編年体でつづり替えることが相当である。

なお、この場合、既に本体記録に編てつしている閲覧等用マスキング書面をつづり替える必要はないが、対象文書が本体記録の本来の位置に編てつされることから、記録の閲読の便宜の観点から、序の運用として、閲覧等用マスキング書面を第3分類に編てつすることは差し支えない。

Q 4-32 当事者間閲覧等制限申立てがされた書類に記載された推知事項等の一部について、同申立てが却下された場合、閲覧等制限申立ての対象文書や閲覧等用マスキング書面はどのように編てつするか。

A 推知事項等の一部について閲覧等制限の申立てが却下された場合には、対象文書から当該一部却下決定において特定された秘匿事項記載部分を除いた閲覧等用マスキング書面が提出される（民訴規則52条の11第5項）。同申立てが一部却下されても、対象文書は民訴法133条の2第2項の閲覧等制限がされた書類であることに変わりはないから、秘匿別冊に編てつする。当該一部却下決定を受けて提出された閲覧等用マスキング書面は、元の書類の性質に応じて記1の定めのとおり、本体記録の第1分類から3分類までの所定の位置に編年体で編てつする。

なお、この場合、当該一部却下決定を受けて提出された閲覧等用マスキング書面の閲覧等申請があった際に、誤って閲覧等制限申立て時に提出された閲覧等用マスキング書面（民訴規則52条の11第3項）を閲覧等に供することのないよう、適切な措置をとることが必要である。

Q 4-33 当事者間閲覧等制限決定がされている書類に記載された推知事項等の全部について、同決定が取り消された場合、閲覧等制限申立ての対象文書や閲覧等用マスキング書面はどのように編てつするか。

A 対象文書は、民訴法133条の2第2項の閲覧等制限がされた書類として秘匿別冊につづり込まれているが、推知事項等の全部について閲覧等制限決定が取り消された場合には、閲覧等の制限がなくなるため秘匿別冊につづり込む必要はなくなる。したがって、元の書類の性質に応じて記1の定めのとおり、本体記録の第1分類から3分類までの所定の位置に編年体でつづり替えることが相当である。なお、この場合、既に本体記録に編てつしている閲覧等用マスキング書面をつづり替える必要はないが、対象文書が本体記録の本来の位置に編てつされることから、記録の閲読の便宜の観点から、庁の運用として、閲覧等用マスキング書面を第3分類に編てつすることは差し支えない。

Q 4-34 当事者間閲覧等制限決定がされている書類に記載された推知事項等の一部について、同決定が取り消された場合、閲覧等制限申立ての対象文書や閲覧等用マスキング書面はどのように編てつするか。

A 推知事項等の一部について閲覧等制限決定が取り消された場合には、対象文書から当該閲覧等制限決定において特定された秘匿事項記載部分のうち、当該一部取消決定に係る部分以外の部分を除いた閲覧等用マスキング書面が提出される（民訴規則52条の11第6項）。閲覧等制限決定が一部取り消されても、対象文書は民訴法133条の2第2項の閲覧等制限がされた書類であることに変わりはないから、秘匿別冊に編てつする。当該一部取消決定を受けて提出された閲覧等用マスキング書面は、元の書類の性質に応じて記1の定めのとおり、本体記録の第1分類から3分類までの所定の位置に編年体で編てつする。

なお、この場合、当該一部取消決定を受けて提出された閲覧等用マスキング書面の閲覧等申請があった際に、誤って閲覧等制限申立て時又は同決定時に提出された閲覧等用マスキング書面（民訴規則52条の11第3項、第5項本文）を供するとのないよう、適切な措置をとることが必要である。

Q 4-35 当事者間閲覧等制限決定がされている書類に記載された推知事項等の全部について、閲覧等許可決定がされた場合、閲覧等制限申立ての対象文書はどのように編てつするか。

A 推知事項等の全部について閲覧等許可がされた場合には、対象書面全体について当該許可を受けた者の閲覧等が可能となるが、対象文書は民訴法133条の2第2項の閲覧等制限がされた書類であることに変わりはない（当該許可を受けた者以外の閲覧等は制限される）ため、対象文書を本体記録につづり直すことは相当でなく、秘匿別冊につづり込んだままとする。

なお、上記の場合には許可の裁判に係る閲覧等用マスキング書面が提出されることはないから（民訴規則52条の11第6項参照）、新たに秘匿別冊につづり込む書面はない。

おって、対象文書につき、誤って許可の対象者以外の当事者及び第三者に閲覧等をさせることのないよう、閲覧等が許可された者の範囲及び推知事項等の全部について閲覧等が許可されている旨を明示するなどして注意する必要がある。

Q 4-36 当事者間閲覧等制限決定がされている書類に記載された推知事項等の一部について、閲覧等許可決定がされた場合、閲覧等制限申立ての対象文書や許可の裁判に係る閲覧等用マスキング書面はどのように編てつするか。

A 推知事項等の一部について閲覧等許可決定がされた場合には、許可の裁判に係る閲覧等用マスキング書面が提出される（民訴規則52条の11第6項）。

当該許可決定がされても、対象文書は民訴法133条の2第2項の閲覧等制限がされた書類であることに変わりはないから、記3(1)イの秘匿別冊につづり込んだままとする。当該許可された部分の閲覧等をできるのは、秘匿対象者と閲覧等の許可を受けた者のみであるから、当該許可決定を受けて提出された許可の裁判に係る閲覧等用マスキング書面は、記3(1)ウの秘匿別冊に編てつする。

なお、許可の裁判に係る閲覧等用マスキング書面については、誤って許可の対象者以外の当事者及び第三者に閲覧等をさせることのないよう、閲覧等が許可された者の範囲及び許可された部分を明示するなどして注意する必要がある。

**Q 4-37 秘匿決定が全て取り消された場合に、当事者間閲覧等制限決定により閲覧等が制限されている書類はどのように取り扱うのか。**

**A** 秘匿決定が全て取り消された場合でも、閲覧等制限決定により閲覧等が制限されている書類については、同決定の取消し等がされない限り、効力が失われることはないことから、閲覧等制限決定により閲覧等が制限されている書類の編てつ場所や取扱いに変わることろはない。

なお、この秘匿決定の全部取消決定（民訴法133条の4第1項）が確定した場合、秘匿事項届出書面については民訴法133条の2第1項に基づく閲覧等の制限がなくなり、秘匿対象者以外の者の閲覧等も可能となることから、秘匿別冊から本体記録の第3分類（秘匿関係書類）に編年体でつづり直すことが相当である。

**Q 4-38 当事者間閲覧等制限決定が全て取り消された場合、取消決定書に「本来の位置につづり替えた」旨の付記をする必要はあるか。**

**A** 閲覧等制限決定が全て取り消された場合は、閲覧等の制限がなくなるため、対象文書を秘匿別冊から抜き出し、元の書類の性質に応じて記1の定めのとおり、本体記録の第1分類から3分類までの所定の位置に編年体でつづり替えることが編成通達において定められているため、取消決定書に「本来の位置につづり替えた」旨を付記する必要はない。

**Q 4-39 職権による閲覧等制限決定がされた被告の住所に関する調査嘱託の回答（住民票等）は、秘匿別冊と本体記録のいずれにつづることになるのか。**

**A** 秘匿別冊につづることになる（Q 4-6 参照）。

Q 4-40 職権による閲覧等制限決定がされた被告の住所に関する調査嘱託の回答  
(住民票等)に記載された情報の一部について閲覧等制限決定が取り消され又は閲覧等が許可された場合、誰がこれらに係る閲覧等用マスキング書面を作成するのか。

A 職権による閲覧等制限決定(民訴法133条の3)の場合、取消しに係る閲覧等用マスキング書面や許可の裁判に係る閲覧等用マスキング書面の作成について定めた規定はないため、裁判所において作成することとなるが、秘匿対象者に対し、当該マスキング書面の提出を促すことは考えられる。

Q 4-4-1 秘匿決定や当事者間閲覧等制限決定の一部取消決定の確定により、同一の書類についてマスキング部分が異なる閲覧等用マスキング書面が複数提出されることとなった場合、これらのマスキング書面の取扱いはどうするか。

A マスキング書面は、民訴法133条の4第2項の閲覧等の許可の裁判が確定した場合に提出されるものを除き、原則として元の書類を編てつすべき場所につづり込むこととしたが、秘匿決定や閲覧等制限決定の一部取消決定の確定により、同一の書類についてマスキング部分が異なるマスキング書面が複数提出されることとなった場合は、各庁の実情に応じ、事件記録の一覧性の観点から、古いマスキング書面を第3分類の秘匿関係書類につづり直す運用とすることも差し支えない。

## 8 上訴、移行する手続等の取扱いについて

Q 4-4-2 審級を異にした手続においてそれぞれ秘匿決定等がされた場合、共通の秘匿別冊に編てつしてよいか。

A 審級ごとに書類が整理される実情からすると、基本的には審級ごとに秘匿別冊が作成されることが相当と考えられるが、通常、秘匿別冊につづるべき書類は多くないと考えられること、別冊中で一覧できるよう整理する方が閲覧等が制限されている書類を閲覧に供してしまう等の誤りを防ぐことに資する場合があると考えられること等を踏まえると、秘匿別冊中において明確に区分して管理することが可能であれば、共通の別冊として管理することも差し支えない。

Q 4-43 秘匿決定の申立てや当事者間閲覧等制限申立てを却下する決定に対する即時抗告が棄却され、原決定が確定した場合、秘匿別冊で管理されている秘匿事項届出書面や閲覧等制限申立ての対象文書を本体記録につづり替える処理は、抗告審裁判所と原審裁判所のいずれが行うことになるのか。

A 抗告審裁判所において、つづり替える処理を行うのが相当である。秘匿決定の申立てや閲覧等制限申立てを却下する決定が確定した場合には、その時点で秘匿事項届出書面や閲覧等制限申立てに係る書類の閲覧等の制限がなくなるため、秘匿別冊につづり込む必要がなくなる。

したがって、抗告審裁判所に閲覧等の申立てがあった場合に、閲覧等に供すべき書類として閲覧等の対象から漏らすことのないようにするためにも、同裁判所で速やかにつづり替える処理を行うのが相当である。

**Q 4-44 閲覧等制限申立て却下決定や閲覧等制限決定の取消決定に対する即時抗告がされると同時に、即時抗告状その他の抗告関係書類についてさらに閲覧等制限申立てがあった場合、同申立てにかかる書類はどのように編てつするのか。**

A 記1(3)ウ及び3(1)イのとおり、該当する書面を本体記録及び秘匿別冊に編てつするのが相当である（Q 4-3、4-6参照）。

**Q 4-45 原審の秘匿決定及び当事者間閲覧等制限決定が上訴審で取り消された場合には、秘匿別冊につづられた書類を本体記録につづり替える処理は、上訴審裁判所と原審裁判所のいずれが行うことになるのか。**

A 上訴審裁判所において、つづり替える処理を行うのが相当である。秘匿決定及び閲覧等制限決定が上訴審で取り消された場合は、秘匿事項届出書面や閲覧等制限申立ての対象文書の閲覧等の制限がなくなるため、秘匿別冊につづり込む必要がなくなる。

したがって、上訴審裁判所に閲覧等の申立てがあった場合に、閲覧等に供すべき書類として閲覧等の対象から漏らすことのないようにするためにも、同裁判所で速やかにつづり替える処理を行うのが相当である。

Q 4-46 労働審判と訴訟手続でそれぞれ秘匿決定がされたときは、秘匿別冊は労働審判と訴訟手続で個別に作成するのか、共通の別冊でよいか。

A 労働審判事件記録における秘匿別冊と移行後の訴訟事件記録における秘匿別冊を個別に作成する。

労働審判事件で秘匿決定の申立てがあったときに編成される秘匿別冊は、労働審判事件記録の一部である。同様に、訴訟移行後の訴訟手続において秘匿決定の申立てがあったときに提出される秘匿事項届出書面等は、訴訟事件記録の一部であるから、両者は別事件の記録であって、共通の秘匿別冊につづり込むことは予定されない。

また、労働審判事件記録（労働審判手続申立書を除く。）と訴訟記録は閲覧等の規律が異なるところ、秘匿決定や閲覧等制限決定の一部取消しの裁判が確定した場合等に閲覧等可能となる者の範囲が異なることからも、共通の秘匿別冊とすることは相当でないと思われる。

なお、通常、秘匿別冊につづるべき書類は秘匿事項届出書面のみが想定されるところ、労働審判事件における秘匿別冊に秘匿事項届出書面のみが編てつされており、訴訟事件の秘匿別冊と別個に管理することがかえって記録散逸のおそれを高めると考えられる場合などは、記録の適正な管理の観点から、共通の秘匿別冊に編てつして管理することも許容されると考えられる。ただし、この場合には、労働審判事件記録部分と訴訟事件記録部分を明確に区別して管理する必要がある。

Q 4-47 支払督促において秘匿決定がされ、その後、訴訟へ移行した場合の記録の編成はどうすべきか。

A 支払督促事件の事件記録には編成通達の適用はないものの、支払督促事件において秘匿決定がされた場合には、閲覧等が制限された書類を誤って閲覧等に供することを防ぐため、民事訴訟事件と同様に、閲覧等が制限される書類を別冊で管理することが考えられる。

支払督促事件においてされた秘匿決定の効力は、訴訟移行後の訴訟手続に及ぶと解されているところ、編成通達上、秘匿関係書類は記1(3)ウ、督促事件記録は記1(3)エと編成位置が定められている。

この点、本通達改正において、新たに「秘匿関係書類」の編成位置を定めた趣旨は、編成位置や編成方法が明確になることで手続の有無や結果を容易に把握することができるようになり、秘匿事項の管理や情報共有に資するためであることから、支払督促事件において提出された「秘匿関係書類」については、記1(3)ウのとおり、該当する書面を訴訟事件の本体記録に編てつし、閲覧等が制限される書類を記3(1)イのとおり秘匿別冊に編てつするのが相当である（Q 4-3、4-6 参照）。

Q 4-48 刑事損害賠償命令において秘匿決定がされ、その後、民事訴訟へ移行した場合の記録の編成はどうすべきか。

A 刑事損害賠償命令において秘匿決定がされた場合、民事の編成通達に準じ、秘匿別冊が作成される。そのため、これが民事訴訟に移行した場合は、秘匿別冊がある記録が民事部へ送付される（Q 5-48 参照）。

このとき、刑事損害賠償命令と民事訴訟は異なる手続であり、刑事損害賠償命令における秘匿決定や閲覧等制限決定の効力は失われるが、当然ながら原告は引き続き秘匿や閲覧等の制限を希望すると考えられる<sup>1</sup>。

そうすると、送付された秘匿別冊につづられた書類については、移行後速やかに原告から閲覧等制限申立てがされると見込まれるため、便宜的に送付された秘匿別冊を引き続き別冊で管理し続けて差し支えない。

なお、送付された本体記録は民事訴訟記録にまとめてつづり込むべきところ（編成通達記1(3)カ）、記録管理の便宜から別冊としても差し支えない。この場合は、送付された本体記録と秘匿別冊を、それぞれ民事訴訟記録の別冊として管理することとなり、全3冊の記録編成となる。

---

<sup>1</sup> 刑事損害賠償命令において秘匿決定がされ、その後民事訴訟へ移行した事件を受理した場合、秘匿別冊につづられた書類についての閲覧等制限申立てや、同申立てをするための前提となる秘匿決定の申立てをする必要があることを、速やかに原告に対して手続案内することとなる。なお、この案内については刑事裁判所で行うことも考えられることから、刑事部と民事部とで連携することが望ましい。

Q 4-49 申立人について閲覧等制限決定がされた調停事件を経由して訴えが提起され、秘匿事項が記載された民訴費用法5条1項の証明書が提出された場合、同証明書はどこにつづるべきか。

A 同証明書は、閲覧等制限申立てがされなければ、記1の定めに従って本体記録の第3分類に編てつする。

法律上、秘匿決定の申立てにより当然に閲覧等が制限されるのは、秘匿事項届出書面のみである（民訴法133条3項）。秘匿決定申立書や疎明資料、委任状等の添付資料について閲覧等を制限したい場合は、別途、閲覧等制限の申立てが必要となる（同法133条の2第2項）。

## 9 第三者閲覧等制限について

Q 4-50 第三者閲覧等制限決定の申立てがされた書類に記載されている秘密事項の全部について、同申立てが却下された場合、閲覧等制限申立ての対象文書や閲覧等用マスキング書面はどのように編てつするか。

A 対象文書は、民訴法92条1項の秘密記載部分の閲覧等の制限の申立てがされた書類として第三者閲覧等制限別冊につづり込まれているが、第三者閲覧等制限決定の申立てが却下された場合は、閲覧等の制限がなくなるため第三者閲覧等制限別冊につづり込む必要はなくなる。

したがって、元の書類の性質に応じて記1の定めのとおり、本体記録の第1分類から3分類までの所定の位置に編年体でつづり替えることが相当である。

なお、この場合、既に本体記録に編てつしている閲覧等用マスキング書面（民訴規則34条第3項本文）をつづり替える必要はないが、対象文書が本体記録の本来の位置に編てつされることから、記録の閲読の便宜の観点から、庁の運用として、閲覧等用マスキング書面を第3分類に編てつすることは差し支えない。

Q 4-51 第三者閲覧等制限決定の申立てがされた書類に記載されている秘密事項の一部について、同申立てが却下された場合、閲覧等制限申立ての対象文書や閲覧等用マスキング書面はどのように編てつするか。

A 秘密事項の一部について第三者閲覧等制限申立てが却下された場合には、対象文書から当該一部却下決定において特定された秘密事項記載部分を除いた閲覧等用マスキング書面が提出される（民訴規則34条第5項本文）。当該一部却下決定がされても、対象文書は民訴法92条第1項の第三者閲覧等制限がされた書類であることに変わりはないから、第三者閲覧等制限別冊に編てつしたままとする。

また、当該一部却下決定を受けて提出された閲覧等用マスキング書面は、元の書類の性質に応じて記1の定めのとおり、本体記録の第1分類から3分類までの所定の位置に編年体で編てつする。

なお、この場合、当該一部却下決定を受けて提出された閲覧等用マスキング書面の閲覧等申請があった際に、誤って閲覧等制限申立て時に提出された閲覧等用マスキング書面（民訴規則34条第3項本文）を閲覧等に供することのないよう、適切な措置をとることが必要である。

Q 4-52 第三者閲覧等制限決定がされた書類に記載されている秘密事項の全部について、同決定が取り消された場合、閲覧等制限申立ての対象文書や閲覧等用マスキング書面はどのように編てつするか。

A 対象文書は、民訴法92条1項の秘密記載部分の閲覧等の制限の申立てがされた書類として第三者閲覧等制限別冊につづり込まれているが、第三者閲覧等制限決定が取り消された場合は、閲覧等の制限がなくなるため第三者閲覧等制限別冊につづり込む必要はなくなる。

したがって、元の書類の性質に応じて記1の定めのとおり、本体記録の第1分類から3分類までの所定の位置に編年体でつづり替えることが相当である。

なお、この場合、既に本体記録に編てつしている閲覧等用マスキング書面をつづり替える必要はないが、対象文書が本体記録の本来の位置に編てつされることから、記録の閲読の便宜の観点から、序の運用として、閲覧等用マスキング書面を第3分類に編てつすることは差し支えない。

おって、この場合、閲覧等の制限がなくなった対象文書の閲覧等申請があった際に、誤って閲覧等制限申立て時に提出された閲覧等用マスキング書面（民訴規則34条第3項本文、第5項本文）を閲覧等に供することのないよう、適切な措置をとることが必要である。

Q 4-5-3 第三者閲覧等制限決定がされた書類に記載されている秘密事項の一部について、同決定が取り消された場合、閲覧等制限申立ての対象文書や閲覧等用マスキング書面はどのように編てつするか。

A 秘密事項の一部について第三者閲覧等制限決定が取り消された場合には、対象文書から当該閲覧等制限決定において特定された秘密事項記載部分のうち当該一部取消決定に係る部分以外の部分を除いた閲覧等用マスキング書面が提出される（民訴規則34条第7項）。当該一部取消決定がされても、対象文書は民訴法92条第1項の第三者閲覧等制限がされた書類であることに変わりはないから、第三者閲覧等制限別冊に編てつしたままとする。

また、当該一部取消決定を受けて提出された閲覧等用マスキング書面は、元の書類の性質に応じて記1の定めのとおり、本体記録の第1分類から3分類までの所定の位置に編年体で編てつする。

なお、この場合、当該一部取消決定を受けて提出された閲覧等用マスキング書面の閲覧等申請があった際に、誤って閲覧等制限申立て時等に提出された閲覧等用マスキング書面（民訴規則34条第3項本文、第5項本文）を閲覧等に供することのないよう、適切な措置をとることが必要である。

Q 4-54 秘匿決定がされた事件において、第三者閲覧等制限申立てがされた場合、第三者閲覧等制限関係の書類を秘匿別冊につづることは許容されるか。

A 第三者閲覧等制限関係の書類を秘匿別冊につづることは相当でない。

通達改正により、第三者閲覧等制限制度及び秘匿決定の申立て制度に基づき閲覧等が制限される書類について、それぞれ別冊管理することを定めた（記3(1)）ところ、その目的は、閲覧等が制限される書類を誤って閲覧等に供することを防ぐことにある。

それぞれの別冊は閲覧等が可能となる者の範囲が異なるため、別冊管理を定めた目的を踏まえれば、これらを同一の別冊につづることは相当でないと考えられる。

**Q 4-55 同一書面について、当事者間閲覧等制限申立て及び第三者閲覧等制限申立てがされた場合、閲覧等制限申立ての対象文書及び閲覧等用マスキング書面はどのように編てつするか。**

**A 1** まず前提として、秘匿決定があった場合の閲覧等制限は、申立人（秘匿対象者）を除く当事者だけでなく、第三者の閲覧等も制限するものである（133条の2第2項）。

そのため、記録につづられる書類は、①閲覧等を制限する必要がない書類、②第三者閲覧等制限申立てにより、第三者の閲覧等が制限される書類（当事者の閲覧等は制限されない書類）、③秘匿決定があった場合の閲覧等制限申立てにより、申立人（秘匿対象者）を除く当事者及び第三者の閲覧等が制限される書類（閲覧等が可能な者が申立人（秘匿対象者）に限られる書類）に分かることとなる。

2 そして、通達において別冊を設けた趣旨を踏まえると、①の書類は本体記録に、②の書類は第三者閲覧制限別冊に、③の書類は秘匿別冊につづることが相当である。

3 対象文書は、申立人（秘匿対象者）を除く当事者及び第三者の閲覧等制限の申立てがあった書面であり、記3(1)ア及びイに該当する書面であるが、対象文書の全ての部分の閲覧等が可能な者は申立人（秘匿対象者）に限られることから、記3(1)イの秘匿別冊につづり込むことが相当である。

#### **4 閲覧等用マスキング書面**

本件の場合、2種類の閲覧等用マスキング書面が提出されるものと考えられる。一つは、①秘匿事項等及び秘密記載部分をマスキングしたもの（第三者の閲覧等に供することのできる閲覧等用マスキング書面（民訴規則34条第3項

本文かつ52条の11第3項) ) 、もう一つは、②秘匿事項等のみマスキングしたもの（当事者の閲覧等に供することができるが、第三者には見せられない閲覧等用マスキング書面（民訴規則52条の11第3項））である。

①の閲覧等用マスキング書面は、当事者及び第三者の閲覧等に供することができる書面であり、記3(3)のとおり、元の書類の性質に応じて記1の定めに従って、本体記録の第1分類から3分類までの所定の位置に編年体で編てつする。

また、②の閲覧等用マスキング書面は、マスキングされていない部分には第三者の閲覧等が制限される部分が含まれることから、上記の通達の趣旨を踏まえ、記3(3)の例外として記3(1)アの第三者閲覧等制限別冊に編年体により編てつすることが必要である。

## 第 5

# 刑事關係編成通達Q & A

(刑事和解關係及び刑事損害賠償命令事件關係)

## 目 次

### 第5 刑事関係編成通達Q & A

1 刑事編成通達（刑事和解関係） .....	10
(1) 改正事項 .....	10
Q 5-1 刑事編成通達の改正概要はどのようなものか。 .....	10
(2) 編成位置の定めについて（記第2の1(1)関係） .....	11
Q 5-2 「秘匿申立書」及び「秘匿事項記載部分の閲覧等の制限の申立書」の 関係する書類とは、具体的にはどのような書類が想定されるのか。 .....	11
Q 5-3 秘匿事項はどの書類に記載されるのか。秘匿申立書や秘匿決定書に記 載されることはあるのか。 .....	12
Q 5-4 民事訴訟事件の記録や刑事損害賠償命令事件の記録では、秘匿関係書 類を一括してつづることとなっているが、刑事和解記録において一括してつ づることとなっていないのはなぜか。 例えば、秘匿関係書類を記録末尾に まとめてつづり込み、その前に分界紙を挟むなどして、秘匿関係書類である ことを明示することは許容されるか。 .....	13
(3) 別冊管理について（記第2の1(2)及び(3)関係） .....	14
Q 5-5 秘匿別冊につづられる書類にはどのようなものがあるか。 .....	14
Q 5-6 秘匿別冊の編成方法を編年体としたのはなぜか。 .....	14
Q 5-7 記録表紙はどのように作成することになるのか。秘匿事項が記録表紙 中に表れてしまうおそれはないか。 .....	15
Q 5-8 本体記録及び秘匿別冊の表紙には、秘匿決定の申立てがある旨の表示 を要するか。 .....	16
Q 5-9 秘匿別冊の冒頭に、同別冊中につづられている書面の目録をつづるこ とは許容されるか。 .....	17
Q 5-10 閲覧等用マスキング書面及び閲覧等用秘匿事項届出書面はどこにつ づるのか。 .....	18

Q 5-1-1 閲覧等用マスキング書面の直後等に、閲覧等制限決定の対象となる書面が別冊につづられていることを明らかにする書面をつくる必要があるか。.....	19
(4) 秘匿決定関係について.....	20
Q 5-1-2 秘匿決定の申立ての際には、通常、どのような書類が提出されるか。.....	20
Q 5-1-3 秘匿決定申立書や添付書類に秘匿事項や推知事項が記載されている場合には、別冊に編てつするのか。.....	20
Q 5-1-4 秘匿決定の申立てが全部取下げ又は全部却下された場合、秘匿事項届出書面はどのように編てつするか。.....	21
Q 5-1-5 秘匿決定の申立てが一部取下げ又は一部却下された場合、秘匿事項届出書面はどのように編てつするか。.....	22
Q 5-1-6 秘匿決定が全部取り消された場合、秘匿事項届出書面はどのように編てつするか。.....	23
Q 5-1-7 秘匿決定の一部が取り消された場合、秘匿事項届出書面及び閲覧等用秘匿事項届出書面はどのように編てつするか。.....	24
Q 5-1-8 秘匿事項届出書面の全部又は一部について閲覧等の許可がされた場合、秘匿事項届出書面及び閲覧等用秘匿事項届出書面はどのように編てつするか。.....	25
Q 5-1-9 秘匿決定の一部取消しの裁判（民訴法133条の4第1項）が確定した場合に提出される閲覧等用秘匿事項届出書面（民訴規則52条の13第1項）を本体記録につづる際、その書類が閲覧等用秘匿事項届出書面であることを記録上明らかにする措置をとる必要はあるか。.....	26
Q 5-2-0 秘匿事項届出書面の訂正書面が提出された場合はどのように取り扱うか。.....	27
(5) 当事者間閲覧等制限について.....	28

- Q 5-21 秘匿決定の申立てとともに提出された刑事和解の申立書に秘匿事項等が記載されている場合、秘匿決定がされれば、刑事和解の申立書も別冊に編てつできるのか。 ..... 28
- Q 5-22 刑事和解の申立書等に記載された秘匿事項等について閲覧等制限の申立てがされ、同決定がされた場合には、記録の編成はどのようになるか。 ..... 29
- (6) 閲覧等制限の申立ての却下、取消、閲覧等許可について ..... 30
- Q 5-23 当事者間閲覧等制限の申立てがされた書類に記載された秘匿事項等の全部について、同申立てが取下げ又は却下された場合、閲覧等制限の申立ての対象文書や閲覧等用マスキング書面はどのように編てつするか。 .... 30
- Q 5-24 当事者間閲覧等制限の申立てがされた書類に記載された秘匿事項等の一部について、同申立てが却下された場合、閲覧等制限の申立ての対象文書や閲覧等用マスキング書面はどのように編てつするか。 ..... 31
- Q 5-25 当事者間閲覧等制限決定がされている書類に記載された秘匿事項等の全部について、同決定が取り消された場合、閲覧等制限の申立ての対象文書や閲覧等用マスキング書面はどのように編てつするか。 ..... 32
- Q 5-26 閲覧等制限決定がされている書類に記載された秘匿事項等の一部について、同決定が取り消された場合、閲覧等制限の申立ての対象文書や閲覧等用マスキング書面はどのように編てつするか。 ..... 33
- Q 5-27 当事者間閲覧等制限決定がされている書類に記載された秘匿事項等の全部について、閲覧等許可決定がされた場合、閲覧等制限の申立ての対象文書はどのように編てつするか。 ..... 34
- Q 5-28 当事者間閲覧等制限決定がされている書類に記載された秘匿事項等の一部について、閲覧等許可決定がされた場合、閲覧等制限の申立ての対象文書や閲覧等用マスキング書面はどのように編てつするか。 ..... 35
- Q 5-29 秘匿決定が全て取り消された場合に、閲覧等制限決定により閲覧等

が制限されている書類はどのように取り扱うのか。 .....	36
Q 5-30 閲覧等制限決定が全て取り消された場合、取消決定書に「本来の位置につづり替えた」旨の付記をする必要はあるか。 .....	36
Q 5-31 秘匿決定や閲覧等制限決定の一部取消決定の確定により、同一の書類についてマスキング部分が異なる閲覧等用マスキング書面が複数提出されることとなった場合、これらの閲覧等用マスキング書面の取扱いはどうするか。 .....	37
(7) 抗告手続の取扱いについて .....	38
Q 5-32 秘匿決定の申立てや閲覧等制限の申立てを却下する決定に対する即時抗告が棄却され、原決定が確定した場合、別冊で管理されている秘匿事項届出書面や閲覧等制限の申立てに係る書類を本体記録につづり替える処理は、抗告審裁判所と原審裁判所のいずれが行うことになるのか。 .....	38
Q 5-33 閲覧等制限申立却下決定や閲覧等制限決定の取消決定に対する即時抗告がされると同時に、即時抗告状その他の抗告関係書類についてさらに閲覧等制限の申立てがあった場合、同申立てにかかる書類はどのように編てつするのか。 .....	39
(8) 第三者閲覧等制限の取扱いについて .....	40
Q 5-34 第三者閲覧等制限決定の申立てがされた書類に記載されている秘密事項の全部について、同申立てが却下された場合、閲覧等制限の申立ての対象文書や閲覧等用マスキング書面はどのように編てつするか。 .....	40
Q 5-35 第三者閲覧等制限決定の申立てがされた書類に記載されている秘密事項の一部について、同申立てが却下された場合、閲覧等制限の申立ての対象文書や閲覧等用マスキング書面はどのように編てつするか。 .....	41
Q 5-36 第三者閲覧等制限決定がされた書類に記載されている秘密事項の全部について、同決定が取り消された場合、閲覧等制限の申立ての対象文書や閲覧等用マスキング書面はどのように編てつするか。 .....	42

Q 5－3 7 第三者閲覧等制限決定がされた書類に記載されている秘密事項の一部について、同決定が取り消された場合、閲覧等制限の申立ての対象文書や閲覧等用マスキング書面はどのように編てつするか。 .....	43
Q 5－3 8 秘匿決定がされた事件において、第三者閲覧等制限の申立てがされた場合、第三者閲覧等制限関係の書類を秘匿別冊につづることは許容されるか。 .....	44
Q 5－3 9 同一書面について、当事者間閲覧等制限の申立て及び第三者閲覧等制限の申立てがされた場合、対象文書及び閲覧等用マスキング書面はどのように編てつするか。 .....	45
(9) 記録の謄本作成（記第2の2関係） .....	47
Q 5－4 0 刑事被告事件の終結後、刑事和解記録の謄本を作成して検察庁へ引き継ぐ必要があるが、秘匿申立てがあったために閲覧等が制限される書類を含む刑事和解記録の場合に注意すべき点はあるか。 .....	47
2 損害賠償命令様式編成通達（刑事損害賠償命令事件関係） .....	48
(1) 改正事項 .....	48
Q 5－4 1 損害賠償命令様式編成通達について、編成に関する改正はないが、刑事損害賠償命令事件の記録編成に変更はないのか。 .....	48
Q 5－4 2 刑事損害賠償命令事件の秘匿決定の申立て等に伴う記録編成について、刑事和解の記録編成と統一されていないのはなぜか。 .....	49
(2) 証拠等関係カードの写しの取扱い（記第2の1関係） .....	50
Q 5－4 3 刑事被告事件の訴訟記録中の書証を取り調べた場合には、当該書証に係る証拠等関係カードの写しを第2分類の証拠説明書群につづり込むこととなるが、当該カードに秘匿事項等が記載されている場合は、どのように写しを作成して編成すれば良いのか。 .....	50
Q 5－4 4 証拠等関係カードの写し全てを対象とするなど、概括的な特定による閲覧等制限の申立てがされた場合、その後の手続及び記録の編成はどのよ	

うになるのか。 ..	51
Q 5-4-5 証拠等関係カードの写しが、閲覧等制限の申立ての有無によって第2分類の証拠説明書群と秘匿別冊とに分かれて編てつされると、一覧性が失われないか。 ..	52
(3) 刑事被告事件の訴訟記録の写しの取扱い（記第2の2関係） ..	53
Q 5-4-6 刑事被告事件の上訴により、刑事被告事件の訴訟記録を上訴裁判所に送付する場合は、取り調べた刑事被告事件の訴訟記録の写しを、第2分類の書証群につづることとなる（記第2の2(1)）が、当該写しに秘匿事項等が記載されている場合は、どのように写しを作成して編成すれば良いのか。 ..	53
Q 5-4-7 犯罪被害者保護法35条2項の規定により記録を送付する場合、取り調べた刑事被告事件の訴訟記録の写しを、第2分類の書証群につづることとなる（記第2の2(2)）が、当該写しに秘匿事項等が記載されている場合は、どのように写しを作成して編成すれば良いのか。 ..	54
Q 5-4-8 犯罪被害者保護法35条2項の規定により記録を送付する場合に、秘匿別冊や第三者閲覧制限別冊は、別冊としたまま送付して良いのか。 ..	56

## 略 称

本稿においては、次の略称を使用する。

### 1 法律

#### (1) 民訴法

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）による改正後の民事訴訟法（平成8年法律第109号）

#### (2) 犯罪被害者保護法

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）による改正後の犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成12年法律第75号）のうち令和5年2月20日施行分の施行後のもの

### 2 規則

#### 民訴規則

民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和4年最高裁判所規則第17号）による改正後の民事訴訟規則（平成8年最高裁規則第5号）

### 3 通達

#### (1) 刑事編成通達

令和5年1月18日付け最高裁総三第328号事務総長通達「「刑事訴訟記録の編成等について」の一部改正について」による改正後の平成12年10月20日付け最高裁総三第128号事務総長通達「「刑事訴訟記録の編成等について」」

#### (2) 損害賠償命令様式編成通達

令和5年1月18日付け最高裁総三第332号総務局長、刑事局長通達「「刑事損害賠償命令事件の調書の様式、記録の編成等について」の一部改正について」による改正後の平成20年10月22日付け最高裁総三第000990号総務局長、刑事局長通達「「刑事損害賠償命令事件の調書の様式、記録の編成等につ

いて」

### (3) 保管送付通達

令和5年1月18日付け最高裁総三第323号総務局長通達「「事件記録の保管及び送付に関する事務の取扱いについて」の一部改正について」による改正後の平成7年3月24日付け最高裁総三第14号総務局長通達「事件記録の保管及び送付に関する事務の取扱いについて」

### 4 その他の用語表記等

※ 民訴法及び民訴規則の条文は、全て犯罪被害者保護法及び犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則により準用されるものである。

- ・ 秘匿決定の申立て：民訴法133条1項の申立て
- ・ 秘匿対象者：秘匿決定の申立て等をする者又はその法定代理人
- ・ 秘匿事項：秘匿対象者の住所等又は氏名等
- ・ 推知事項：秘匿事項を推知することができる事項
- ・ 秘匿事項等：秘匿事項又は推知事項
- ・ 当事者間閲覧等制限：民訴法133条の2第2項の閲覧等制限
- ・ 第三者閲覧等制限：民訴法92条1項の閲覧等制限
- ・ 第三者閲覧制限別冊：刑事編成通達記第2の1の(2)アの書類がつづられる別冊
- ・ 秘匿別冊：刑事編成通達記第2の1の(2)イ及びウの書類がつづられる別冊
- ・ 本体記録：事件記録のうち、第三者閲覧制限別冊と秘匿別冊を除いた記録
- ・ 閲覧等用マスキング書面：民訴規則34条3項本文、5項本文、7項、52条の11第3項、第5項本文、第6項により提出される書面

## 1 刑事編成通達（刑事和解関係）

### （1）改正事項

Q 5-1 刑事編成通達の改正概要はどのようなものか。

#### A 1 編成位置の定め（記第2の1(1)）の追加等

刑事和解記録につづり込む書類の列挙の中に、新たに「秘密記載部分の閲覧等の制限の申立書」（民訴法92条1項）、「秘匿申立書」（民訴法133条1項）及び「秘匿事項記載部分の閲覧等の制限の申立書」（民訴法133条の2第2項）を追加し、これらの申立書を含め、関係する書類ごとにつづることを明らかにした。

#### 2 別冊管理の定め（記第2の1(2)及び(3)）の新設

刑事和解記録のうち第三者閲覧等制限制度及び秘匿決定の申立て制度に基づき閲覧等が制限される書類について、別冊管理する旨の規律及び別冊管理が必要なくなる場合についての規律を新たに設けた。

(2) 編成位置の定めについて（記第2の1(1)関係）

Q 5-2 「秘匿申立書」及び「秘匿事項記載部分の閲覧等の制限の申立書」の関係する書類とは、具体的にはどのような書類が想定されるのか。

A 1 秘匿申立書に関する書類とは次のような書類が想定される。

- (1) 申立ての疎明資料
- (2) 秘匿決定書（民訴法133条1項）
- (3) 秘匿事項届出書面（同条2項）（※原則として秘匿別冊管理となる。Q 5-5のA参照）

2 秘匿事項記載部分の閲覧等の制限の申立書に関する書類とは次のような書類が想定される。

- (1) 申立ての疎明資料
- (2) 閲覧等制限決定書（民訴法133条の2第2項）
- (3) 秘匿決定等の取消決定の申立書及び疎明資料並びに同取消決定書（民訴法133条の4第1項）
- (4) 閲覧等制限部分の閲覧等許可の申立書及び疎明資料並びに同許可決定書（同条第2項）

Q 5-3 秘匿事項はどの書類に記載されるのか。秘匿申立書や秘匿決定書に記載されることはあるのか。

A 秘匿事項の記載があるのは、秘匿事項届出書面（Q 5-2 の A 1(3)）のみであり、これ以外の書類については、秘匿事項等は基本的に記載されないことが想定されている。また、裁判所が作成する書面には秘匿事項等を記載しないことが相当である。

もし、秘匿関係書類に秘匿事項等の記載がある場合には、当事者の責任において、別途、閲覧等制限の申立てを検討することとなる。

なお、秘匿事項届出書面については、法制上当然に閲覧等が制限され（民訴法133条3項、133条の2第1項）、これ以外の書類には秘匿事項等の記載がないことを前提とすると、閲覧等制限の申立てがされる場面は、非常に限定されたものとなることが想定される。

Q 5-4 民事訴訟事件の記録や刑事損害賠償命令事件の記録では、秘匿関係書類を一括してつづることとなっているが、刑事和解記録において一括してつづることとなっていないのはなぜか。

例えば、秘匿関係書類を記録末尾にまとめてつづり込み、その前に分界紙を挟むなどして、秘匿関係書類であることを明示することは許容されるか。

A 刑事和解の秘匿関係書類は、申立時にまとめて提出されるため、編年体で記録を編成しても一括してつづられることが想定されるし、そもそも刑事和解記録は秘匿関係書類の探索が困難となるほど多くの書類がつづられる可能性が低いと考えられる。秘匿関係書類がつづられていることは記録の表紙への明記等により明らかになることも踏まえれば、記録中の書類を分類して種類ごとに一括してつづり込む旨の定めを設けないことが合理的であると考えられる。

なお、刑事和解記録は編年体で作成する規律となっており、分類や群に分けて編冊を作成することとはなっていないため、秘匿関係書類を記録末尾にまとめてつづり込むことは認められないが、必要に応じて秘匿決定の申立書に付せんを貼付するなどの方法で編てつ位置を明示することが考えられる。

(3) 別冊管理について（記第2の1(2)及び(3)関係）

Q 5-5 秘匿別冊につづられる書類にはどのようなものがあるか。

A 秘匿別冊で管理する書類は、秘匿事項届出書面及び秘匿対象者以外の当事者等の閲覧等が制限される書類である。

秘匿対象者以外の当事者等の閲覧等が制限される書類とは、具体的には、次とおりである。

- (1) 民訴法133条の2第2項の閲覧等制限の申立てがされた書類
- (2) 上記(1)の申立てに対して閲覧等制限決定がされた書類

なお、当事者が提出する書類には秘匿事項等が記載されないことが想定されているため、上記(1)及び(2)は例外的な場面となるものと考えられる。

Q 5-6 秘匿別冊の編成方法を編年体としたのはなぜか。

A Q 5-5記載のとおり、秘匿別冊につづる書類は、基本的には秘匿事項届出書面のみが想定されており、例外的な場面で閲覧等制限の申立てがされた書類が秘匿別冊につづられることとなる。

このように、そもそも秘匿別冊につづられる書類は多くないと考えられるため、秘匿別冊には分類を設けず、編年体でつづることが合理的であると考えられる。

Q 5-7 記録表紙はどのように作成することになるのか。秘匿事項が記録表紙中に表れてしまうおそれはないか。

A 刑事和解の事件受付と同時に氏名について秘匿決定の申立てがされている事件の場合、記録表紙にも代替事項が記載されることとなる。

なお、事件受付時に真の氏名が刑事和解の申立書に記載され、その後の秘匿決定の申立てにより代替事項が定められたような場合には、記録表紙に秘匿している真の氏名が表れないような措置をとることが相当である。

**Q 5-8 本体記録及び秘匿別冊の表紙には、秘匿決定の申立てがある旨の表示を要するか。**

A 保管送付通達記第1の2(2)において、閲覧等の制限の申立てのあった事件記録（閲覧等制限決定のされたものを含む。）及び当事者に対する住所、氏名等の秘匿決定の申立てのあった事件記録（秘匿決定のされたものを含む。）は、表紙にその旨を明示するなどして、その取扱いに留意することが定められている。

これは、閲覧等が制限された書類を誤って閲覧等に供することを防ぐために、閲覧等制限がある旨を記録表紙に記載して注意喚起する趣旨である。したがって、本体記録の表紙に秘匿の申立てがある旨を表示するなどして取扱いに留意する必要はあるが、秘匿別冊に秘匿決定の申立てがある旨を記載する必要はない。

なお、秘匿情報の適切な管理の観点から、各庁の運用により、当該編冊の表紙に秘匿別冊である旨を明示するなどの工夫をすることは差し支えない。

Q 5-9 秘匿別冊の冒頭に、同別冊中につづられている書面の目録をつづることは許容されるか。

A 秘匿別冊につづる書類は、基本的には秘匿事項届出書面のみが想定されており、そもそも秘匿別冊につづる書類は多くないと考えられるため、目録を作成する必要はないと考えられる。

ただし、事案に応じて、必要があると判断される場合に目録を作成することが禁止されるものではない。

**Q 5-10 閲覧等用マスキング書面及び閲覧等用秘匿事項届出書面はどこにつづるのか。**

**A 閲覧等用マスキング書面及び民訴規則52条の13第1項の規定により提出される閲覧等用秘匿事項届出書面の編てつ位置は次のとおりである。**

(1) 閲覧等の許可の裁判が確定した場合に提出されるもの

閲覧等の許可の裁判が確定したことに伴い提出される閲覧等用マスキング書面等は、当該許可された部分の閲覧等をすることができるのが秘匿対象者及び閲覧等が許可された者に限定されるから、秘匿別冊に編てつする（記第2の1(2)ウ）。

(2) (1)以外の場合に提出されるもの

(1)以外の場合に提出される閲覧等用マスキング書面等は、閲覧等をすることができる者の範囲が限られないで、本体記録に関係する書類ごとに編年体でつづり込む。

例えば、秘匿決定の申立人が提出した疎明資料に当該申立人の住所又は氏名が記載されているため、当該申立人から民訴法133条の2第2項の閲覧等の制限が申し立てられる際は、当該申立てと同時に、民訴規則52条の11第3項の閲覧等用マスキング書面が提出される。この場合、疎明資料自体を秘匿別冊につづった上で、閲覧等用マスキング書面は、閲覧等の制限の申立書の関係書類として、本体記録の同申立書の直後につづることとなる。

Q 5-11 閲覧等用マスキング書面の直後等に、閲覧等制限決定の対象となる書面が別冊につづられていることを明らかにする書面をつづる必要があるか。

A 閲覧等制限決定がされた場合は、閲覧等制限の対象となる書類を秘匿別冊につづることが刑事編成通達において定められているが、閲覧等用マスキング書面は本体記録に編年体でつづれば足り、閲覧等制限決定の対象となる書類が別冊につづられていることを明らかにする書面をつづる必要はない。

なお、本体記録につづられている閲覧等用マスキング書面が一見して閲覧等用マスキング書面であることが判明しないような場合の工夫として、閲覧等用マスキング書面の直後等に、閲覧等制限決定の対象となる書面が別冊につづられていることを明らかにする書面をつづることを、庁の運用として定めることが禁止されるものではない。

#### (4) 秘匿決定関係について

**Q 5-12** 秘匿決定の申立ての際には、通常、どのような書類が提出されるか。

A 秘匿決定の申立ては、通常は刑事和解の申立てと共にすることが想定される。

したがって、刑事和解の申立書、秘匿決定申立書、疎明資料、秘匿事項届出書面等の書類が同時に提出されると考えられる。

**Q 5-13** 秘匿決定申立書や添付書類に秘匿事項や推知事項が記載されている場合には、別冊に編てつするのか。

A 法制上、当然に閲覧等が制限されるのは、秘匿事項届出書面のみであり（民訴法133条3項、133条の2第1項）、秘匿決定申立書や疎明資料、委任状等の添付書類について閲覧等を制限したい場合は、別途、閲覧等制限の申立てが必要となる（民訴法133条の2第2項）。

秘匿を希望する事項については、当事者が自らの責任において申立てをすべきであることから、秘匿事項等が記載された書面が裁判所に提出された場合であっても、閲覧等制限の申立てがされない限りは、本体記録に編てつすることとなる。

Q 5-14 秘匿決定の申立てが全部取下げ又は全部却下された場合、秘匿事項届出書面はどのように編てつするか。

A 秘匿事項届出書面については、秘匿決定の申立て後、その申立てに対する裁判が確定するまで、秘匿対象者以外の者の閲覧等が制限される（民訴法133条3項）ため、秘匿別冊につづる必要があるが、秘匿決定の申立てが全部取り下げられた場合又は全部却下決定が確定した場合は、秘匿事項届出書面の閲覧等の制限がなくなるため、秘匿別冊につづり込む必要がなくなる。

よって、秘匿事項届出書面は、秘匿別冊から抜き出し、本体記録の秘匿決定の申立書の直後につづり替えることになる（記第2の1(3)）。

このつづり替えが必要なのは、閲覧等制限がされた書類を秘匿別冊につづり込む趣旨が、閲覧等が制限された書類を誤って閲覧等に供することを防ぐことにあるところ、秘匿別冊には、秘匿事項届出書面以外にも民訴法133条の2第2項の閲覧等制限がされた書類がつづり込まれており、閲覧等が可能となった書類と閲覧等が制限された書類が、秘匿別冊の中で混在することは、上記の趣旨から相当でないと考えられるからである。

なお、秘匿別冊につづり込まれている書類全部につき、閲覧等の制限がなくなった場合は、秘匿別冊のまま記録管理することとしても、裁判所が意図せず情報を流出させるおそれはないため、本体記録につづり直さず、別冊を維持することも許容されると考えられる。ただし、その場合には、閲覧等の申立てがされた際に、別冊管理している閲覧等の制限がなくなった書類を閲覧等の対象から漏らすことのないよう注意する必要がある。

Q 5-15 秘匿決定の申立てが一部取下げ又は一部却下された場合、秘匿事項届出書面はどのように編てつするか。

A 秘匿決定の申立てがあったときは、その申立てに対する裁判が確定するまで、  
秘匿事項届出書面につき、秘匿対象者以外の者の閲覧等が制限される（民訴法1  
33条3項）。また、秘匿決定があった場合にも、同様に閲覧等の請求権者が秘  
匿対象者に限定される（民訴法133条の2第1項）ため、秘匿対象者以外の者  
の閲覧等が制限されることとなる。

したがって、秘匿決定の申立ての一部取下げがあった場合又は一部却下決定が  
確定した場合であっても、秘匿事項届出書面の閲覧等制限の効力は変わらないた  
め、秘匿事項届出書面全部について秘匿対象者以外の者の閲覧等が制限されるか  
ら、秘匿別冊につづる必要がある。

Q 5-16 秘匿決定が全部取り消された場合、秘匿事項届出書面はどのように編てつするか。

A 秘匿決定の全部取消決定（民訴法133条の4第1項）が確定した場合は、民訴法133条の2第1項に基づく秘匿事項届出書面の閲覧等の制限がなくなるため、秘匿対象者以外の者の閲覧等が可能となる。

したがって、秘匿別冊から本体記録の秘匿決定の申立書の直後につづり替えることとなる（記第2の1(3)）。

なお、秘匿別冊につづり込まれている書類全部につき、閲覧等の制限がなくなった場合の取扱いについては、Q 5-14と同様である。

Q 5-17 秘匿決定の一部が取り消された場合、秘匿事項届出書面及び閲覧等用秘匿事項届出書面はどのように編てつするか。

A 秘匿決定があった場合には、秘匿事項届出書面について閲覧等の請求権者が秘匿対象者に限定される（民訴法133条の2第1項）ため、秘匿対象者以外の者の閲覧等が制限されることとなる。

この秘匿事項届出書面については、秘匿決定の一部取消決定（民訴法133条の4第1項）が確定した場合であっても、秘匿対象者以外の者の閲覧等が引き続き制限されることから、Q 5-16のとおり秘匿決定の全部の取消決定が確定しない限り、秘匿別冊につづる必要がある。

なお、閲覧等用秘匿事項届出書面については、秘匿決定の一部取消決定が確定した場合に秘匿対象者から提出される（民訴規則52条の13第1項）ため、これを本体記録に編年体でつづることとなる。

Q 5-18 秘匿事項届出書面の全部又は一部について閲覧等の許可がされた場合、秘匿事項届出書面及び閲覧等用秘匿事項届出書面はどのように編てつするか。

A 閲覧等許可決定（民訴法133条の4第2項）が確定した場合は、許可を受けた当事者は、許可の範囲で秘匿事項届出書面の閲覧等を請求できることとなるが、民訴法133条の2第1項の閲覧等制限がされた書類であることに変わりはない（当該許可を受けた当事者以外の閲覧等は制限される）ため、秘匿事項届出書面を本体記録につづり替えることは相当ではなく、秘匿別冊につづり込んだままとする。

なお、秘匿事項届出書面の一部について閲覧等の許可がされた場合、秘匿対象者から閲覧等用秘匿事項届出書面が提出される（民訴規則52条の13第1項）ところ、当該許可された部分の閲覧等をすることができるのは、秘匿対象者と閲覧等の許可を受けた者のみであるから、閲覧等用秘匿事項届出書面は秘匿別冊につづることとなる（記第2の1(2)ウ）。この場合、閲覧等用秘匿事項届出書面については、誤って許可の対象者以外の当事者及び第三者に閲覧等をさせることのないよう、閲覧等が許可された者の範囲を明示しておくなどして注意する必要がある。

おって、秘匿事項届出書面の全部について閲覧等の許可がされた場合も、誤って許可の対象者以外の当事者及び第三者に秘匿事項届出書面の閲覧等をさせることのないよう、閲覧等が許可された者の範囲及びその者には秘匿事項等の全部について閲覧等が許可されている旨を明示しておく必要がある。

**Q 5-19 秘匿決定の一部取消しの裁判（民訴法133条の4第1項）が確定した場合に提出される閲覧等用秘匿事項届出書面（民訴規則52条の13第1項）を本体記録につづる際、その書類が閲覧等用秘匿事項届出書面であることを記録上明らかにする措置をとる必要はあるか。**

A 閲覧等用秘匿事項届出書面は、民訴規則により秘匿対象者に提出が義務付けられている書面であり、その性質は訴訟記録であって閲覧等に供することが予定されている書面（民訴規則52条の13第2項）であるから、当然に記録につづる書面であるといえる。したがって、当該書面が閲覧等用秘匿事項届出書面であることを記録上明らかにする措置をとる必要はない。

**Q 5-20 秘匿事項届出書面の訂正書面が提出された場合はどのように取り扱うか。**

**A** 秘匿事項届出書面の訂正書面には、当然に秘匿事項届出書面と同様の閲覧等制限の効力が及ぶこととなるから、刑事編成通達上も秘匿事項届出書面と同様の規律が及ぶこととなる。よって、当該秘匿事項届出書面と一体として取り扱うのが相当である。

もっとも、秘匿事項（住所・氏名等）に変更があった場合には、秘匿対象者は、改めて秘匿決定の申立て及び変更後の住所・氏名等を記載した秘匿事項届出書面を提出して、秘匿決定を得る必要があるため、秘匿事項届出書面の訂正書面が提出されるのは、秘匿事項以外の記載事項のみに変更があった場合に限られる。

## (5) 当事者間閲覧等制限について

Q 5-21 秘匿決定の申立てとともに提出された刑事和解の申立書に秘匿事項等が記載されている場合、秘匿決定がされれば、刑事和解の申立書も別冊に編てつできるのか。

A 秘匿決定の効力は、秘匿決定において定められた代替事項を、当該手続及びそれに続く特定の手続において用いることができる（民訴法133条5項）及び秘匿事項届出書面の閲覧等が制限されること（民訴法133条の2第1項）である。

秘匿事項届出書面以外の書類に秘匿事項等が記載されている場合に、当該秘匿事項等について閲覧等を制限したい場合は、秘匿対象者の責任において、別途、閲覧等制限の申立てを行う必要がある（民訴法133条の2第2項）。

閲覧等の制限を希望する事項については、当事者が自らの責任において申立てをすべきであるから、秘匿事項等が記載された刑事和解の申立書が裁判所に提出された場合であっても、閲覧等制限の申立てがされない限りは、本体記録に編てつすることとなる。

Q 5-22 刑事和解の申立書等に記載された秘匿事項等について閲覧等制限の申立てがされ、同決定がされた場合には、記録の編成はどのようになるか。

A 閲覧等制限の申立ての対象となる刑事和解の申立書等は、秘匿別冊につづり込み、閲覧等制限の申立て時に提出されるマスキングが施された刑事和解の申立書等（閲覧等用マスキング書面、民訴規則52条の11第3項）を、本体記録に編年体でつづり込むことになる。

(6) 閲覧等制限の申立ての却下、取消、閲覧等許可について

Q 5-23 当事者間閲覧等制限の申立てがされた書類に記載された秘匿事項等の全部について、同申立てが取下げ又は却下された場合、閲覧等制限の申立ての対象文書や閲覧等用マスキング書面はどのように編てつするか。

A 閲覧等制限の申立てがされた場合、対象文書は、民訴法133条の2第2項、第3項の閲覧等制限がされる書類として秘匿別冊につづり込まれているが、秘匿事項等の全部について閲覧等制限の申立てが取下げられ、又は却下決定が確定した場合には、閲覧等の制限がなくなるため秘匿別冊につづり込む必要はなくなる。

したがって、元の書類の性質に応じて本体記録に編年体でつづり替えることなる（記第2の1(3)）。

なお、この場合、既に本体記録に編てつしている閲覧等用マスキング書面をつづり替える必要はないが、対象文書が本体記録の本来の位置に編てつされることから、記録の閲読の便宜の観点から、庁の運用として、閲覧等用マスキング書面を対象文書の直後に編てつすることは差し支えない。

Q 5-24 当事者間閲覧等制限の申立てがされた書類に記載された秘匿事項等の一部について、同申立てが却下された場合、閲覧等制限の申立ての対象文書や閲覧等用マスキング書面はどのように編てつするか。

A 秘匿事項等の一部について閲覧等制限の申立てが却下された場合には、対象文書から当該一部却下決定において特定された秘匿事項記載部分を除いた閲覧等用マスキング書面が提出される（民訴規則52条の11第5項）。同申立てが一部却下されても、対象文書は民訴法133条の2第2項の閲覧等制限がされた書類であることに変わりはないから、秘匿別冊に編てつする。

また、当該一部却下決定を受けて提出された閲覧等用マスキング書面は、本体記録に編年体で編てつする。

なお、閲覧等申請があった際に、誤って閲覧等制限申立時に提出された閲覧等用マスキング書面を供することのないよう、適切な措置をとることが必要である。

Q 5-25 当事者間閲覧等制限決定がされている書類に記載された秘匿事項等の全部について、同決定が取り消された場合、閲覧等制限の申立ての対象文書や閲覧等用マスキング書面はどのように編てつするか。

A 対象文書は、民訴法133条の2第2項の閲覧等制限がされた書類として秘匿別冊につづり込まれているが、秘匿事項等の全部について閲覧等制限決定が取り消された場合には、閲覧等の制限がなくなるため秘匿別冊につづり込む必要はなくなる。

したがって、元の書類の性質に応じて本体記録に編年体でつづり替えることになる（記第2の1(3)）。

なお、この場合、既に本体記録に編てつしている閲覧等用マスキング書面をつづり替える必要はないが、対象文書が本体記録の本来の位置に編てつされることから、記録の閲読の便宜の観点から、庁の運用として、閲覧等用マスキング書面を対象文書の直後に編てつすることは差し支えない。

おって、閲覧等申請があった際に、誤って閲覧等制限申立時又は同決定時に提出された閲覧等用マスキング書面を閲覧等に供することのないよう、適切な措置をとることが必要である。

Q 5-26 閲覧等制限決定がされている書類に記載された秘匿事項等の一部について、同決定が取り消された場合、閲覧等制限の申立ての対象文書や閲覧等用マスキング書面はどのように編てつするか。

A 秘匿事項等の一部について閲覧等制限決定が取り消された場合には、対象文書のうち同取消決定後も閲覧等が制限される部分のみをマスキングした、閲覧等用マスキング書面が提出される（民訴規則52条の11第6項）。閲覧等制限決定が一部取り消されても、対象文書は民訴法133条の2第2項の閲覧等制限がされた書類であることに変わりはないから、秘匿別冊に編てつする。

また、当該一部取消決定を受けて提出された閲覧等用マスキング書面は、本体記録に編年体で編てつする。

なお、閲覧等申請があった際に、誤って閲覧等制限申立時又は同決定時に提出された閲覧等用マスキング書面を供することのないよう、適切な措置をとることが必要である。

Q 5-27 当事者間閲覧等制限決定がされている書類に記載された秘匿事項等の全部について、閲覧等許可決定がされた場合、閲覧等制限の申立ての対象文書はどのように編てつするか。

A 秘匿事項等の全部について閲覧等許可決定（民訴法133条の4第2項）が確定した場合は、許可を受けた当事者は、対象書面全体について閲覧等が可能となるが、対象文書は民訴法133条の2第2項の閲覧等制限がされた書類であることに変わりはない（当該許可を受けた当事者以外の閲覧等は制限される）ため、対象文書を本体記録につづり替えることは相当ではなく、秘匿別冊につづり込むだまとする。

なお、上記の場合には閲覧等用マスキング書面が提出されることはないから（民訴規則52条の11第6項参照）、新たに秘匿別冊につづり込む書面はない。

おって、対象文書につき、誤って許可の対象者以外の当事者及び第三者に閲覧等をさせることのないよう、閲覧等が許可された者の範囲及びその者には秘匿事項等の全部について閲覧等が許可されている旨を明示しておく必要がある。

Q 5-28 当事者間閲覧等制限決定がされている書類に記載された秘匿事項等の一部について、閲覧等許可決定がされた場合、閲覧等制限の申立ての対象文書や閲覧等用マスキング書面はどのように編てつするか。

A 秘匿事項等の一部について閲覧等許可決定がされた場合には、対象文書のうち同許可決定の範囲に含まれていない秘匿事項等をマスキングした、閲覧等用マスキング書面が提出される（民訴規則52条の11第6項）。

当該許可決定がされても、対象文書は民訴法133条の2第2項の閲覧等制限がされた書類であることに変わりはないため、対象文書を本体記録につづり替えることは相当ではなく、秘匿別冊につづり込んだままとする。

また、当該許可された部分の閲覧等をすることができるのは、秘匿対象者と閲覧等の許可を受けた者のみであるから、当該許可決定を受けて提出された閲覧等用マスキング書面も秘匿別冊に編てつする（記第2の1(2)ウ）。この場合、閲覧等用マスキング書面については、誤って許可の対象者以外の当事者及び第三者に閲覧等をさせることのないよう、閲覧等が許可された者の範囲及び許可された部分を明示するなどして注意する必要がある。

**Q 5-29** 秘匿決定が全て取り消された場合に、閲覧等制限決定により閲覧等が制限されている書類はどのように取り扱うのか。

**A** 秘匿決定が全て取り消された場合でも、閲覧等制限決定により閲覧等が制限されている書類については、同決定の取消し等がされない限り、効力が失われることはないことから、閲覧等制限決定により閲覧等が制限されている書類の編てつ場所や取扱いに変わることろはない。

なお、秘匿決定の全部取消決定（民訴法133条の4第1項）が確定した場合、秘匿事項届出書面については民訴法133条の2第1項に基づく閲覧等の制限がなくなり、秘匿対象者以外の者の閲覧等も可能となることから、秘匿別冊から本体記録に編年体でつづり替えることが必要である。

**Q 5-30** 閲覧等制限決定が全て取り消された場合、取消決定書に「本来の位置につづり替えた」旨の付記をする必要はあるか。

**A** 閲覧等制限決定が全て取り消された場合は、閲覧等の制限がなくなるため、対象文書を秘匿別冊から抜き出し、元の書類の性質に応じて本体記録に編年体でつづり替えることが刑事編成通達において定められているため、取消決定書に「本来の位置につづり替えた」旨を付記する必要はない。

Q 5-3-1 秘匿決定や閲覧等制限決定の一部取消決定の確定により、同一の書類についてマスキング部分が異なる閲覧等用マスキング書面が複数提出されることとなった場合、これらの閲覧等用マスキング書面の取扱いはどうするか。

A 閲覧等用マスキング書面は、民訴法133条の4第2項の閲覧等の許可の裁判が確定した場合に提出されるものを除き、本体記録に編年体でつづり込むこととしたが、秘匿決定や閲覧等制限決定の一部取消決定の確定により、同一の書類についてマスキング部分が異なる閲覧等用マスキング書面が複数提出された場合は、各庁の実情に応じ、事件記録の一覧性の観点から、複数の閲覧等用マスキング書面をまとめてつづる運用とすることも差し支えない。

## (7) 抗告手続の取扱いについて

Q 5-3-2 秘匿決定の申立てや閲覧等制限の申立てを却下する決定に対する  
即時抗告が棄却され、原決定が確定した場合、別冊で管理されてい  
る秘匿事項届出書面や閲覧等制限の申立てに係る書類を本体記録に  
つづり替える処理は、抗告審裁判所と原審裁判所のいずれが行うこ  
とになるのか。

A 抗告審裁判所において、つづり替える処理を行うのが相当である。

秘匿決定の申立てや閲覧等制限の申立てを却下する決定が確定した場合には、  
その時点で秘匿事項届出書面や閲覧等制限の申立てに係る書類の閲覧等の制限が  
なくなるため、秘匿別冊につづり込む必要がなくなる。

したがって、抗告審裁判所に閲覧等の申立てがあった場合に、閲覧等に供すべき  
書類として閲覧等の対象から漏らすことのないようにするためにも、同裁判所  
で速やかにつづり替える処理を行うのが相当である。

Q 5-33 閲覧等制限申立て却下決定や閲覧等制限決定の取消決定に対する即時抗告がされると同時に、即時抗告状その他の抗告関係書類についてさらに閲覧等制限の申立てがあった場合、同申立てにかかる書類はどのように編てつするのか。

A 秘匿関係書類として、該当する書面を本体記録及び秘匿別冊に編てつするのが相当である（Q 5-2、5-5 参照）。

(8) 第三者閲覧等制限の取扱いについて

Q 5-3-4 第三者閲覧等制限決定の申立てがされた書類に記載されている秘密事項の全部について、同申立てが却下された場合、閲覧等制限の申立ての対象文書や閲覧等用マスキング書面はどのように編てつするか。

A 対象文書は、民訴法92条1項の秘密記載部分の閲覧等の制限の申立てがされた書類として第三者閲覧制限別冊につづり込まれているが、第三者閲覧等制限決定の申立てが却下された場合は、閲覧等の制限がなくなるため第三者閲覧制限別冊につづり込む必要はなくなる。

したがって、元の書類の性質に応じて本体記録に編年体でつづり替えることになる（記第2の1(3)）。

なお、この場合、既に本体記録に編てつしている閲覧等用マスキング書面をつづり替える必要はないが、対象文書が本体記録の本来の位置に編てつされることから、記録の閲読の便宜の観点から、庁の運用として、閲覧等用マスキング書面を対象文書の直後に編てつすることは差し支えない。

Q 5-35 第三者閲覧等制限決定の申立てがされた書類に記載されている秘密事項の一部について、同申立てが却下された場合、閲覧等制限の申立ての対象文書や閲覧等用マスキング書面はどのように編てつするか。

A 秘密事項の一部について第三者閲覧等制限の申立てが却下された場合には、対象文書から同却下決定において特定された秘密事項記載部分を除いた閲覧等用マスキング書面が提出される（民訴規則34条5項本文）。当該一部却下決定がされても、対象文書は民訴法92条1項の第三者閲覧等制限がされた書類であることに変わりはないから、第三者閲覧制限別冊に編てつしたまます。

また、当該一部却下決定を受けて提出された閲覧等用マスキング書面は、本体記録に編年体で編てつする。

なお、閲覧等申請があった際に、誤って閲覧等制限申立時に提出された閲覧等用マスキング書面を供することのないよう、適切な措置をとることが必要である。

Q 5-36 第三者閲覧等制限決定がされた書類に記載されている秘密事項の全部について、同決定が取り消された場合、閲覧等制限の申立ての対象文書や閲覧等用マスキング書面はどのように編てつするか。

A 対象文書は、民訴法92条1項の秘密記載部分の閲覧等制限の申立てがされた書類として第三者閲覧制限別冊につづり込まれているが、第三者閲覧等制限決定が取り消された場合は、閲覧等の制限がなくなるため第三者閲覧制限別冊につづり込む必要はなくなる。

したがって、元の書類の性質に応じて本体記録に編年体でつづり替えることになる（記第2の1(3)）。

なお、この場合、既に本体記録に編てつしている閲覧等用マスキング書面をつづり替える必要はないが、対象文書が本体記録の本来の位置に編てつされることから、記録の閲読の便宜の観点から、庁の運用として、閲覧等用マスキング書面を対象文書の直後に編てつすることは差し支えない。

おって、この場合、閲覧等の制限がなくなった対象文書の閲覧等申請があった際に、誤って閲覧等制限申立時又は同決定時に提出された閲覧等用マスキング書面を供することのないよう、適切な措置をとることが必要である。

Q 5-37 第三者閲覧等制限決定がされた書類に記載されている秘密事項の一部について、同決定が取り消された場合、閲覧等制限の申立ての対象文書や閲覧等用マスキング書面はどのように編てつするか。

A 秘密事項の一部について第三者閲覧等制限決定が取り消された場合には、対象文書のうち同取消決定後も閲覧等が制限される部分のみをマスキングした、閲覧等用マスキング書面が提出される（民訴規則34条7項）。当該一部取消決定がされても、対象文書は民訴法92条1項の第三者閲覧等制限がされた書類であることに変わりはないから、第三者閲覧制限別冊に編てつしたままとする。

また、当該一部取消決定を受けて提出された閲覧等用マスキング書面は、元の書類の性質に応じて本体記録に編年体で編てつする。

なお、この場合、第三者閲覧等制限が一部解除された文書の閲覧等申請があつた際に、誤って閲覧等制限申立時又は同決定時に提出された閲覧等用マスキング書面を供することのないよう、適切な措置をとることが必要である。

Q 5-38 秘匿決定がされた事件において、第三者閲覧等制限の申立てがされた場合、第三者閲覧等制限関係の書類を秘匿別冊につづることは許容されるか。

A 第三者閲覧等制限関係の書類を秘匿別冊につづることは相当でない。

刑事編成通達の改正により、第三者閲覧等制限制度及び秘匿決定の申立て制度に基づき閲覧等が制限される書類について、それぞれ別冊管理することを定めた（記第2の1(2)）ところ、その目的は、閲覧等が制限される書類を誤って閲覧等に供することを防ぐことにある。

それぞれの別冊は閲覧等が可能となる者の範囲が異なるため、別冊管理を定めた目的を踏まえれば、これらを同一の別冊につづることは相当でないと考えられる。

Q 5-39 同一書面について、当事者間閲覧等制限の申立て及び第三者閲覧等制限の申立てがされた場合、対象文書及び閲覧等用マスキング書面はどのように編てつするか。

A 1 まず前提として、秘匿決定があった場合の当事者間閲覧等制限は、申立人（秘匿対象者）を除く当事者だけでなく、第三者の閲覧等も制限するものである（133条の2第2項）。

そのため、記録につづられる書類は、①閲覧等を制限する必要がない書類、②第三者閲覧等制限の申立てにより、第三者の閲覧等が制限される書類（当事者の閲覧等は制限されない書類）、③当事者間閲覧等制限の申立てにより、申立人を除く当事者及び第三者の閲覧等が制限される書類（閲覧等が可能な者が申立人に限られる書類）に分かれることとなる。

2 そして、通達において別冊を設けた趣旨を踏まえると、①の書類は本体記録に、②の書類は第三者閲覧制限別冊に、③の書類は秘匿別冊につづることが相當である。

3 対象文書は、申立人を除く当事者及び第三者の閲覧等制限の申立てがあつた書面であり、刑事編成通達記第2の1(2)ア及びイに該当する書面であるが、対象文書の全ての部分の閲覧等が可能な者は申立人（秘匿対象者）に限られることから、③の書類に該当し、秘匿別冊に編年体でつづり込むことが相当である。

4 本件の場合、対象文書とともに、①第三者閲覧等制限の申立てに係る閲覧等用マスキング書面（民訴規則34条3項本文）と、②秘匿決定があつた場合の当事者間閲覧等制限の申立てに係る閲覧等用マスキング書面（民訴規則52条の11第3項）の、2種類の閲覧等用マスキング書面が提出されるも

のと考えられる。このとき、①の書面は、第三者の閲覧等に供するための書面であり、閲覧等を制限する必要がある部分は全てマスキングされているものであることから、①の書類に該当し、本体記録に編年体で編てつすること必要である。また、②の書面は、申立人以外の当事者の閲覧等に供するための書面であり、マスキングされていない部分には第三者の閲覧等が制限される部分が含まれることから、上記2の内容を踏まえ、②の書類に該当し、第三者閲覧制限別冊に編年体により編てつすることが必要である。

(9) 記録の謄本作成（記第2の2関係）

Q 5-40 刑事被告事件の終結後、刑事和解記録の謄本を作成して検察庁へ引き継ぐ必要があるが、秘匿申立てがあったために閲覧等が制限される書類を含む刑事和解記録の場合に注意すべき点はあるか。

A. 刑事訴訟法51条2項に規定する公判調書の記載に対する異議申立期間経過後、刑事和解記録の謄本を作成して刑事訴訟記録の第1分類の公判調書（手続）群につづり、検察庁へ引き継ぐ必要がある。

この謄本を作成すべき刑事和解記録の範囲は各裁判体の裁量事項であるが、①申立てに係る合意及びその合意がされた民事上の争いの目的である権利を特定するに足りる事実を記載した書面、②和解調書部分、③申立てに係る合意内容を特定するのに不可欠な添付資料等、④代理及び資格関係書類などが考えられるところ、秘匿事項届出書面及び秘匿決定書は③に該当することから、謄本を作成して刑事訴訟記録につづることが相当と考えられる。

この場合、刑事和解記録では秘匿事項届出書面が秘匿別冊につづられているが、刑事訴訟記録につづり込む際はこれを別冊にする必要はなく、秘匿決定申立書の添付書類として第1分類の公判調書（手続）群にまとめてつづり込み、検察庁へ引き継げば足りる。

また、閲覧等制限が申し立てられて別冊につづられているその他書類について謄本を作成する必要がある場合も、同様に別冊にする必要はなく、第1分類の公判調書（手続）群につづり込んで差し支えない。

## 2 損害賠償命令様式編成通達（刑事損害賠償命令事件関係）

### （1）改正事項

Q 5-4-1 損害賠償命令様式編成通達について、編成に関する改正はないが、刑事損害賠償命令事件の記録編成に変更はないのか。

A 損害賠償命令様式編成通達は、「第1 調書の様式及び記載方法」についてのみ改正がされており、「第2 記録の編成」については改正されていない。

しかし、記録の編成については、原則として平成9年7月16日付け最高裁総三第77号事務総長通達「民事訴訟記録の編成について」を準用する旨が定められているところ、同通達において秘匿関係書類等の編成位置の定めを新設したり、閲覧等が制限される書類の別冊管理を定めたりする改正が行われているので、これを準用して刑事損害賠償命令事件の記録を取り扱う必要がある。

そのため、刑事損害賠償命令事件における秘匿決定の申立て等に伴う記録編成の取扱いについては、「第4 民事編成通達Q & A」を参照されたい。

なお、刑事損害賠償命令事件特有の手続についての記録の取扱いに関しては、Q 5-4-3からQ 5-4-8までを参照されたい。

Q 5-42 刑事損害賠償命令事件の秘匿決定の申立て等に伴う記録編成について、刑事和解の記録編成と統一されていないのはなぜか。

A 刑事損害賠償命令事件の記録編成については、刑事和解と異なり主張立証の書面が提出された上で期日を重ねる手続が想定されること、民事訴訟へ移行した際に、民事裁判所における記録の整理を踏まえることが合理的であるごとから、刑事和解と同様に記録を編成することは相当ではなく、民事訴訟記録に準じた定めとしたものである。

## (2) 証拠等関係カードの写しの取扱い（記第2の1関係）

Q 5-43 刑事被告事件の訴訟記録中の書証を取り調べた場合には、当該書証に係る証拠等関係カードの写しを第2分類の証拠説明書群につづり込むこととなるが、当該カードに秘匿事項等が記載されている場合は、どのように写しを作成して編成すれば良いのか。

A 証拠等関係カードに記載された秘匿事項等は、個人情報に該当すると考えられるところ、証拠等関係カードの写しをつづり込む際に個人情報はマスキングした上でつづり込むことが一般的な取扱いであるため、この取扱いに従って、秘匿事項等をマスキングした写しを第2分類の証拠説明書群につづり込むことが相当である。

もっとも、記録につづり込まれる書類について、特に推知事項に該当するか否かの判別は裁判所では困難であると考えられる上に、閲覧等を制限する必要があるかどうかは申立人において判断されるべきものである。そのため、秘匿対象者に対して、証拠等関係カードの写しが刑事損害賠償命令事件の記録につづり込まれることの案内や、必要に応じて、秘匿事項記載部分の閲覧等制限の申立てをするよう促す手続案内をすべきである。この場合、第1回の期日（刑事被告事件の訴訟記録中の書証を取り調べる期日）の前に、概括的な特定（例えば、証拠等関係カードの写し全てを対象）による閲覧等制限の申立てを促すことも考えられる（この場合の申立て後の手続についてはQ 5-44 参照）。

なお、刑事損害賠償命令事件が申し立てられている刑事被告事件の調書作成時においては、証拠等関係カードに不必要的被害者等に関する情報を記載しないことも有用である。

Q 5-44 証拠等関係カードの写し全てを対象とするなど、概括的な特定による閲覧等制限の申立てがされた場合、その後の手続及び記録の編成はどのようになるのか。

A このような閲覧等制限の申立てがされた場合は、証拠等関係カードの写しは全て秘匿別冊に編てつすることとなる。

概括的な特定による閲覧等制限の申立てをした後、秘匿対象者は、記録を閲覧等することにより閲覧等制限を希望する具体的範囲を特定した上で、これを明らかにする追完書面（訂正申立書）を提出する必要がある。この提出の際には、同範囲をマスキングした閲覧等用マスキング書面も提出する必要があるところ、この閲覧等用マスキング書面は第2分類の証拠説明書群につづり込むこととなる。

なお、具体的範囲を特定した際に、閲覧等制限を希望する箇所がなかった証拠等関係カードの写しについては、閲覧等用マスキング書面を提出する必要がない。この場合、当該証拠等関係カードの写しは、閲覧等を制限する必要がなくなるため、秘匿別冊から第2分類の証拠説明書群につづり替えることとなる。証拠等関係カードの写し全てについて閲覧等制限を希望する箇所がなく、閲覧等制限の申立てが全て取り下げられた場合も、同様に全ての証拠等関係カードをつづり替えることとなる。

Q 5-45 証拠等関係カードの写しが、閲覧等制限の申立ての有無によって第2分類の証拠説明書群と秘匿別冊とに分かれて編てつされると、一覧性が失われないか。

A 閲覧等制限が申し立てられて、秘匿別冊に編てつされた証拠等関係カードの写しについては、秘匿対象者から閲覧等用マスキング書面が提出されるところ、この閲覧等用マスキング書面を第2分類の証拠説明書群中、本来マスキングされていない証拠等関係カードの写しがつづり込まれるべき箇所につづり込むこととなるので、マスキング部分を除いて、証拠等関係カードの写しの一覧性は失われない。

### (3) 刑事被告事件の訴訟記録の写しの取扱い（記第2の2関係）

Q 5-46 刑事被告事件の上訴により、刑事被告事件の訴訟記録を上訴裁判所に送付する場合は、取り調べた刑事被告事件の訴訟記録の写しを、第2分類の書証群につづることとなる（記第2の2(1)）が、当該写しに秘匿事項等が記載されている場合は、どのように写しを作成して編成すれば良いのか。

A 取り調べた刑事被告事件の訴訟記録の写し（以下「本件写し」という。）は、「刑事関係記録」（犯罪被害者保護法35条1項）に該当し、秘匿決定の申立て制度に伴う閲覧等制限の申立ての対象とならない（犯罪被害者保護法40条）。これは、刑事関係記録の閲覧等を行う際には裁判所の許可が必要であり（犯罪被害者保護法39条3項）、刑事関係記録に秘匿事項等が記載されている場合は、検察官の意見も踏まえ、閲覧等を許可しないことで秘匿事項の保護を図る規律となっているためである。

そのため、本件写しに秘匿事項等が含まれていたとしても、これについて閲覧等制限の申立てを促したり、書記官においてマスキング処理を行ったりする必要はなく、そのまま第2分類の書証群につづれば足りる。

なお、本件写しについて秘匿対象者以外の者から閲覧等申請があった場合は、閲覧等を許可する範囲について、裁判官と相談するなど慎重に検討する必要がある。

おって、このとおりつづった本件写しについて犯罪被害者保護法35条2項の規定により記録を送付する必要が生じた場合の取扱いは、Q 5-47参照。

Q 5-47 犯罪被害者保護法35条2項の規定により記録を送付する場合、取り調べた刑事被告事件の訴訟記録の写しを、第2分類の書証群につづることとなる（記第2の2(2)）が、当該写しに秘匿事項等が記載されている場合は、どのように写しを作成して編成すれば良いのか。

A 取り調べた刑事被告事件の訴訟記録の写し（以下「本件写し」という。）は、刑事損害賠償命令事件の記録送付後、特例による書証の申出（犯罪被害者保護法36条）をするための前提として、当事者は当然に本件写しの閲覧等が可能と解される。

この点、記録送付前に、送付が相当でないと認めるものを特定し、記録へのつづり込みから除くこととなっている（犯罪被害者保護法35条1項）ので、この特定の際に、検察官の意見も踏まえ、本件写しの中の秘匿事項等の記載部分を、送付相当でないと認めるものとして特定し、送付対象から除いた上で、第2分類の書証群につづる取扱いも考えられる。

もっとも、この場合、推知事項が本件写しに含まれているかについては、書記官において判別できない可能性がある。そのため、送付前の裁判所における秘匿対象者に対する手続案内として、①裁判所が送付相当でないと認めるものとして特定したものを除いた本件写しが記録につづり込まれた上で送付され、その記録について当事者の閲覧等が可能であること、②秘匿決定の申立て及び民訴法13条の2第2項の閲覧等制限の申立てにより閲覧等を制限できるので、記録送付後、本件写しの閲覧等をした上で、必要に応じて秘匿決定の申立て及び閲覧等制限の申立ての要否を検討すべきことについて説明することが相当である。

この場合、記録送付の際に、刑事損害賠償命令事件において秘匿決定の申立て

があったことに加えて、上記説明を行ったことについて、記録送付書に記載する等の方法により送付先の裁判所に対して注意喚起を行うことなどの配慮が必要となる。

なお、記録送付の前に、刑事裁判所に対して、民訴法に基づく秘匿決定の申立て及び閲覧等制限の申立てがされた場合は、刑事雑事件として立件し、民事裁判所への記録送付時に、終局日を記録送付日とし、終局事由を「民事訴訟手続移行に伴う記録送付」として刑事雑事件を事件簿上終局させることが相当と考えられる。この場合は、民事裁判所への記録送付時に、事務連絡に秘匿決定の申立て等があることを記載するなどして秘匿決定の申立て等があることを伝達することが相当である。（Q 1－3－2 参照）

Q 5-48 犯罪被害者保護法35条2項の規定により記録を送付する場合に、秘匿別冊や第三者閲覧制限別冊は、別冊としたまま送付して良いのか。

A 送付先の裁判所において、刑事損害賠償命令事件で閲覧等が制限されていた書類が明らかであれば、その後の手続案内等の準備に資するため、別冊につづられていた閲覧等が制限されていた書類については、別冊としたまま送付することで差し支えない。

第6  
家事編成通達  
ハーグ編成通達Q & A

## 目 次

### 第6 家事編成通達・ハーグ編成通達Q & A

1 改正事項.....	7
Q 6-1 家事編成通達及びハーグ編成通達の改正概要はどのようなものか。.	7
2 編成位置の定めについて .....	8
Q 6-2 Q 6-1のAの1について、「秘匿申立書」とともにつづられることとなる関係書類とは、具体的にはどのような書類が想定されるのか。.....	8
Q 6-3 秘匿事項はどの書類に記載されるのか。秘匿申立書や秘匿決定書等に記載されることはあるのか。 .....	9
3 記録末尾での管理について .....	10
Q 6-4 秘匿事項届出書面及び許可後提出される閲覧等用秘匿事項届出書面に限って、非開示申出書類と同じ場所（記録末尾）に編てつするとしたのはなぜか。.....	10
Q 6-5 秘匿事項届出書面及び許可後提出される閲覧等用秘匿事項届出書面について、なぜ民事訴訟記録のように別冊管理としないのか。 .....	11
Q 6-6 秘匿事項届出書面及び許可後提出される閲覧等用秘匿事項届出書面を記録の末尾につづり込む際に、具体的にどのようにしてその他の書類と区別することが考えられるか。 .....	12
Q 6-7 秘匿申立書及びその関係書類について非開示希望の申出があった場合、どこに編てつすればよいか。 .....	12
4 秘匿決定関係について .....	13
Q 6-8 秘匿決定の申立ての際には、通常、どのような書類が提出されるか。 .....	13
Q 6-9 秘匿申立書若しくはその疎明資料又は秘匿申立書とともに提出された調停・審判申立書若しくはその添付書類に秘匿事項が記載されている場合に秘匿決定がなされたら、これらの書類はどのように扱うべきか。 .....	14

Q 6-10 秘匿決定の申立てが全部取下げ、全部却下又は全部取り消された場合、秘匿事項届出書面はどのように編てつするか。 .....	15
Q 6-11 秘匿決定の申立てが一部取下げ又は一部却下された場合、秘匿事項届出書面はどのように編てつするか。 .....	16
Q 6-12 秘匿決定の一部が取り消された場合、秘匿事項届出書面及び閲覧等用秘匿事項届出書面はどのように編てつするか。 .....	17
Q 6-13 秘匿事項届出書面の全部又は一部について閲覧等の許可がされた場合、秘匿事項届出書面及び閲覧等用秘匿事項届出書面はどのように編てつするか。 .....	18
Q 6-14 秘匿決定の一部取消しの裁判（民訴法133条の4第1項）が確定した場合に提出される閲覧等用秘匿事項届出書面（民訴規則52条の13第1項）を秘匿申立書の関係書類の編成位置につづる際、その書類が閲覧等用秘匿事項届出書面であることを記録上明らかにする措置をとる必要はあるか。 .....	19
Q 6-15 秘匿事項届出書面の訂正書面が提出された場合はどのように取り扱うか。 .....	20
Q 6-16 秘匿対象者に関する調査嘱託において、嘱託書に秘匿事項を記載する必要がある場合、嘱託書控えをどこに編てつするのか（家事編成通達記の第2の3の(1)のウ等及びハーグ編成通達記の第1の2の(3)のアの(ウ)の「その他の書類」の編成位置につづることは許容されるか。）。 .....	21
5 抗告、移行する手続における取扱いについて .....	22
Q 6-17 秘匿決定の申立てを却下する決定に対する即時抗告が棄却され、原決定が確定した場合、記録末尾で管理されている秘匿事項届出書面を秘匿申立て関係書類の編成位置につづり替える処理は、抗告審裁判所と原審裁判所のいずれが行うことになるのか。 .....	22
Q 6-18 原審の秘匿決定が抗告審で全部取消しされ確定した場合に、記録末	

尾で管理されている秘匿事項届出書面を秘匿申立て関係書類の編成位置につ  
づり替える処理は、抗告審裁判所と原審裁判所のいずれが行うことになるの  
か。 ..... 23.

## 略 称

本稿においては、次の略称を使用する。

### 1 通達

#### (1) 家事編成通達

令和5年1月18日付け最高裁総三第329号事務総長通達「「家事事件記録の編成について」の一部改正について」による改正後の平成24年12月1日付け最高裁総三第000339号事務総長通達「家事事件記録の編成について」

#### (2) ハーグ編成通達

令和5年1月18日付け最高裁総三第330号事務総長通達「「子の返還に関する事件の記録の編成等について」の一部改正について」による改正後の平成26年2月12日付け最高裁総三第28号事務総長通達「子の返還に関する事件の記録の編成等について」

### 2 法律・規則

#### (1) 民訴法

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）による改正後の民事訴訟法（平成8年法律第109号）

#### (2) 民訴規則

民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和4年最高裁判所規則第17号）による改正後の民事訴訟規則（平成8年最高裁規則第5号）

### 3 その他の用語表記等

※ 本Q&Aに記載した民訴法及び民訴規則の条文は、全て家事事件手続法、家事事件手続規則、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則により準用されるものである。

- ・ 秘匿決定の申立て：民訴法133条第1項の申立て
- ・ 秘匿対象者：秘匿決定の申立て等をする者又はその法定代理人
- ・ 秘匿事項：秘匿対象者の住所等又は氏名等
- ・ 許可後提出される閲覧等用秘匿事項届出書面：民訴法133条の4第2項の許可の裁判の確定に伴い、民訴規則52条の13第1項の規定により提出される閲覧等用秘匿事項届出書面
- ・ 非開示申出書類：「当事者等から開示しないことを希望する旨の申出…がされた書類」（家事編成通達記第2の3の(2)、ハーグ編成通達記第1の2の(3)のイ）

## 1 改正事項

Q 6-1 家事編成通達及びハーグ編成通達の改正概要はどのようなものか。

A 以下のとおり編成位置の定めを新設した。

- 1 3分方式又は2分方式により記録を編成する場合において、秘匿申立書（民訴法133条1項）及びその関係書類の編成位置を、「代理及び資格証明関係書類」（家事編成通達記第2の3の(1)のア等及びハーグ編成通達記第1の2の(3)のアの(ア)）の直後に、関係書類ごとに編年体でつづり込むこととした。
- 2 3分方式、2分方式及び非分割方式のいずれの編成方式についても、閲覧等が制限される書類（秘匿事項届出書面及び許可後提出される閲覧等用秘匿事項届出書面）を、非開示申出書類と同様に、記録末尾につづることとした。  
また、これらの閲覧等が制限される書類について、秘匿決定の申立ての取下げ又は却下決定若しくは取消決定の確定により閲覧等が制限される部分がなくなった場合には、秘匿申立書の関係書類の編成位置につづり替えることとした。

## 2 編成位置の定めについて

Q 6-2 Q 6-1のAの1について、「秘匿申立書」とともにつづられることとなる関係書類とは、具体的にはどのような書類が想定されるのか。

A 秘匿申立書に関する書類とは、次のような書類が想定される。

- (1) 秘匿申立書及び同決定書（民訴法133条1項）
- (2) 秘匿決定の取消決定の申立書及び同決定書（民訴法133条の4第1項）
- (3) 秘匿事項届出書面の閲覧等許可の申立書及び同決定書（同第2項）
- (4) 上記(1)から(3)までの申立てに係る疎明資料
- (5) その他上記(1)から(3)までの申立てに関連する書類

Q 6-3 秘匿事項はどの書類に記載されるのか。秘匿申立書や秘匿決定書等に記載されることはあるのか。

A 秘匿事項の記載があるのは、秘匿事項届出書面のみであり、これ以外の書類については、秘匿事項は基本的に記載されないことが想定されている。また、裁判所が作成する書面には秘匿事項を記載しないことが相当である。

### 3 記録末尾での管理について

Q 6-4 秘匿事項届出書面及び許可後提出される閲覧等用秘匿事項届出書面に限って、非開示申出書類と同じ場所（記録末尾）に編てつするとしたのはなぜか。

A 秘匿事項届出書面及び許可後提出される閲覧等用秘匿事項届出書面については、それぞれ法律上閲覧等の請求ができる者が制限されていることから、誤ってそれ以外の者の閲覧等を認めないよう取扱いに注意する必要がある。

この点、家事編成通達及びハーグ編成通達においては、非開示申出書類を記録の末尾につづり込むとすることで取扱いを慎重に行うよう配慮しているところ、秘匿事項届出書面も同じ場所につづるとすることで、誤った閲覧等の事務処理を防止することができると考えたためである。

なお、秘匿決定の一部について取消しの裁判が確定したときに提出される閲覧等用秘匿事項届出書面については、閲覧等の請求ができる者の制限がないため、秘匿申立書の関係書類の編成位置につづることになる。

Q 6-5 秘匿事項届出書面及び許可後提出される閲覧等用秘匿事項届出書面について、なぜ民事訴訟記録のように別冊管理としないのか。

A Q 6-4 の A のとおり、取扱いを慎重に行う必要がある非開示申出書類と同じ場所に編てつすることで、閲覧等申請に対する誤った許可の防止に資すると考えられるためである。また、家事事件手続法と国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律は、民訴法 133 条の 2 第 2 項を準用していないことから、別冊を作成したとしても、そこにつづられることとなる書類が秘匿事項届出書面及び許可後提出される閲覧等用秘匿事項届出書面しか想定されないことも理由である。

Q 6-6 秘匿事項届出書面及び許可後提出される閲覧等用秘匿事項届出書面を記録の末尾につづり込む際に、具体的にどのようにしてその他の書類と区別することが考えられるか。

A 第1分類から第3分類までを区切る分界紙や非開示申出書類を区切る分界紙とは異なる色の分界紙を使用して区別するなど、各庁においてあらかじめルールを定めておくことが望ましい。

Q 6-7 秘匿申立書及びその関係書類について非開示希望の申出があった場合、どこに編てつすればよいか。

A 非開示希望の申出があった場合、当該書類について閲覧等の申請があった際の許否の判断や取扱いを慎重に行う必要があることから、非開示申出書類の編成位置（記録末尾）につづることとなる。

#### 4 秘匿決定関係について

Q 6-8 秘匿決定の申立ての際には、通常、どのような書類が提出されるか。

A 秘匿決定の申立ては、通常は基本事件の申立てとともにを行うことが想定されている。

したがって、基本事件の申立書、秘匿申立書、疎明資料、秘匿事項届出書面等の書類が同時に提出されるものと考えられる。

Q 6-9 秘匿申立書若しくはその疎明資料又は秘匿申立書とともに提出された  
調停・審判申立書若しくはその添付書類に秘匿事項が記載されている場  
合に秘匿決定がなされたら、これらの書類はどのように扱うべきか。

A 法制上、当然に閲覧等が制限されるのは、秘匿事項届出書面のみであるため（民訴法133条3項、133条の2第1項）、申立人が、秘匿申立書や疎明資料、委任状等の添付資料について閲覧等の制限を希望する場合には、別途、非開示希望の申出が必要となる。

基本的には、当事者が自らの責任において提出する書類に秘匿事項が表れていないかを点検し、表れている場合には非開示希望の申出を行うべきであることから、申立人からの非開示希望の申出を受けて、これらの書類を記録末尾につづるのが相当である。

なお、調停手続においては、調停の申立書の写しを相手方へ送付する必要があることから、これに秘匿事項が記載されている場合には、申立人に申立書の訂正申立書を提出させることになると考えられる。

Q 6-10 秘匿決定の申立てが全部取下げ、全部却下又は全部取り消された場合、秘匿事項届出書面はどのように編てつするか。

A 秘匿決定の申立てがあったときは、その申立てに対する裁判が確定するまで、秘匿事項届出書面につき、秘匿対象者以外の閲覧等が制限される（民訴法133条第3項）。

秘匿決定の申立てが全部取り下げられた場合又は全部の却下決定が確定した場合若しくは全部の取消決定が確定した場合は、秘匿事項届出書面の閲覧等の制限がなくなるため、記録末尾につづり込む必要はなくなる。

閲覧等が制限された書類を記録末尾につづるとする趣旨は、当該書類を誤った閲覧等に供することを防ぐことにあるところ、記録末尾には、秘匿事項届出書面以外にも非開示申出書類がつづり込まれており、閲覧等が可能となった書類と閲覧等の申請があった際に判断を慎重に行う必要がある書類とが記録末尾に混在することは、相当ではない。

よって、当該秘匿事項届出書面は、記録末尾から抜き出し、秘匿申立書の関係書類の編成位置につづり直すことになる（家事編成通達記第2の3の(3)等、ハーフ編成通達記第1の2の(3)のウ等）。

Q 6-11 秘匿決定の申立てが一部取下げ又は一部却下された場合、秘匿事項届出書面はどのように編てつするか。

A 秘匿決定の申立てがあったときは、その申立てに対する裁判が確定するまで、  
秘匿事項届出書面につき、秘匿対象者以外の者の閲覧等が制限され（民訴法13  
3条第3項）、秘匿決定があった場合には、閲覧等の請求権者が秘匿対象者に限  
定される（すなわち秘匿対象者以外の者の閲覧等が制限される。民訴法13・3条  
の2第1項）。

秘匿決定の申立ての一部取下げがあった場合又は一部却下決定が確定した場合  
であっても、秘匿事項届出書面の閲覧等制限の効力は変わらないため、秘匿事項  
届出書面全部について秘匿対象者以外の者の閲覧等が制限されるから、記録末尾  
につづる必要がある。

Q 6-12 秘匿決定の一部が取り消された場合、秘匿事項届出書面及び閲覧等用秘匿事項届出書面はどのように編てつするか。

A 秘匿決定があった場合には、秘匿事項届出書面について閲覧等を請求することができる者が秘匿対象者に限定される（すなわち秘匿対象者以外の者の閲覧等が制限される。民訴法133条の2第1項）。

秘匿決定の一部取消決定（民訴法133条の4第1項）が確定した場合、秘匿対象者は閲覧等用秘匿事項届出書面を提出する必要があるが（民訴規則52条の13第1項）、この場合の閲覧等用秘匿事項届出書面については、閲覧等の請求ができる者の制限がないため、秘匿申立書の関係書類の編成位置につづる。

一方で、秘匿事項届出書面自体については、秘匿対象者以外の者の閲覧等が引き続き制限されることから（民訴法133条の2第1項）、秘匿決定の全部の取消決定が確定しない限り、記録末尾につづる必要がある。

Q 6-13 秘匿事項届出書面の全部又は一部について閲覧等の許可がされた場合、秘匿事項届出書面及び閲覧等用秘匿事項届出書面はどのように編てつするか。

A 閲覧等許可決定（民訴法133条の4第2項）が確定した場合は、許可を受けた当事者は、許可の範囲で秘匿事項届出書面の閲覧等を請求できることとなるが、当該秘匿事項届出書面は、民訴法133条の2第1項の閲覧等制限がされた書類であることに変わりはない（当該許可を受けた当事者以外の閲覧等は制限される）ため、秘匿申立書の関係書類の編成位置につづり直すことは相当ではなく、記録末尾につづり込んだまどする。

なお、秘匿事項届出書面の一部について閲覧等の許可がされた場合、秘匿対象者から閲覧等用秘匿事項届出書面が提出されるが（民訴規則52条の13第1項）、当該閲覧等用秘匿事項届出書面を閲覧等することができるのは、秘匿対象者と閲覧等の許可を受けた者のみであることから、当該閲覧等用秘匿事項届出書面は記録末尾につづり、閲覧等の許可を受けた者以外の当事者及び第三者に誤って閲覧等をさせることのないよう、閲覧等が許可された者の範囲を明示しておくなどして注意する必要がある。

おって、秘匿事項届出書面の全部について閲覧等の許可がされた場合、誤って許可の対象者以外の当事者及び第三者に秘匿事項届出書面の閲覧等をさせることのないよう、閲覧等が許可された者の範囲及びその者には秘匿事項の全部について閲覧等が許可されている旨を明示しておく必要がある。

Q 6-14 秘匿決定の一部取消しの裁判（民訴法133条の4第1項）が確定した場合に提出される閲覧等用秘匿事項届出書面（民訴規則52条の13第1項）を秘匿申立書の関係書類の編成位置につづる際、その書類が閲覧等用秘匿事項届出書面であることを記録上明らかにする措置をとる必要はあるか。

A 閲覧等用秘匿事項届出書面は、民訴規則により秘匿対象者に提出が義務付けられている書面であり、その性質は事件記録であって閲覧等に供することが予定されている書面（民訴規則52条の13第2項）であるから、当然に記録につづる書面であるといえる。したがって、当該書面が閲覧等用秘匿事項届出書面であることを記録上明らかにする措置をとる必要はない。

Q 6-15 秘匿事項届出書面の訂正書面が提出された場合はどのように取り扱うか。

A 秘匿事項以外の記載事項（民訴規則52条の10第1項）のみに変更があった場合には、訂正した秘匿事項届出書面を提出する必要があるところ、秘匿事項届出書面の訂正書面には、当然に秘匿事項届出書面と同様の閲覧等制限の効力が及ぶこととなるから、家事編成通達及びハーグ編成通達上も秘匿事項届出書面と同様の規律が及ぶこととなる。よって、当該秘匿事項届出書面と一体として取り扱うのが相当である。

なお、秘匿事項（住所・氏名等）に変更があった場合には、秘匿対象者は、改めて秘匿決定の申立て及び変更後の住所・氏名等を記載した秘匿事項届出書面を提出して、秘匿決定を得る必要がある。

Q 6-16 秘匿対象者に関する調査嘱託において、嘱託書に秘匿事項を記載する必要がある場合、嘱託書控えをどこに編てつするのか（家事編成通達記の第2の3の(1)のウ等及びハーグ編成通達記の第1の2の(3)のアの(ウ)の「その他の書類」の編成位置につづることは許容されるか。）。

A 前提として、家事編成通達及びハーグ編成通達は、書類を記録につづり込む際の編成位置を定める通達であり、事件記録とするべき書類を定めたものではない。「その他の書類」に掲げられた書類は例示であり、記載された書類は必ず記録につづり込まなければならないものではない。

そのため、どのような書類を記録としてつづり込むかは最終的には裁判体の判断に従うものであるが、裁判所が秘匿事項の記載された嘱託書の控えを作成し記録につづり込むことは、秘匿情報の管理の観点では相当でないと考えられることから、嘱託書の控えを記録につづり込むかどうかは、記録の管理や情報共有の観点から慎重に検討する必要がある。

その上で、嘱託書の控えを記録につづり込む場合には、閲覧等申請があった場合の誤った許可を防止する目的から、非開示申出書類の編成位置（記録末尾）につづることになると考える。

## 5 抗告、移行する手続における取扱いについて

Q 6-17 秘匿決定の申立てを却下する決定に対する即時抗告が棄却され、原決定が確定した場合、記録末尾で管理されている秘匿事項届出書面を秘匿申立て関係書類の編成位置につづり替える処理は、抗告審裁判所と原審裁判所のいずれが行うことになるのか。

A 抗告審裁判所において、つづり替える処理を行うのが相当である。秘匿決定の申立てを却下する決定が確定した場合には、その時点で秘匿事項届出書面に係る書類の閲覧等の制限がなくなり、記録末尾につづり込む必要がなくなるためである。

抗告審裁判所に閲覧等の申立てがあった場合に、閲覧等に供すべき書類として閲覧等の対象から漏らすことのないようにするためにも、同裁判所で速やかにつづり替える処理を行うのが相当である。

Q 6-18 原審の秘匿決定が抗告審で全部取消しされ確定した場合に、記録末尾で管理されている秘匿事項届出書面を秘匿申立て関係書類の編成位置につづり替える処理は、抗告審裁判所と原審裁判所のいずれが行うことになるのか。

A 抗告審裁判所において、つづり替える処理を行うのが相当である。秘匿決定が抗告審で取り消され確定した場合には、秘匿事項届出書面の閲覧等の制限がなくなり、記録末尾につづり込む必要がなくなるためである。

抗告審裁判所に閲覧等の申立てがあった場合に、閲覧等に供すべき書類として閲覧等の対象から漏らすことのないようにするためにも、同裁判所で速やかにつづり替える処理を行うのが相当である。

## 第 7

# 保存規程運用通達Q & A

## 目 次

### 第7 保存規程運用通達Q & A

1 改正事項.....	6
Q 7-1 保存規程運用通達の改正概要はどのようなものか。 .....	6
Q 7-2 判決原本等の附属書類とは何か。 .....	7
Q 7-3 秘匿に関する書類のうち、何が判決原本等の附属書類となるのか。 7	
Q 7-4 なぜ秘匿事項届出書面、秘匿決定書及び秘匿取消決定書が附属書類となるのか。 .....	8
Q 7-5 複数いる原告のうち1名につき秘匿決定がされた事件で、当該秘匿対象者が訴えを取下げた後、他の原告の関係の判決の理由中に代替事項が記載されている場合、秘匿事項届出書面及び秘匿決定書が附属書類となるのか。 9	
2 原本の編冊について .....	10
Q 7-6 秘匿決定がされた事件の判決原本つづりはどのように編冊するか。 秘匿決定がされた事件の判決原本等は、専用の編冊につづる必要があるか。 10	
Q 7-7 秘匿決定がされた事件の判決原本等を原本つづりにつづり込む際、事件書類編冊目録にはどのように記載すべきか。 .....	11
Q 7-8 秘匿決定がされている事件の判決原本等について、閲覧等が制限されている部分がある場合には、どのように取り扱うのか。 .....	11
Q 7-9 秘匿決定がされた事件の判決原本等つづりは、数年分を一つの編冊とすることは許容されるか。 .....	12
Q 7-10 秘匿事項届出書面等を判決原本等と別の編冊（秘匿事項届出書面等つづり）で保存することは許容されるか。 .....	12
Q 7-11 原本分離後に秘匿決定が取り消された場合、判決原本等及び秘匿事項届出書面等は秘匿判決用つづりから通常の判決原本つづりにつづり替えるのか。 .....	13
3 附属書類の分離について .....	14

Q 7-12 判決原本等と秘匿事項届出書面等の間に分界紙を入れてもよいか。	14
Q 7-13 秘匿事項届出書面等に送達日や確定日を付記するか。 ..... 14	
Q 7-14 秘匿事項届出書面等の原本を附属書類として分離保存する場合、事件記録に秘匿事項届出書面等の謄本をつづる必要はないか。 ..... 15	
Q 7-15 秘匿決定がされた事件を移送する場合、移送元庁において保存する移送決定原本に、附属書類として秘匿事項届出書面等の謄本を添付する必要はないか。 ..... 16	
Q 7-16 秘匿決定がされた事件について、以下のように複数の事件書類が存在してそのいずれにも代替事項が用いられている場合、秘匿事項届出書面等の原本を添付しないものについて秘匿事項届出書面等の謄本を添付する必要はないか。 ①判決原本と訴訟費用額確定処分原本がある場合 ②弁論が分離され、一方が判決、他方が和解で終局した場合 ③第一審の判決原本と控訴審の和解調書原本があり、控訴審の和解調書が第一審の判決を引用していない場合 ..... 17	
Q 7-17 秘匿決定が一部取り消された場合、附属書類として、秘匿事項届出書面と共に一部取消決定書を分離して添付する必要があるか。 ..... 18	
Q 7-18 秘匿決定が一部取り消された場合、附属書類として、閲覧等用秘匿事項届出書面を分離して添付することは許容されるか。 ..... 18	
Q 7-19 秘匿事項届出書面の一部について閲覧等許可の決定が出され、事件が終局した場合、閲覧等許可決定書も附属書類として分離する必要があるか。 ..... 19	
Q 7-20 控訴審において、判決原本等を保存する際に、秘匿事項届出書面等の謄本を添付する必要はないか。 ..... 20	
Q 7-21 控訴審以降で新たに秘匿決定がされた場合、秘匿事項届出書面等の原本はどの裁判所で保存するのか。 ..... 20	

4 その他.....	21
Q 7-22 改正法施行後に、従来の秘匿措置を執っている確定記録について何 らかの処置をすることを要するか。 .....	21
Q 7-23 秘匿決定がされた事件について、将来、秘匿決定の取消しの申立て がされることに備えて事件記録を特別保存に付す必要はないか。 .....	22
Q 7-24 刑事損害賠償命令事件で秘匿決定がされた上で民事訴訟に移行し、 民事訴訟でも改めて秘匿決定がされた事件について、附属書類として保存す べき秘匿関係の書類は何か。 .....	23

## 略 称

本稿においては、次の略称を使用する。

### 1 法律

#### 民訴法

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）による改正後の  
民事訴訟法（平成8年法律第109号）

### 2 規程、通達

#### (1) 保存規程

昭和39年12月12日付け最高裁判所規程第8号「事件記録等保存規程」

#### (2) 保存規程運用通達

令和5年1月18日付け最高裁総三第326号事務総長通達「「事件記録等  
保存規程の運用について」の一部改正について」による改正後の平成4年2月  
7日付け最高裁総三第8号事務総長通達「事件記録等保存規程の運用について」

## 1 改正事項

Q 7-1 保存規程運用通達の改正概要はどのようなものか。

A 秘匿決定がされている事件の事件書類を分離した際に、事件書類編冊目録の「備考」欄に記載すべき事項を定めたものである。

具体的には、秘匿決定がされている事件において附属書類中に秘匿対象者の住所又は氏名が記載されている場合には、編冊目録の「備考」欄に「秘匿決定あり」等と記載することとした。

秘匿決定がされている事件の事件書類には代替事項が記載されるため、代替事項の内容を明らかにする書面として、秘匿決定書及び秘匿事項届出書面を事件書類の附属書類として保存する必要がある。秘匿事項届出書面には、秘匿対象者の眞の住所等又は氏名等が記載されており、秘匿対象者以外の閲覧が制限されるため、これを誤って閲覧等に供してしまうことがないよう十分な配慮が必要であることから、秘匿決定がされている事件については、事件書類編冊目録の「備考」欄に「秘匿決定あり」等とその旨を記載することとしたものである。

Q 7-2 判決原本等の附属書類とは何か。

A 事件書類の内容を明らかにするために必要な書類であって、当該事件書類と共に保存しなければならないものをいう（保存規程6条）。

Q 7-3 秘匿に関する書類のうち、何が判決原本等の附属書類となるのか。

A 秘匿決定書（民訴法133条1項）及び秘匿事項届出書面（民訴法133条2項）が基本的な附属書類となる。

秘匿取消決定の決定書については、判決後に秘匿取消決定（民訴法133条の4第1項）があった場合は、同決定書も附属書類となるが、事件終局前に秘匿事項の全部について取消決定がされた場合には、判決書等に代替事項が記載されることはないことから、判決書等の附属書類として、秘匿決定書等を添付する必要はない。

なお、秘匿事項の一部取消決定がされた場合についてはQ 7-17参照。

Q 7-4 なぜ秘匿事項届出書面、秘匿決定書及び秘匿取消決定書が附属書類となるのか。

A 秘匿決定がされている事件の判決原本等には、氏名や住所について、同決定により定められた代替事項しか記載されておらず、その代替事項の内容を明らかにするために必要な書類を附属書類とする必要がある（保存規程6条）。通常、代替事項の内容が記載された書面は秘匿事項届出書面であり、その代替事項の効力に関する書面が、秘匿決定書又は秘匿取消決定書と考えられることから、それそれを附属書類としたものである。

なお、このように取り扱うことにより、判決原本等を分離する事務においても、一定程度機械的に分離事務を行うことができるようになるものと考えている。

Q 7-5 複数いる原告のうち1名につき秘匿決定がされた事件で、当該秘匿対象者が訴えを取下げた後、他の原告の関係の判決の理由中に代替事項が記載されている場合、秘匿事項届出書面及び秘匿決定書が附属書類となるのか。

A 秘匿決定の効力は、秘匿対象者が一部取下げ等により当事者でなくなった後も、当該事件に及ぶと考えられるから、一部取下げ後の当該事件は「秘匿決定がされている事件」に該当する。

したがって、当該事件の判決の理由中に代替事項が記載されている場合は、附属書類として秘匿事項届出書面及び秘匿決定書を判決原本と共に分離して保存することとなる。

## 2 原本の編冊について

Q 7-6 秘匿決定がされた事件の判決原本つづりはどのように編冊するか。秘匿決定がされた事件の判決原本等は、専用の編冊につづる必要があるか。

A 判決原本等は、事件記録から分離され、事件書類として保存に付された後も閲覧等の対象となるところ、秘匿決定がされた事件の判決原本等は、附属書類として秘匿事項届出書面等が添付されていることから、引き続き、誤って閲覧等をさせることのないよう注意する必要がある。

そのため、秘匿決定がされていない事件の判決原本等と秘匿決定がされた事件の判決原本等は見分けがつく形で編冊することが相当であり、秘匿決定がされた事件の判決原本等を専用の編冊につづる運用は適切な方法と考えられる。

なお、事件数が極めて少ない場合など、専用の編冊とすることが相当でない場合も考えられるが、その場合でも、誤って閲覧等に供することができないよう一見して判別できるように区分してつづるなどの方策を施すことが相当である。

**Q 7-7 秘匿決定がされた事件の判決原本等を原本つづりにつづり込む際、事件書類編冊目録にはどのように記載すべきか。**

A 編冊目録の「備考」欄に「秘匿決定あり」等と記載し、秘匿決定があることを明らかにする必要がある（保存規程運用通達添付の記載要領第1）。

なお、判決後に秘匿取消決定（民訴法133条の4第1項）が確定した場合には、「備考」欄に「R●. ●. ●秘匿取消決定確定」等と追記することが相当である。

**Q 7-8 秘匿決定がされている事件の判決原本等について、閲覧等が制限されている部分がある場合には、どのように取り扱うのか。**

A 事件書類中に閲覧等が制限されている部分がある場合には、「閲覧等制限決定あり」等と記載する必要がある点は、従前の取扱いと同じである。したがって、民訴法133条の2第2項の閲覧等制限もこれと同じ取扱いをすることとなる。

なお、秘匿決定がされている事件については、通常、判決書等に秘匿事項等は記載されないため、事件書類 자체の閲覧等を制限する場合は多くないと考えられる。

Q 7-9 秘匿決定がされた事件の判決原本等つづりは、数年分を一つの編冊とすることは許容されるか。

A 事件書類の編冊で紙数の少ないものについては、数年分を一つの編冊とすることも許容される（保存規程運用通達記第3の3(6)）ことから、秘匿決定がされた事件の判決原本等のつづりについて、数年分を一つの編冊とすることも許容される。

Q 7-10 秘匿事項届出書面等を判決原本等と別の編冊（秘匿事項届出書面等つづり）で保存することは許容されるか。

A 秘匿事項届出書面等は、保存規程上、判決原本等の附属書類になると考えられることから、判決原本等とともに保存することが相当と考えられる。

Q 7-11 原本分離後に秘匿決定が取り消された場合、判決原本等及び秘匿事項届出書面等は秘匿判決用つづりから通常の判決原本つづりにつづり替えるのか。

A 通常の判決原本つづりにつづり替える必要はないが、秘匿決定が取り消されたことが一見して判別可能な措置を執ることが相当である。

その方法としては、秘匿判決用つづり中に分解紙を挿入し、秘匿決定が取り消された判決原本については分解紙の後ろにつづり替えた上、編冊目録の「備考」欄に「R● ● ●秘匿取消決定確定」等と記載することが考えられる。

なお、秘匿取消決定の決定書を附属書類として保存に付す必要があることに留意する。

### 3 附属書類の分離について

**Q 7-12 判決原本等と秘匿事項届出書面等の間に分界紙を入れてもよいか。**

A 必ずしも原本と附属書類との間に分界紙を入れる必要はないが、秘匿事項届出書面及び秘匿決定書は各1枚のみとなることが多く、散逸のおそれもあることから、秘匿事項届出書面等の所在を明らかにするため、分界紙を入れる等の措置を執ることは適切な運用方法の一つであると考えられる。

**Q 7-13 秘匿事項届出書面等に送達日や確定日を付記するか。**

A 秘匿事項届出書面等は、判決原本等の附属書類として保存されるものであり、送達日や確定日を付記する必要はない。

Q 7-14 秘匿事項届出書面等の原本を附属書類として分離保存する場合、  
事件記録に秘匿事項届出書面等の謄本をつづる必要はないか。

A つづる必要はない。

秘匿事項届出書面は、判決原本等と共に保存されることになり、必要があれば、  
判決原本等つづりを参照することで足りる上、秘匿事項が記載された書面を増や  
すことは相当でないことから、事件記録に秘匿事項届出書面の謄本をつづる必要  
はない。

Q 7-15 秘匿決定がされた事件を移送する場合、移送元庁において保存する移送決定原本に、附属書類として秘匿事項届出書面等の謄本を添付する必要はないか。

A 保存規程上、附属書類を添付して保存する事件書類の対象に移送決定原本は含まれておらず、添付する必要はない。

移送元庁において移送決定原本を分離して事件書類として保存するのは、申し立てられた事件の終局結果を把握できるようにするために考えられ、事件書類のみから秘匿事項の内容が明らかにならなくても終局結果の把握には支障がなく、氏名については事件簿備考欄の記載を参照することで把握できることから、移送決定原本の附属書類として、秘匿事項届出書面の謄本を添付する必要性は高くなきものと考えられる。

むしろ、秘匿事項の適切な管理の観点からは、不必要に秘匿事項が記載された書面の謄本を作成することは相当でないと考えられることから、移送決定の原本に秘匿事項届出書面等の謄本を添付する必要ないと考えられる。

Q 7-16 秘匿決定がされた事件について、以下のように複数の事件書類が存在してそのいずれにも代替事項が用いられている場合、秘匿事項届出書面等の原本を添付しないものについて秘匿事項届出書面等の謄本を添付する必要はないか。

- ①判決原本と訴訟費用額確定処分原本がある場合
- ②弁論が分離され、一方が判決、他方が和解で終局した場合
- ③第一審の判決原本と控訴審の和解調書原本があり、控訴審の和解調書が第一審の判決を引用していない場合

A 秘匿決定がされた事件について、複数の事件書類にそれぞれ代替事項が用いられている場合には、当該事件書類を一体として保存に付す場合を除き、事件書類ごとに秘匿事項届出書面等の原本又は謄本を添付する必要がある。

上記①ないし③の場合には、それぞれ事件書類の保存期間が異なり、別保管されるため、事件書類ごとに秘匿事項届出書面等の原本又は謄本を添付する必要があるものと考えられる。

**Q 7-17 秘匿決定が一部取り消された場合、附属書類として、秘匿事項届出書面と共に一部取消決定書を分離して添付する必要があるか。**

A 事件終局の前後にかかわらず、秘匿決定の一部が取り消された場合には、秘匿事項届出書面及び秘匿決定書のみでは、判決書等に真の住所及び氏名の一部が記載されている理由が明らかとならないから、事件書類の内容を明らかにするための附属書類として、一部取消決定書を保存する必要があると考えられる。

**Q 7-18 秘匿決定が一部取り消された場合、附属書類として、閲覧等用秘匿事項届出書面を分離して添付することは許容されるか。**

A 事件書類の附属書類として添付するのは、当該書面が事件書類の内容を明らかにするために必要な書類だからであり、秘匿決定書、秘匿事項届出書面及び秘匿の一部取消決定書があれば、事件書類の内容は明らかであるため、あえて閲覧等用秘匿事項届出書面を分離して添付する必要はない。

Q 7-19 秘匿事項届出書面の一部について閲覧等許可の決定が出され、事件が終局した場合、閲覧等許可決定書も附属書類として分離する必要があるか。

A 閲覧等許可決定書は附属書類として分離する必要はない。

秘匿事項届出書面等を附属書類として分離する理由は、判決書等の事件書類中に表れる代替事項の内容を明らかにするためである。閲覧等許可決定書は、事件書類の内容に関わる書類ではないから、附属書類とする必要はない。

もっとも、事件終局後も秘匿事項届出書面の一部に対する閲覧等許可の決定の効力は継続するため、附属書類として分離された秘匿事項届出書面の閲覧等申請がされた場合には、閲覧等許可の範囲や閲覧等許可を受けた者の範囲を記録から確認する必要がある。

Q 7-20 控訴審において、判決原本等を保存する際に、秘匿事項届出書面等の謄本を添付する必要はないか。

A 控訴審においては、附属書類として保存する必要はない。附属書類とは、第一審裁判所において保存される事件書類の内容を明らかにするために必要な書類であるから（保存規程6条）、附属書類を保存する裁判所も第一審裁判所である。よって、控訴審において保存すべき事件書類には秘匿事項届出書面等の謄本を添付しない。

Q 7-21 控訴審以降で新たに秘匿決定がされた場合、秘匿事項届出書面等の原本はどの裁判所で保存するのか。

A 秘匿事項届出書面等の原本は、第一審裁判所において保存する。ただし、第一審裁判所において保存すべき事件書類（控訴審における判決正本等の附属書類を含む。）に代替事項が記載されていない場合には、秘匿事項届出書面等の原本を附属書類として第一審裁判所で保存する必要はない。

なお、控訴審で保存されている事件書類の謄本交付申請等に対応するために代替事項を明らかにする必要がある場合には、第一審裁判所に問い合わせるなどして対応することが考えられる。

#### 4 その他

Q 7-22 改正法施行後に、従来の秘匿措置を執っている確定記録について何らかの処置をすることを要するか。

- A 改正法施行時に係属していた従来の秘匿措置を執っている事件が、改正法施行後に終局した場合、新たな秘匿制度における秘匿決定がされた事件記録と区別できるように記録表紙等に「従来の秘匿措置」等と明示することが相当である。
- なお、改正法施行後は、原則として、新たな秘匿制度により取り扱われることとなるため、従来の秘匿措置が執られる事件は、改正法施行時点で既に従来の秘匿措置が執られている事件に限られるものと考えられる。

**Q 7-23 秘匿決定がされた事件について、将来、秘匿決定の取消しの申立てがされることに備えて事件記録を特別保存に付す必要はないか。**

**A 事案に応じ、1項特別保存に付するかどうか検討することが可能である。**

ただし、1項特別保存は当該事件に関係する特別の事由により保存期間の満了後もなお保存を要する事件記録等について特別保存に付するものであるところ（保存規程第9条第1項、保存規程運用通達記第6の1の(1)）、将来、秘匿決定の取消しの申立てがされる可能性については、全ての事件に当てはまる事情であることから、一般的には、その事情だけで1項特別保存に付すことは多くないものと考えられる。

Q 7-24 刑事損害賠償命令事件で秘匿決定がされた上で民事訴訟に移行し、  
民事訴訟でも改めて秘匿決定がされた事件について、附属書類として  
保存すべき秘匿関係の書類は何か。

A Q 8-21 参照。

第8  
**刑事事件記録等送付保存通達**  
**Q & A**

## 目 次

### 第8 刑事事件記録等送付保存通達Q & A

1 改正事項.....	6
Q 8-1 刑事事件記録等送付保存通達の改正概要はどのようなものか。.....	6
Q 8-2 債務名義等の附属書類とは何か。.....	8
Q 8-3 秘匿に関する書類のうち、何が債務名義等の附属書類となるのか。8	
Q 8-4 なぜ秘匿事項届出書面、秘匿決定書及び秘匿取消決定書が附属書類となるのか。.....	9
Q 8-5 複数いる本案事件（刑事損害賠償命令事件等）の申立人のうち1名につき秘匿決定がされた事件で、当該秘匿対象者が本案事件を取り下げた後、残った本案事件関係の債務名義等の理由中に代替事項が記載されている場合、秘匿事項届出書面及び秘匿決定書が附属書類となるのか。.....	10
2 原本の編冊について .....	11
Q 8-6 秘匿決定がされた事件の債務名義等はどのように編冊するか。秘匿決定がされた事件の債務名義等は、専用の編冊につづる必要があるか。 ....	11
Q 8-7 秘匿決定がされた事件の債務名義等をつづり込む際、刑事事件書類編冊目録にはどのように記載すべきか。 .....	12
Q 8-8 秘匿決定がされている事件の債務名義等や附属書類について、閲覧等が制限されている部分がある場合には、どのように取り扱うのか。 ....	12
Q 8-9 秘匿決定がされた事件の債務名義等のつづりは、数年分を一つの編冊とすることは許容されるか。 .....	13
Q 8-10 秘匿事項届出書面等を債務名義等と別の編冊（秘匿事項届出書面等つづり）で保存することは許容されるか。 .....	13
Q 8-11 原本分離後に秘匿決定が取り消された場合、債務名義等及び秘匿事項届出書面等は秘匿事件用のつづりから通常の債務名義等のつづりにつづり替えるのか。 .....	14

3 附属書類の分離について.....	15
Q 8-12 債務名義等と秘匿事項届出書面等の間に分界紙を入れてもよいか。 .....	15
Q 8-13 秘匿事項届出書面等に送達日や確定日を付記するか。.....	15
Q 8-14 秘匿事項届出書面等の原本を附属書類として分離保存する場合、事件記録に秘匿事項届出書面等の謄本をつづる必要はないか。.....	16
Q 8-15 秘匿決定がされた事件について、以下のように複数の債務名義等が存在してそのいずれにも代替事項が用いられている場合、秘匿事項届出書面等の原本を添付しないものについて秘匿事項届出書面等の謄本を添付する必要はないか。①損害賠償命令原本と訴訟費用額確定処分原本がある場合②手続が分離され、一方が損害賠償命令、他方が和解で終局した場合.....	17
Q 8-16 秘匿決定が一部取り消された場合、附属書類として、秘匿事項届出書面と共に一部取消決定書を分離して添付する必要があるか。.....	18
Q 8-17 秘匿決定が一部取り消された場合、附属書類として、閲覧等用秘匿事項届出書面を分離して添付することは許容されるか。.....	18
Q 8-18 秘匿事項届出書面の一部について閲覧等許可の決定が出され事件が終局した場合、閲覧等許可決定書も附属書類として分離する必要があるか。 .....	19
4 その他.....	20
Q 8-19 改正法施行後に、従来の秘匿措置を執っている確定記録について何らかの処置をすることを要するか。.....	20
Q 8-20 秘匿決定がされた事件について、将来、秘匿決定の取消しの申立てがされることに備えて事件記録を保存期間満了の後も保存しておく必要はないか。.....	21
Q 8-21 刑事損害賠償命令事件で秘匿決定がされた上で民事訴訟に移行し、民事訴訟でも改めて秘匿決定がされた事件が、以下の①から③までのとおり	

終局した場合に、附属書類として保存すべき秘匿関係の書類は何か。 ①民事訴訟移行後に「刑事損害賠償命令の申立てについての裁判」に対する異議が取り下げられた場合 ②刑事損害賠償命令の申立てについての裁判に仮執行宣言が付されている場合で、民事訴訟事件が確定した場合（民事訴訟事件が訴え取下げで終了した場合を除く。） ③刑事損害賠償命令の申立てについての裁判に仮執行宣言が付されていない場合で、民事訴訟事件が確定した場合（民事訴訟事件が訴え取下げで終了した場合を除く。） ..... 22

## 略 称

本稿においては、次の略称を使用する。

### 1 法律

#### 民訴法

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）による改正後の  
民事訴訟法（平成8年法律第109号）

### 2 通達

#### 刑事事件記録等送付保存通達

平成4年9月4日付け最高裁総三第36号総務局長通達「刑事事件記録等の事  
件終結後の送付及び保存に関する事務の取扱いについて」

### 3 その他の用語表記等

※ 民訴法の条文は、全て犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続  
に付随する措置に関する法律により準用されるものである。

- ・ 債務名義等：刑事事件記録等送付保存通達別表第2の「27」の項から「3  
0」の項までの事件書類
- ・ 秘匿対象者：民訴法133条1項の申立て等をする者又はその法定代理人
- ・ 秘匿事項：秘匿対象者の住所等又は氏名等
- ・ 推知事項：秘匿事項を推知することができる事項

## 1 改正事項

Q 8-1 刑事事件記録等送付保存通達の改正概要はどのようなものか。

A 1 秘匿決定がされている事件の債務名義等を分離した際に、刑事事件書類編冊目録の「備考」欄に記載すべき事項を定めたものである。

具体的には、秘匿決定がされている事件において附属書類中に秘匿対象者の住所又は氏名が記載されている場合には、編冊目録の「備考」欄に「秘匿決定あり」等と記載することとした。

秘匿決定がされている事件の債務名義等には代替事項が記載されるため、代替事項の内容を明らかにする書面として、秘匿決定書及び秘匿事項届出書面を債務名義等の附属書類として保存する必要がある。秘匿事項届出書面には、秘匿対象者の真の住所等又は氏名等が記載されており、秘匿対象者以外の閲覧が制限されるため、これを誤って閲覧等に供してしまうことがないよう十分な配慮が必要であることから、秘匿決定がされている事件については、刑事事件書類編冊目録の「備考」欄に「秘匿決定あり」等とその旨を記載することとしたものである。

2 債務名義等について事件記録から分離して編冊を作成する際に、従前、事件番号又は保存の始期の順序により、保存の始期の属する年度ごとに編冊を作成することとなっていたところ、各庁で定めるところにより、これと異なる取扱いにより編冊を作成することができる旨を定めたものである。

上記1のとおり、刑事和解や刑事損害賠償命令事件で秘匿決定がされている場合は、債務名義等を分離して保存する際に、閲覧等が制限される秘匿事項届出書面も附属書類として保存する必要があるから、取扱いに注意が必要である。そのため、そのような債務名義等については、他の債務名義等とは

別の編冊とするなど、各庁の実情に応じて編冊の作成方法等を定めることが  
相当である。

しかし、改正前の通達では、事件符号及び保存の始期の属する年度が同一  
の債務名義等について、必ず事件番号又は保存の始期の順序による編冊を作  
成する必要があり、種類等により編冊を分けて作成するなどの方法は認めら  
れていなかつたため、各庁において種類別の編冊を作成するなど、実情に応  
じた編冊作成ができるよう通達を改正したものである。

**Q 8-2 債務名義等の附属書類とは何か。**

**A** 債務名義等の内容を明らかにするために必要な書類であって、当該債務名義等と共に保存しなければならないものをいう（刑事事件記録等送付保存通達記第2の2(3)ア）。

**Q 8-3 秘匿に関する書類のうち、何が債務名義等の附属書類となるのか。**

**A** 秘匿決定書（民訴法133条1項）及び秘匿事項届出書面（民訴法133条2項）が基本的な附属書類となる。

秘匿取消決定の決定書については、事件終局後に秘匿取消決定（民訴法133条の4第1項）があった場合は、同決定書も附属書類となるが、事件終局前に秘匿事項の全部について取消決定がされた場合には、債務名義等に代替事項が記載されることはないことから、債務名義等の附属書類として、秘匿取消決定の決定書を添付する必要はない。

なお、秘匿事項の一部取消決定がされた場合についてはQ 8-16参照。

Q 8-4 なぜ秘匿事項届出書面、秘匿決定書及び秘匿取消決定書が附属書類となるのか。

A 秘匿決定がされている事件の債務名義等には、氏名や住所について、同決定により定められた代替事項しか記載されておらず、その代替事項の内容を明らかにするために必要な書類を附属書類とする必要がある（刑事事件記録等送付保存通達記第2の2(3)ア）。通常、代替事項の内容が記載された書面は秘匿事項届出書面であり、その代替事項の効力に関する書面が、秘匿決定書又は秘匿取消決定書と考えられることから、それぞれを附属書類としたものである。

なお、このように取り扱うことにより、債務名義等を分離する事務においても、一定程度機械的に分離事務を行うことができるようになるものと考えている。

Q 8-5 複数いる本案事件（刑事損害賠償命令事件等）の申立人のうち1名につき秘匿決定がされた事件で、当該秘匿対象者が本案事件を取り下げた後、残った本案事件関係の債務名義等の理由中に代替事項が記載されている場合、秘匿事項届出書面及び秘匿決定書が附属書類となるのか。

A 秘匿決定の効力は、秘匿対象者が本案事件の一部取下げ等により当事者でなくなった後も、当該本案事件に及ぶと考えられるから、一部取下げ後の本案事件は「秘匿決定がされている事件」に該当する。

したがって、当該事件の債務名義等の理由中に代替事項が記載されている場合は、附属書類として秘匿事項届出書面及び秘匿決定書を債務名義等と共に分離して保存することとなる。

## 2 原本の編冊について

**Q 8-6 秘匿決定がされた事件の債務名義等はどのように編冊するか。秘匿決定がされた事件の債務名義等は、専用の編冊につづる必要があるか。**

A 債務名義等は、事件記録から分離されて保存に付された後も閲覧・謄写の対象となるところ、秘匿決定がされた事件の債務名義等は、附属書類として秘匿事項届出書面等が添付されていることから、引き続き、誤って閲覧等をさせることのないよう注意する必要がある。

そのため、秘匿決定がされていない事件の債務名義等と秘匿決定がされた事件の債務名義等は見分けがつく形で編冊することが相当であり、問い合わせのように秘匿決定がされた事件の債務名義等を専用の編冊につづる運用は適切な方法と考えられる。

なお、このような専用の編冊を作成することは、従前の刑事事件記録等送付保存通達では認められていなかったが、今回の通達改正により作成が可能となったものである（Q 8-1 の A 2 参照）

おって、事件数が極めて少ない場合など、専用の編冊とすることが相当でない場合も考えられるが、その場合でも、誤って閲覧等をさせることのないよう一見して判別できるように区分してつづるなどの方策を施すことが相当である。

**Q 8-7 秘匿決定がされた事件の債務名義等をつづり込む際、刑事事件書類編冊目録にはどのように記載すべきか。**

A 編冊目録の「備考」欄に「秘匿決定あり」等と記載し、秘匿決定があることを明らかにする必要がある（刑事事件記録等送付保存通達の別紙様式第1）。

なお、事件終局後に秘匿取消決定（民訴法133条の4第1項）が確定した場合には、「備考」欄に「R●・●・●秘匿取消決定確定」等と追記することが相当である。

**Q 8-8 秘匿決定がされている事件の債務名義等や附属書類について、閲覧等が制限されている部分がある場合には、どのように取り扱うのか。**

A 債務名義等又は附属書類中に閲覧等が制限されている部分がある場合には、刑事事件書類編冊目録の「備考」欄に「閲覧等制限決定あり」等と記載する必要がある点は、従前の取扱いと同じである。

なお、秘匿決定がされている事件については、通常、債務名義等に秘匿事項や推知事項は記載されないため、債務名義等自体の閲覧等を制限する場合は多くないと考えられる。

**Q 8-9 秘匿決定がされた事件の債務名義等のつづりは、数年分を一つの編冊とすることは許容されるか。**

A 事件書類の編冊で紙数の少ないものについては、数年分を一つの編冊とともに許容されている（刑事事件記録等送付保存通達記第2の3(3)カ）ことから、秘匿決定がされた事件の債務名義等のつづりについて、数年分を一つの編冊とすることも許容される。

**Q 8-10 秘匿事項届出書面等を債務名義等と別の編冊（秘匿事項届出書面等つづり）で保存することは許容されるか。**

A 秘匿事項届出書面等は、刑事事件記録等送付保存通達上、債務名義等の附属書類になると考えられることから、債務名義等と一括して保存することが相当と考えられる。

Q 8-11 原本分離後に秘匿決定が取り消された場合、債務名義等及び秘匿事項届出書面等は秘匿事件用のつづりから通常の債務名義等のつづりにつづり替えるのか。

A 通常の債務名義等のつづりにつづり替える必要はないが、秘匿決定が取り消されたことが一見して判別可能な措置をとることが相当である。

その方法としては、秘匿事件用のつづり中に分解紙を挿入し、秘匿決定が取り消された債務名義等については分解紙の後ろにつづり替えた上、編冊目録の「備考」欄に「R●. ●. ●秘匿取消決定確定」等と記載することが考えられる。

なお、秘匿取消決定の決定書を附属書類として保存に付す必要があることに留意する。

### 3 附属書類の分離について

Q 8-12 債務名義等と秘匿事項届出書面等の間に分界紙を入れてもよいか。

A 必ずしも原本と附属書類との間に分界紙を入れる必要はないが、秘匿事項届出書面及び秘匿決定書は各1枚のみとなることが多く、散逸のおそれもあることから、秘匿事項届出書面等の所在を明らかにするため、分界紙を入れる等の措置をとることは適切な運用方法の一つであると考えられる。

Q 8-13 秘匿事項届出書面等に送達日や確定日を付記するか。

A 秘匿事項届出書面等は、債務名義等の附属書類として保存されるものであり、送達日や確定日を付記する必要はない。

**Q 8-14 秘匿事項届出書面等の原本を附属書類として分離保存する場合、事件記録に秘匿事項届出書面等の謄本をつづる必要はないか。**

**A つづる必要はない。**

秘匿事項届出書面は、債務名義等と共に保存されることになり、必要があれば、債務名義等つづりを参照することで足りる上、秘匿事項が記載された書面を増やすことは相当でないことから、事件記録に秘匿事項届出書面の謄本をつづる必要はない。

Q 8-15 秘匿決定がされた事件について、以下のように複数の債務名義等が存在してそのいずれにも代替事項が用いられている場合、秘匿事項届出書面等の原本を添付しないものについて秘匿事項届出書面等の謄本を添付する必要はないか。

- ①損害賠償命令原本と訴訟費用額確定処分原本がある場合
- ②手続が分離され、一方が損害賠償命令、他方が和解で終局した場合

A 秘匿決定がされた事件について、複数の債務名義等にそれぞれ代替事項が用いられている場合には、当該債務名義等を一体として保存に付す場合を除き、債務名義等ごとに秘匿事項届出書面等の原本又は謄本を添付する必要がある。

上記①及び②の場合には、いずれも債務名義等が複数保管されるため、債務名義等ごとに秘匿事項届出書面等の原本又は謄本を添付する必要があるものと考えられる。

**Q 8-16 秘匿決定が一部取り消された場合、附属書類として、秘匿事項届出書面と共に一部取消決定書を分離して添付する必要があるか。**

**A** 事件終局の前後にかかわらず、秘匿決定の一部が取り消された場合に、附属書類を秘匿事項届出書面及び秘匿決定書のみとすると、損害賠償命令等に記載された住所又は氏名につき、定められた代替事項の一部が使用されていない理由が不明となることから、債務名義等の内容を明らかにするための附属書類として、一部取消決定書も保存する必要があると考えられる。

**Q 8-17 秘匿決定が一部取り消された場合、附属書類として、閲覧等用秘匿事項届出書面を分離して添付することは許容されるか。**

**A** 債務名義等の附属書類として添付するのは、当該書面が債務名義等の内容を明らかにするために必要な書類だからであり、秘匿決定書、秘匿事項届出書面及び一部取消決定書があれば、債務名義等の内容は明らかであるため、あえて閲覧等用秘匿事項届出書面を分離して添付する必要はない。

Q 8-18 秘匿事項届出書面の一部について閲覧等許可の決定が出され事件が終局した場合、閲覧等許可決定書も附属書類として分離する必要があるか。

A 閲覧等許可決定書は附属書類として分離する必要はない。

秘匿事項届出書面等を附属書類として分離する理由は、債務名義等に表れる代替事項の内容を明らかにするためである。そのため、閲覧等許可決定書は附属書類とする必要はない。

もっとも、事件終局後も秘匿事項届出書面の一部に対する閲覧等許可の決定の効力は継続するため、附属書類として分離された秘匿事項届出書面の閲覧等申請がされた場合には、閲覧等許可の範囲や閲覧等許可を受けた者の範囲を記録から確認する必要がある。

#### 4 その他

Q 8-19 改正法施行後に、従来の秘匿措置を執っている確定記録について何らかの処置をすることを要するか。

A 改正法施行後の新たな秘匿制度における秘匿決定がされた事件記録と区別できるように記録表紙等に「従来の秘匿措置」等と明示することが相当である。

なお、改正法施行後は、原則として新たな秘匿制度により取り扱われ、従来の秘匿措置が執られる事件は、改正法施行時点で既に従来の秘匿措置が執られている事件に限られるものと考えられる。

Q 8-20 秘匿決定がされた事件について、将来、秘匿決定の取消しの申立てがされることに備えて事件記録を保存期間満了の後も保存しておく必要はないか。

A 事案に応じ、保存しておくかどうか検討することが考えられる。

ただし、このような保存は、特別の事由により保存する必要があるものを対象とするものであるところ（刑事事件記録等送付保存通達記第2の5(1)ア）、将来、秘匿決定の取消しの申立てがされる可能性については、全ての事件に当てはまる事情であることから、一般的には、その事情だけで保存しておくことは多くないものと考えられる。

- Q 8-21 刑事損害賠償命令事件で秘匿決定がされた上で民事訴訟に移行し、民事訴訟でも改めて秘匿決定がされた事件が、以下の①から③までのとおり終局した場合に、附属書類として保存すべき秘匿関係の書類は何か。
- ①民事訴訟移行後に「刑事損害賠償命令の申立てについての裁判」に対する異議が取り下げられた場合
  - ②刑事損害賠償命令の申立てについての裁判に仮執行宣言が付されている場合で、民事訴訟事件が確定した場合（民事訴訟事件が訴え取下げで終了した場合を除く。）
  - ③刑事損害賠償命令の申立てについての裁判に仮執行宣言が付されていない場合で、民事訴訟事件が確定した場合（民事訴訟事件が訴え取下げで終了した場合を除く。）

- A ①の場合、民事訴訟へ移行後の訴訟手続で作成された書類も含めて記録全部を刑事裁判所へ返還することとなる。この場合、刑事損害賠償命令書の原本は確定判決と同一の効力を有する裁判の原本となるため、これを刑事裁判所において原本分離して保存することとなる。そのため、附属書類として保存すべき秘匿関係の書類は、刑事損害賠償命令事件における秘匿事項届出書面及び秘匿決定書となり、民事訴訟における秘匿関係書類を附属書類として保存する必要はない。
- ②の場合、民事裁判所で記録を保管することになるところ、確定した民事訴訟事件の終局書類（判決原本、和解調書等）は当然原本分離が必要となり、当該終局書類の附属書類として、刑事損害賠償命令書の原本も保存する必要がある。そのため、附属書類として保存すべき秘匿関係の書類は、民事訴訟における秘匿事項届出書面及び秘匿決定書並びに刑事損害賠償命令事件における秘匿事項届出書

面及び秘匿決定書となる。

③の場合、民事裁判所で記録を保管することになるが、刑事損害賠償命令の効力は失われているため、同命令書の原本は、附属書類として保存する必要はない。そのため、附属書類として保存すべき秘匿関係の書類は、民事訴訟における秘匿事項届出書面及び秘匿決定書となり、刑事損害賠償命令事件における秘匿関係の書類を分離して保存する必要はない。もっとも、民事訴訟において秘匿決定がなされず、刑事損害賠償命令事件の秘匿決定において定めた代替事項がそのまま民事訴訟においても用いられた場合（民訴法133条5項後段）は、刑事損害賠償命令事件における秘匿事項届出書面及び秘匿決定書を附属書類として保存する必要がある。